#±^+	· = # 4			(1)-2 出身学校の分3	<b>對長</b> /4\		学校、年齢、学歴	(1)-3 年前、意義	字屋の		1\2 4=44	<b>=</b> 4+2	E A	<b>西</b> 从	(2)	4 📥	豊. 見た笠の悪い	/2\	・計畫・見か等の	<b>亚</b> 丛	(2) 就業・居住等	②一   収集先の来種要	(2)	0 計学化の豊穣面は	②−ii <b>#</b> #4
地方公共	<b>*四种</b> 名	②域内	(1)-1 出身学校の要件	件 i 出身学校の分野要 の有無 ①すべ  ②一部  ③1	E件 ii	出身学	<sup>■</sup> 校の分野要件 校の分野要件	要件 i 年齢、最終学 の有無  ①すべ ②一部	屋要件		1)-3 年齢、 ii 年齢、			件	i	就業	業・居住等の要件 ・居住等の要件 	(2)-	就業・居住等の]     居住期間	安計	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	件 i 就業先の業種要件の 有無 ①すべ ②一部 ③全く	! ii	-2 就業先の業種要件 就業先の業種要件 	②一ii 就業先 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に に存立 なし する学 校の名	2 ③その	ての返 の返還 数気速支援 支援に ていにおい おいて	定し(保育)	(医 ③そ)	が開	ての返 の返還 漢支援 支援に	設定し st ていな st	剛限を	②在学 ③卒 中 予算	業 ④卒業 済み	⑤その 他	詳細	①域内 ②域内 の企業 に居住 に就業	住か	④その 他 詳細	有	期間の詳細	無	有期間の詳細	ての返 の返還 設定し 遺支援 支援に ていなにおい おいて い	(保育 士、介 節	(医 ③その i、看 他	①対象 ②対 として とし いる いな
北海道	札幌市		募集年度に大学、 大学院、短大、高 専、専修大学を卒 の方、までの方、ま3年 度以内に全部 度以内に生命 を有している方	C	O			0			0						域内に居住、かつ、札幌市の認定企業に就業		就職後2〜4年目(域 内に居住している期 間のみ対象)		就職後2~4年目(認 ○ 定企業に就職してい る期間のみ対象)	0		中小企業:業種の 要件なし ひ 社会福祉法人、 学校法人等:保育	0
北海道	小樽市 旭川市	0	公立		O .	0			0						0	0		0	3年間		〇 3年間	0 0		0	0 0
北海道	室蘭市	0			0				0							0		0	下記の期間内にはいた 下創路市にいました。 「側路市にいまに対けにはいるを 神になると、 がはりたが、 に採用には明さに、 に採用には明さに、 にはいるできた。 にはいるできた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		0	0			0
北海道	北見市	0		C	0				0						0				期間を有すること	0	0	0		0	0
北海道	北見市 【2】	0		C	O				0								北見市内で医師とし て医療機関に勤務又 は開業。	· ·		0	貸付期間に相当する 期間勤務等をした場合は返済を全額免除 (貸付期間の1/2に相 当する期間を超えた 場合は段階的に免 除)。	0		0	0
北海道	夕張市	0		C	0			0				0			0				域内に5年以上定住 する見込みがある		域内及び他自治体の 事業所等に5年以上 継続して勤務する見 込みがある	0			0
北海道	留萌市		看護師、准看護師、助産師、理学療法士及び作業療法士養成機関			0			0							0		0	多学資金貸付期間の 1.5倍に相当する年 改(端数月数切上げ)		修学資金貸付期間の 1.5倍に相当する年 数(端数月数切上げ)	0		0	0
北海道	苫小牧市	0	高等教育の就学		0			0			0					0			5年間 卒業した大学等の正 現の修行年数(1年、		○ 5年間 卒業した大学等の正 規の修行年数(1年、	0		福祉、医療、情報	2 0
北海道	稚内市		〇 大阪利前及にお ける確認大学等 であること		Э			0				0				0			2年制の場合は3年と する)		2年制の場合は3年と する)	0		O THE CONTROL (IT系)	J
北海道	芦別市	0			0			0		O - 5						0				0	○     1年以上       事業者に雇用されている期間が当該雇用	0			0
北海道	江別市	0		0	0				0						0		①の担合は火虾及			0	の が開始された日から 起算して5年を超えて いないこと。	0	0		0
北海道	赤平市	0			Э			0				0					①の場合は半額免 〇 除、②の場合は全額 免除としている	0	奨学金返還中の期間	J	<ul><li></li></ul>	0			0
北海道	紋別市【1】	0			O			0			0									0	〇 2年以上	0			0
北海道	紋別市 【2】	0			)			0				0				0				0	1年以上雇用(1年以	0			0
北海道	士別市	0		0				0		O - 32						0				0	上の雇用見込み及び 期間の定めがない場合を含む。)され、社会保険の適用があること(土別市内に所在する個人事業主にあっては、1年以上の事業継続が見込まれること)	0			0
北海道 北海道	<u>名寄市</u> 根室市 【1】	0	〇 名寄市立大学		) )			0	0		0	+			0	J				0	O       6ヶ月以上         貸付を受けた期間以上従事すること	0		0	0
北海道	根室市 【2】		の	0	0	0	教育(幼稚園教	0					0	申請時点で養成機関 等に在学又は入学見 込であること。(年齢 制限なし)		0		0	市内に住所を有し、 又は住所を有したこ とのある方が該当		表機関修了後、1ヵ 月以内に市内幼稚園 等に勤務し、従事期 間が貸付期間に達す ること	0	0	O 教育(幼稚園教 諭)	0
北海道	歌志内市	0		C	0				0								O 区域内に居住かつ民 間企業に就業	0	申請期間内		〇 申請期間内	0		正規雇用者(社会保険、労災保険、 保険、労災保険、 ○ 雇用保険に加入 している雇用期 待)	
北海道	深川市	0			Э			0		O - 3						0				0	0	0		197	0

地方公封	+団体名				(1)-2 出身	子夜の分野妻 /			学校、年齢、学歴 その分野要件	(1)-3 年前、意	数字面の			I)-3 年齢、:	<b>星</b> 紋学	腰の耳	<b>斯</b>	(2)	1 計	業・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の	悪处	(2) 就業・居住等 (2)-1 就業・居住等の要件	②一川 収集先の業権長	(2)_	2 計畫	先の業種要件	②—ii 就業先(
起力公子	*W###	②域		ł学校の要件 	1 出身学校の		前 出意	9.学校/	の分野亜佐	要件 i 年齢、最終等 の有無  ①すべ ②一部	学歴要件	<b>小午餐</b>		リデュ 年齢、 第一年齢、最			件		i就業	·居住等の要件	は	安計	(2)-  就果·居住寺の安計 	件 i 就業先の業種要件の 有無 ①すべ ②一部 ③全く	ii	計量4	元の条種要件	②一ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に に存 なし する! 校の	立 学	③その 他 詳細	【での返しの】	返還 設定し (保) 接に ていな 士、f いて い 護士:	町 (医)	③その		ての返 の返還 遠支援 支援ににおい おいて	し設定し ていな	制限を 設けて	下限   ト限	②在学 ③卒集 中 予定	④卒業 済み	⑤その 他	詳細	①域内 ②域 (①域内 の企! に居住 に就!	に居かれ	④その 他 詳細	有期間の詳細	無	有期間の詳細	ての返 の返還 設定し 遠支援 支援に ていなにおい おいて い	(保育 (	(医 ③そ i、看 他	の詳細	①対象 ②対象 として として いる いない
北海道	富良野市 【1】	0		〇 旭川医科大学		6°C 6° 88.2°	O		B+ WI	0	, C		PHX THX			0	申報 旭川医科大学卒業及 び医師国家試験合格		5,4	医師国家試験合格 後、指定する医療機 関で医師法(日第16年)第16 条の2に基づく臨 所修(以という)。を2 年、後期臨床研修」という。を2 年、後期陥除は ればならなければならなければならなければならなければならなければならなければならなければならなければならなければならない。		0	医師国家試験合格 後、指定する医療機 関で医師法(昭和23 年法律第21号)第16 をの2に其づど際中	0		0	61-59	0
北海道	富良野市	0	公立		0		0			0				0						本地方公共団体が 〇 定める医療機関等に		0	修学資金の貸付けを 〇 受けた期間(max3年	0	(	0		0
北海道	富良野市	0				0					0								0	就業	〇 5年間		間) 〇 5年間	0				0
北海道	伊達市	0			0			0	看護師、准看護師の養成課程の 在学者、認定看護師教育課程の 履修生など	0						0	看護師等の資格取得 に必要な教育課程を 実施する、大学、専 門学校、養成所等に 入学又は在学中であ ること	0				0	貸付期間に相当する の期間(最低でも3年間)	0		0	助産師、看護師、 准看護師、専門 看護師、認定看 護師など	0
北海道	北斗市 【1】	0				0				0		0	- 4		0	0	・令和2年度以降に 大学等を卒業又は退 学した者 ・転入時又は就業時 における年齢が4歳 未満の者			域内に居住、かつ、 域内の事業所に正 規雇用として就業	転入日以前6月以上 の期間、北斗市外に 居住していた者		0	0				0
北海道	北斗市 【2】	0				0					0					0	・令和2年度以降に 大学等を卒業又は退 学した者 ・転入時又は就業時 における年齢が4歳 未満の者		0			0	0	0				0
北海道	松前町	0				0					0							0			1 北海道松前高等学校に入学した長年 学校に入学した手等学を 生が、貸付けを受けを 期間と同等期間を 居住した場場合 2 1以外の高等学 校、高等等学校高等学校 が、賃付けを受けた 期間の2倍に相当す る期間を居住した場		O	0				0
北海道北海道	知内町 木古内町	0			0	0	0			0	0		- 34					0	0			0	0	0		0		0
北海道	七飯町	0				0				0						0	令和4年3月以降に 大学等(大学院、大学 、大学、短期大学、高等学 東門学校、高等学 校、専修学校)を卒業 (修了)した者		0		借入奨学金等償還月以前から継続しても 飯町に住民居住しても 飯町に住民居住のでは、 つ、助成金の交付を 受ける続して付を 受ける続して日本で 利益のでは、 見込みの者	5	大学等を率業(修了) した後、町内又は近 隣市町村の事又はは所 に正規社(雇用保定に限 力人して就職している者といい。 る者、として就農業で、に 従事している年度末で、 はを登続して、就職 まで継続して就職す る見込みの者	0				0
北海道	森町	0				0			・高等学校の農業	0				0				0				0		0				0
北海道	八雲町 【1】	0				0		0	課程 2 は水産 2 は水産 2 は水産 2 は水産 2 は水産 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2	0				0					0			0	要学費の補助を受けた月数の2倍の期間 の就業した場合、返還を免除。	0		0	自営農漁業、また は自営商業、工 業に就業。(家業 を後継すること)	0
北海道	八雲町 【2】			医療系の学校(図 の 師、看護師、保領 師、薬剤師など)	0		0				0							0				0	O 資格・免許に応じて 異なるが最短で2年	0	(	0		0
北海道	江差町			保健師が即年和23年 接師法律第23号院 法律第23号院 条及び第21条を 規定に基大臣で 事程した学校下は 厚生お労働大臣的 東上た労働 指 員養	0		0				0								0		当該免許取得後速やかに江芝田に住民登録のうえ居住し、町内医療機関において看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した財産が引き続き5年に連直したとき		当該免許取得後速やかに江差町に住民登録のうえ居住し、町内医療機関において看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき	0	(	0		0
北海道	厚沢部町 【1】			大学校、専等等学校、専等等学校を 校専学校在在たい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		0				0				0						農業高等学校卒業 〇 後本町で5年間農業 に従事		0	〇 5年間	0		0	農業	0

	共団体名					1)-2 出身学校(	の分野要			・校、年齢、学歴 の分野要件	の要件 (I)-3 #	市、東天子	歴の	(1)	L-2 4=	- 44	終学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件	(2)	-1 就業・居住等の要件		就業・居住等 -1 就業・居住等の要件	120-11	就来先の	<b>)来程長</b>	/2\_o ====	業先の業種要件	②-ii 就業先
地方公:	КШРТ		(1)-1 出身	学校の		件 i出身学校の分 の有無	野要件	ii H	身学坊(	の分野要件	i 年齢	要件 6、最終学歴 の有無	要件 全く (①年齢)	i			<b>終学歴の要件</b>		i 就業・居住等の要件	(2)-	i 居住期間	(2)-	iii 就業期間	i \$\$1	件 東先の章程 有無	要件の		先の業種要件	業種要件 Ⅲ 公務員
都道府県	市区町村	tal.	②域内 に存立 する学 校の在 設置者	③その 他	D	の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 選支援 支援に におい おいて	設定し ていな	(保育)(医 士、介)師、1	③その <b>動</b>	詳細	ての返	の返還設	全く ①年齢 定し 制限を いな 設けて い いる 下		ф	3 卒業 ( 予定	予卒業 ⑤その 済み 他 詳細	①域内 に居住	②域内 の企業 住、か 他 に就業 つ、域 群細	有	無期間の詳細	有	無期間の詳細	ての返 選支援	の返還 支援に	設定し ていな	D福祉 ②医療 (保育 (医 ③ 士、介 師、看 護士な 護師、	その 詳細	①対象 ②対: として とし <sup>1</sup> いる いな!
北海道	厚沢部町 【2】		EWE ME		保健師、助産師、 看護師又は准看 護師(以下「看護			0		AT 780	0	an c		PDC who PDC	0		51.79		法定免許を取得した 日から定める一定期 日からでのそのでは 日本の文は国民を において看護業務等		77) IN V 57-544	0	2年~5年間	1-60	0	6.	0	57.59	0
北海道	厚沢部町【3】			0	保管等に対している。 保証 の の を 学 に か を 学 に か で を 学 に か で か で か で か で か で か で か で か で か で か	0		0			0					0			○ 町の看護業務等に 従事		0	0	5年間		0		0		0
北海道	乙部町			0	農業高校、水産 高校、保健師を養 成する学校	0		0	0	農業高校、水産 高校			0						当町の奨学基金の 資与を受け、農業高 校、水産高校を卒業 後、町内において農 業、漁業に4年以上 従事した4年以 保健師においては、 3年以上従事した 者。	Sin Vine	o	0	農業、漁業に4年以 上従事。保健師は3 年以上従事。		0		0	〇  一次産業	0
北海道	奥尻町	0					0						0						0			0	5年以上 奨学資金を借り受け			0			0
北海道	せたな町	0				0		0							0	0			0		0	0	た期間と同等の期間		0		0	主要産業に従事	0
北海道	島牧村 【1】	0					0						0						0		0	0	2年以上 奨学資金の貸付を受	0				つ 土安性未に促すするもの	0
北海道	島牧村 【2】			0	医療・福祉職の養 成施設	0		0 0					0						0		0	0	東子真並の買いを受けた期間に相当する 期間。ただし貸付を 受けた期間が3年に 満たない場合は3年。	0			0 0		0
北海道	寿都町	0				0		0 0					0						域内の有資格者を必 の 要とする企業への就 業。		0	0	貸付期間と同期間。 (貸付期間と同期間 の就業で全額償還免 除となる。)	0			0 0		0
北海道	黒松内町	0					0				0		0	- 4				0		0	基準日に町内に居住 しているもの	0	基準日に町内に就業 しているもの			0			0
北海道	喜茂別町	0					0						0					0			0	U	町内に住民登録を 行った日以降の奨学 金を返還する期間内 とし、継続した6月			0			0
北海道	俱知安町 共和町	0				0	0		0	保育士養成、幼 稚園教諭免許	0		0	- 3					住民基本台帳に記載され、町内保育施設に正規に雇用		助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して居住すること 3年以上		助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して勤務すること 3年以上	0		0		町内の保育施設	<b>受</b> O
北海道	神恵内村	ŏ					ŏ				0		0	3				0			0		34 <u>01</u>			ŏ			0
北海道	余市町	0					0				0		0	- 3			0		0	0	申請年度の前年度の3月1日において居		0			0			0
北海道	上砂川町	0					0						0					0		0	住していること 1年間町内に入居	0	1年間			0			0
北海道	栗山町	0					0				0		0	- 27			0		0	0	資格者登録を受けて から5年以上居住す ること。		0			0			0
北海道	北竜町	0				0		0			0		0	- 25			○ 入学予定または在学 生	2	0		<u>هدد.</u>	0	5年間	0			0		0
北海道	北竜町	0				0			0	農業高校または 農業大学または	0				0		<u> </u>		町内で農業経営に従 の事または農業経営補	Ě	0	0	5年間		0			つ 農業	0
北海道	【2】 北竜町 【3】	0					0			農業関連学科	0		0	- 35	0				助者として従事する 域内の保育施設に の就業し、6ヶ月以内に		就業の日から6ヶ月 以内に北竜町内に居 住し、その後5年間	0	5年間	0	0		0	(人) 一般木	0
																			域内に居住		居住する見込みのあ る者								
北海道	沼田町		0				0		$+ \exists$				0						域内に居住、かつ、	0	5年間	0	5年間域内に居住			0			0
北海道	鷹栖町	0					0						0						域内の企業(事業) 所)等(自営業舎む) ○ または域内の企業等 と運営母体が同一の 域外の企業等に就 業	D	0	0	奨学金等返還計画書 提出時から遡及し て、3年以内に雇用	0			0		0
北海道	上川町	0				0		0					0						0	0	学校等を卒業した日 から2年以内に住民 登録		町内に就職し又は自 営業に従事し5年を 超えるとき			0			0
北海道	美瑛町	0					0				0		0	- 3			0	0			過去に1年以上本町 の住民基本台帳に登 録されており、居住し ていた者で、今後3年 以上居住する見込み があること	0	就業後、3年以上継続して就業すること			0			0
	上富良野町						0				0			- 35			0		0		居住している間 1年以上定住する見	0	就業している間	0			0 0	公務員以外	
北海道	中富良野町	0					0				0		0	- 3			平成27年度以降に卒			0	込みであること		0			0			0
北海道	和寒町	0			高等学校、大学		0				0			+			〇 業し返還を開始する 方から対象	0		0	返還期限内		0		0		0		0
北海道	下川町			0	等、北海道立農 業大学校	0			0	農業			0					1	0		0	0	5年間	0				D 農業	0

March   Marc	地方公:	<b>共団体名</b>		(1)-1 出』	<b>身学校</b> (	の要件	1出身		<b>}野要件</b>	(1)−2 <u>H</u> ii H	出身学校、年齢 身学校の分野要 身学校の分野要	件 (1)-3	牛 牛耶、 歳養字歴の 要件 齢、最終学歴要件				年齢、最終学歴の ・齢、最終学歴の要					住等の要件 等の要件	(2)-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2) 就業・居住等 (2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	i 就鄉	駅東先の東福長 件 !先の業種要件の		ii 営業先の業績要件	②一ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
EACH OR OF THE PROPERTY OF THE	都道府県	市区町村	①特になし	こ存立 する学	ーーーー		ての返還支援	この返還 支援に	設定していな	①福祉 ②医療 (保育 (医 士、介 師、看	③その 他	①すべ ての遊 漫支領	の返還 設定し 制	限を		②在学	③卒業 ④卒業 ⑤その						有	無	有無無	①すべ ての返 復支援	有無 ②一部 ③全く の返還 設定し 支援に ていな	①福祉 (保育 士. 介	②医療 (医 ③その 節. 君 他	①対象 ②対象としてとしているいない
Marchan   Marc	北海道	美深町		<b>交の在</b> 設置者		詳細	icasi.	יאמיל	· LV	護士な 護師、	評価	におい		NS F	<b>股 上限</b>	ł I		<b>詳報</b>		つ、域			期間の辞継	0	町内に勤務し、その 期間が引き続き1年 を経過するごとに貸 付金の1年間に相当 する額の償還を免除	におい	おいて い	護士な	腰師、一件和	
March   Marc	北海道	音威子府村	0						0				0								0	村または村内の医療 機関等に就業		0	就業一年間につき、 〇 貸与一年間に相当す	0		0	0	0
California   Cal							0		0					O -	3				0	0			〇 5年以上	0	0				業後継者、管理 栄養士、作業療法 法土、理学療法 士、介護福祉士 の商工会会員の経 営者及び従業員、 特定非営営活法 法人の経営者及	0
State   Table   Tabl	北海道		0				0			0		0				0	0	法の規定に基づく大学または学校、学院 もしくは養成所等に おいて入学を許可さ			0	師·看護師·准看護		0	<ul><li>全額免除、従事期間</li></ul>	0			0	0
Section   Column	北海道		0						0				0					102 1	0		0	護師・准看護師とし て引き続き5年以上 従事しようとする者		0		0			0	0
### AMAN   O   O   O   O   O   O   O   O   O																	0	していること				後、町内において介 護職員等として引き 続き5年以上介護業 務等に従事しようと する意思を有するこ と		0						0
2												0		0 -	35						0	用で、 用で、 所では、 所では、 所では、 所では、 所では、 所では、 所では、 のには、 では、 のには、 では、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 ので			○ する年度の初日から 末日までの間					0
北海道   製造物   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日								0		0		0		0 -	3		0	認定申請年度の4月 日時点で3歳以下	'						o 就業後5年以上継続					
北海道   型高町	北海道	豊富町 【1】	0				0			0			0								0	保育士として勤務	〇 4年以上		〇 4年以上	0		0		0
北海道     豊富町 (3)     〇 公立     中央大名 - 括海道 安東 (大名 - 経済) (4)     〇 (4)     〇 (4)     日本 (4)     〇 (4)     〇 (4)     日本 (4)     〇 (4)     〇 (4)     〇 (4)     日本 (4)     〇 (4) <td>北海道</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td><b>北海道</b>曹</td> <td>宣言生</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>定める企業(事業所) 等(中小企業含む)</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td>	北海道		0			<b>北海道</b> 曹	宣言生	0		0			0								0	定める企業(事業所) 等(中小企業含む)		0	0		0		0	0
北海道     利尻富士町     日本的本地方公共団体の住民であることであることであることであることであることであることであることであること	北海道			〇 公立	0	学、からない。 学中、からのでは、 できない。 ののでは、 できない。 できない できない できない できない できない できない できない できない	期間で道を済学に りき海を優と は は は は は は は は は は は は は き る き る を そ を と き る き る き る き る き る き る き る き る き る き				○ 保健師以身	トの出 〇		O 18	-						0	本町が定める企業(事業所等)に就業		0		0			<ul><li>〇 保健師以外の業</li></ul>	0
北海道     美曜町 ○     1年以上     ○						認定申請認定申請認力を表示を表示を表示しています。	者の保 地方公 住民で と			0 0	〇 救急救命	士									0	所)等(中小企業含 む)に就業	○ 貸付期間の2倍(1年		〇 により、就業期間が 貸付期間に達したと き)	0		0	〇 〇 救急救命士	
サ海道 <b>斜田町 ○ ○ ○ 在職期間が継続して ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</b>	北海道	美幌町			0				0			_	0										を限度とする)		O   を限度とする)     O   1年以上	0		0	0	0
				0								0				1	O								在職期間が継続して	1		0	0	

				(1)-2 出身字		(1	)出身与	学校、年齢、学歴	の要件 (1)-3 年前、最初														(2) 就業・居住等		(2)一   駅東先の東極多				
地方公共	も団体名		(1)-1 出身学校の要件	件 i 出身学校の	: の分野要件	ii H	身学校	交の分野要件 の分野要件	要件 i 年齢、最終等	<b>学屋要件</b>		(	I)−3 年齢. ii 年齢、						業・居住等の要件 ・居住等の要件	(2	)-1 就業·居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の iii 就業期間	要件	件 i 就業先の業種要件の	(2	ii sh	t業先の業種要件 業先の業種要件	2)—ii 就象先 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学	③その 他	ての返 の返 選支援 支援	無 一部 ③全く ① 通 設定し (例 に ていな 士	界育 (医 、介 師、1	③その   他		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に	設定し	制限を		②在学 ③卒	業 ④卒業 済み	⑤その 他	) 	①域内 ②域に ①域内 の企動 に居住 に就動	③域内 に居 住、か	<b>④その</b> 他 <b>***</b> *********************************	有	40 88 a 54 Am	無	有	無	有無 ①すべ ②一部 ③全く ての返 の返還 設定し 選支援 支援に ていな	(保育 士、介	師、看	他	①対象 ②対: として として いる いな!
北海道	訓子府町	校の在	: 設置者	においおい	o	士な 護師		詳細	においおいて	0	いる	下限上限				詳細	1-000	`つ、城	本地方公共団 定める企業(事業 等(中小企業会 に就業	務所) む)	期間の詳細	0	期間の詳細	0	におい おいて い	護士な	腰師、	詳細	0
北海道	遠軽町	0		0		0				0									貸付期間が終了 月の翌月の初日 起算して2年以下 町内の医療機 引き続き3年以	から 引に、 関に		0	〇 3年以上		0		0		0
北海道	湧別町 【1】	0			0									0				0	務	0	5年以上		O 5年以上		0				0
北海道	湧別町 【2】	0			0					0								0		0	1年		O 1年		0				0
北海道	滝上町 【1】		看護師学校養成 〇 所2年課程(通信 制)			0			0						0	保健師助産師看護師 法による准看護師の 免許を有する者	0					0	負担を受けた期间! 相当するとき	D =	0		0		0
北海道	滝上町 【2】	0			0					0									〇 町の保健医療! 職員として就			0	相当する期间仕職 たとき	-	0		0		0
北海道	大空町	0			0				0		0	- 39		0				0		0	基準日において、1 年以上居住する者で、基準日以降も1 年以上居住する見え みの者。		基準日の属す合用。 基準日の属する中 の前年度取業者等 就業等を受けた時続す。 ら従業等を経続ない。 さ従て、基準日内事をする。 で以上業等で従業等をとは業等をは、 なみの者	年こないる。	0				0
北海道	洞爺湖町	0		0						0									の 就業・居住に関 要件はない			0		0	0				0
北海道	むかわ町	0			0				0					0		保健師等養成施設を		0				0	事業所に勤務を開	台	0	0			0
北海道	平取町	0		0	(	0 0			0						0	卒業した日以後の最初の4月1日から起算して6年以内にある者	0					0	O した日から起算して 年以上継続して就 する予定の者 次に掲げる期間を制	Ě	0	0	0		0
北海道	新冠町	0			0				0				0					0		0	次に掲げる期間を えて在住した場合 は、奨学金返還額の 未返還額を免除す ・貸付期間5年以下 の付期間5年1ヶ月 以上の者 5年	5	えて就職又はま家業 従事し在生した場合 は、奨学金返還額 ・貸付期間5名。 ・貸付期間5年1ヶ の者間5年1ヶ 以上の者 り上の者	D	0				0
北海道 北海道	浦河町 えりも町	0		0 0		0 0				0							0	0		+		0		0		0	0		0
北海道北海道	新ひだか町 士幌町 【1】	0	公立	0	0	0 0			0	0			0				0		士幌町内に住剤し、町内産業以 として、1年以 として、1年以 の 事、または、教 許を取得し、教 で て国公事の等 1年以上勤務	ハ手 :従 員免 ○ ieし 校に	町内産業の担い手。 して、1年以上従事 た場合は、同期間中 町内に住所を有して いること。	<u> </u>	○ 貸付を受けた期間 教員として国公立等 の大学に1年以上前 務	j.	0	0	0	町内産業担い手 ・ または国公立等 学校の教員	
北海道	士幌町 【2】		看護師もしくは介護福祉士の資格 取得のための学 校に在学。						0				0				0					0	町職員看護師は資金 を受けた修学資金。 1万円で除して1.5名 乗じた月数。町介計 職員は貸付を受け、 修学資金を手じた円 数。町内の民間 が町内の民間等 が町内の民間等 が町内の民間で た月数。 下月数。	と で	0	0	0		0
北海道	士幌町 【3】	0			0				0		0	- 3		0			0			0	5年以上居住する意 思のあるもの。	ţ.		0	0				0
北海道	鹿追町		鹿追剛修定はり傾け 空資 質付制金 質付制金 質け制金 で 資	0		0 0			0						0	①借、日本の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の	0					0	①借受者が修学により 後に、町の機関にほの機関にほのでといてが難したらが 師としてが難したら介 によって在職したと介が 福祉士事門卒業を手入り 短大程にする事とより をの指の介護をといるが は、他が記述して、 は、他が記述して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	<b>装配序 变,参灯所冒人冒</b> 。	0	0	0		0

							(1)	出身学		の要件	妻子屋の													(2)	就業・居住等						
地方公共	<b>技団体名</b>		(1)-1 出身学校の		(1)-2 出身字を 件 i 出身学校の: の有象	<b>分野事件</b> (∃	ii 44 i	电学场/	その分野要件 の分野要件	要件 事務、最終	学屋要件			I)-3 年齢 ⅱ 年齢、			14			業・居住等の要件 ・・居住等の要件	(2)-1	就業·居住等( ii 居住期間	の要件	(2)—	-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	-   i 就樂	取案先の業権 件 先の業権要件 本集	o	ii at	就業先の業種要件 1業先の業種要件	②-ii 就象外 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特にになし す	域内 存立 ③その る学		①すべ ②一音 ての返 の返還 滑支援 支援に	部 ③全く ①福祉 置 設定し (保育 こ ていな 士、介	生②医療 「 (医	<b>③その</b>		の有象 ①すべ ②一部 ての返 の返述 選支援 支援(	製定し かんしょう	制限を		②在学 ③卒	東 ④卒業	⑤その		①域内 ②域で に居住 に就す	対している。	<b>④</b> その	有		無	有	A	・「ての返	有無 ②一部 ③: の返還 設! 支援に てに	≧し (保育	[ (医	③その	①対象 ②対 として とし いる いな
北海道	清水町 【1】		の在 設置者			○ M±4			詳報	0		1.8	下限				詳細 新年時に高校は 市場に高校は 市場に高校は 市場に高校は では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		0	詳細		<b>期間の詳細</b>	0		期間の詳細		支援に でん おいて し		護師、	詳細	CO CO
北海道	清水町 【2】	0				0				0				0			力を極続している自	0			0	5年間		0	5年間		C	)			0
北海道	芽室町	0				0					0							0			<b>O</b> A	学金の貸与を受 学業後、町内に24 以上居住	け 軍		C		C	)			0
北海道	広尾町	0				0					0								0			以上店任	0	0	交付決定前から交付 対象期間に継続して 勤務していること		C	)			0
北海道	豊頃町		〇 公立 〇	豊頃中学校、豊 頃小学校、大津 小学校、その他既 に閉校している学 校		0				0		0	- 3		0				0		O <sup>III</sup>	成を申請しようと る期間	र्	0	助成を申請しようとす る期間		C	)			0
北海道	本別町	0			0	0	0				0							0					0	0	医療職員=貸し付け を受けた期間の1.5 倍に相当する期間 介護福祉士=貸し付けを受けた期間の2 倍に相当する期間	0		0	0		0
北海道	足寄町		0 0	北海道足寄高等 学校	0	0				0						0	介護福祉士養成施設 に入学する日の属す る年の3月に北海立 と寄高等学校を福祉等 した者で介護福祉等 成施設に在学し介護 福祉士の資格取 目指す者	0					0	0	修学資金の貸付けを 受けた期間の2倍に 相当する期間	0		0			0
北海道	陸別町	0				0					0						D187 B			域内に居住、かつ、 域内及び近隣町村 の企業(事業所)等	0	12カ月以上		0	12ヶ月以上		C	)			0
北海道	厚岸町	0				0					0						専門資格を取得し	0		(自営業含む)に就			0	0	貸与期間と同期間	0			0		С
北海道	標茶町	0			0		0			0						0	マ、卒業後1年以内に 標茶町に居住し、取 得した資格専門職と して標茶町内の企業 等に就業した場合		0		0	1年間		0	1年間	0			0		0
北海道	鶴居村	0				0				0				0 0	)					保護者が鶴居村の 住民基本台帳に登 録されている(学生 の居住地、就業地は 不問)			0		C	)	C	)			0
北海道	中標津町 【1】	0				0					0						保育養成施設等に在		0		0	5年		0	5年		C	)	<u> </u>		С
北海道	中標津町 【2】	0			0	0				0						0	学又は入学が決定し ている方(通信制を 除く)	0					0	0	3年	0		0			0
北海道	中標津町 【3】	0			0		0			0				0						O 指定する医療機関に 就業			0	0	4年(貸付期間が4年 を超える場合は貸付 期間)以上就業する こと	0			0		0
北海道	標津町	0			0	0				0		0	- 29				補助対象候補者認定			O 町内認定こども園に 就業			0	0	3年間	0		0	$\square$		0
北海道	羅臼町	0				0				0				С	0		を申請する日以降の最初の4月1日時点で3歳みまんであること		0				0		就業後5年以上継続 して勤務する見込み であること		C				C
北海道	羽幌町	0			0	0	0			0						0	学校若しくは養成所 に在学し、又は入学 が決定している者	0					0	0	貸付を受けた期間に 相当する期間に達し たとき(助産師・看護 師)、2年以上勤務で 一部免除、5年以上 勤務で全額免除(保 育士)	0		0	0	0	0
北海道	雄武町 【1】		0	土木又は建築に 関する学科を専 攻することができ る専修学校、高等 専門学校、短期 大学又は大学	0			0	土木、建築に関す る学科	0				0			申請時点において土 木又は建築に関する 学科を専攻すること ができる専修学校、 高等専門学校、短期 大学又在学 中であること	0		将来、雄武町の土木 う 技師・建築技師(役 場職員)として従事				0	雄武町の土木技師・ 建築技師の役場職員 又は町内の動祭した期 員として修学資金の貸 付期職員の場合とは修 受場金の返還をと終 受除、建設全と観 の場合はと戦 の場合はと戦 の場合は を り場合のを を り場合のを を り場合した を り場合した を り場合した を り場合した を り り り り り り り り り り り り り り り り り り	0				土木·建築技師 (役場職員)、町 内建設業者	0 0
北海道	雄武町 【2】		0	保医保育法士技技技方。 保護 保護 保護 保護 保護 保護 化素素 助理 素 財 接 検 に 大き	0		0			0				0		0	申請時点において保 健医療技術者の資格 取得に必要な教育契 程を実施する学校又 は養成所に在学中で あること			将来、雄武町の保健 区療技術者(役場職 員)として従事					雄武町の保健医療技 術者後場職員とし で動物に対した 修学資金の貸付期間 に達したとき、修学資 金の返還を免除	0				0	0

					(1) 出	身学校、年齢、学	歴の要件														(2) 就業・居住等					
地方公	<b>技団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	i出身学校の分野要件	ii 出身学	学校の分野要件 校の分野要件	(1)-3 年齢、最初 要件 i 年齢、最終等	科学歴の 学歴要件			1)-3 年齢、 ii 年齢、:			件		i就增	記集・居住等の要件 後・居住等の要件	(2)—1	就業・居住等の    居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	②一川 東東先の東極 件 i 就業先の業種要件	o (	ii 🕏		20-ii 就象先 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域 ①特に に存: なし する!	立 ③その	の有集 ①すべ ②一部 ③全く ①福祖 ての返 の返還 数定し (保育 選支援 支援に ていな 士、介	: ②医療 (医 ③そ ・ 師 看 州	- 0	<u>の有無</u> ①すべ ②一部 ての返 の返還 選支援 支援に	設定し	制限を		②在学 ③卒: 中 予定	東 ④卒業	⑤その 他		①域内 ②域  ①域内 の企! に居住 に就!	内 ③域内 に居 は 住.か	<b>④その</b> 他	有		無	有無	有集 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 設定 運支援 支援に てい におい おいて い	く ①福祉 し (保育 な. ナ. 介	L②医療 「(医 ・ 師、 君	③その 他	①対象 ②対 として とし いる いな
青森県	弘前市	校の	<u>在</u> 設置者 詳報	におい おいて い 護士な	護師、	詳細	におい おいて	0	เงื่อ -	下限 上限	1 1			詳細	(=80.	· う、域	詳細		期間の詳細	0	期間の詳細 企業が補助金を申請する時 点で対象従業員の勤務年数	ו דיום יום		護師、	詳細	(16 (12
青森県	【1】 弘前市 【2】	0		0			0						0	大学・専門学校の入学 時から卒業まで弘前市 奨学金の貸与を受けた 者が返還一部免除の対 象者(高校奨学生は対	0 0		①又は②の一方を満 たせば可	0	申請前の1年間		が3年以内 〇 申請前の1年間	0				0
青森県	十和田市	0		0			0		0	- 39		0		象外)			域内に居住、かつ、 企業(事業所)等(自 営業含む)に就業。 就業場所の要件は 定めない。		うへの申請年度の前 年度から継続して居 住していること。		0	0				0
青森県	今別町	0		0				0								0	住民登録台帳に登	0	1年以上		○ 雇用期間が1年以上	0	-			0
青森県	七戸町	0		0				0	0	-							録し、当該住所地を 〇 生活の本拠地とし、 かつ、事業所等に就 業していること		前期申請分3年、後	0	〇 (1年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む。)	0				0
青森県	六ヶ所村 風間浦村	0		0			0	0	Ü	- 35					0	0		0 '	期申請分3年 返還期間		期申請分3年					0
青森県	佐井村 三戸町	0		0	0			0							0			0 0	国請年度の1月1日時 点で町内に住所を有 し、現に居住するも の。また、申請年度 の3月31日まで継続 て住所を有し、居住 するもの。		0				0	0
青森県	五戸町	0		0			0				0				0			0	貸与終了後、5年以 内に町に居住した 考		0	0				0
青森県	田子町	0	公立 ○ 青森県立田子高 等学校	0				0									O なし		18。	0	0	0 0				0
青森県	南部町	0		0				0									奨学金貸与終了後、 5年以内に町に居住 し、引き続き1年間町 内に居住		1年間		0	0				0
青森県	東北町	0		0				0									町内に居住、かつ、 町内及び近隣の市 〇 町村に所在する企業 (事業所)等(自営業 含む)に就業	_ i	大学等を卒業後、返 還期間内において町 内に継続して5年以 上定住		雇用期間1年以上(1 年以上の雇用見込み 及び期間の定めがな い場合を含む。)	0				0
青森県	階上町	0		0				0							0			O	輔助申請する年度の 前年度		0	0				0
岩手県	盛岡市 【1】	0		0				0							0					0	当該年度末時点で市 〇 内の介護事業所に雇 用されていること。	0			業種は問わないが、事業所を運営する、正規・非正規にかかわらず勤務形態が常勤であることを要としている。	0
岩手県	盛岡市【2】	0		0				0							0						就業開始から3年間 若しくは終了後、最初 の返還開始から36月 まで	0	0			0
岩手県	宮古市 【1】 宮古市	0		0				0								0				0	0		-			0
岩手県岩手県	【2】 宮古市 【3】	0		0 0	0		0					0			0	0				0	○ 5年度 貸付期間の最大1. 5倍に相当する機 関、市の指定医療機 関において医療業務 に従事したときは、要	0	0	0		0
岩手県	大船渡市	0		0			0		0	- 34		0	0	学校教育法に規定する大学、短期矢学、大学院、高等専門等 大学院、高等専門等 校及び専修学校(専門課程に限る)の卒 業者を対象としてお り、高等学校は対象 外。			市内に住所を有し、 市内の事業所に就 業(自営業は含まな い)		3年以上		学資金の貸付金額と利息の全額を免除	0				0
岩手県	花巻市 【1】	0		0			0				0				0					0	週3時間以上勤務し、 〇 5年以上継続して従 事する予定の者	0	0	0		0
岩手県	花巻市 【2】	0		0 0			0					0	0	保育士等が資格を取得するために本人名義で奨学金を借り受け、その資格をもって保育所等に就職していること。	0					0	- 単9 3 P 上 切 日	0	0			0
岩手県	花巻市 【3】	0		0				0									O 当市が定める企業 (事業所)等に就業			0	当市が定める企業に 〇 就業している期間の	0	0			0
岩手県	花巻市		市内に存立する 〇 大学等の卒業者	0			0				0	0			0		(チネ川) 寺に桃木	奨	と学金返還期間中は 市内に居住すること		みを対象とする。		+			0
岩手県	【4】 	0	であること	0				0							0	+		货	が要件 学金返還期間中は 市内に居住すること		0					0
	【5】 北上市															+	域内に居住、かつ、		が要件							0
岩手県	[1]	0		0				0									O 就業(就業先の要件 無し)			0	0	0				U

地方公夫	比例体名			(1)-2 出身子	夜の分野長			学校、年齢、学歴 交の分野要件	(1)-3 年齢、最	表字屋の			(1)-3 年齢、最	- 数学 =	悪小声	5件	(2).	_1 計	業・居住等の要件	(2)_	1 就業・居住等の	更此	(2) 就業・居住等 (2)-1 就業・居住等の要件	②一川 駅東先の東	I.P.	(2)-2	就業先の業種要件	②—ii 就 業種到	象先の
地力公+	10000000000000000000000000000000000000		(1)-1 出身学校の要件 <sup>域内</sup>	は出身学校の の有	の公野草仕	:: ш	自農林	・ヘム配面み	要件 i 年齢、最終 <sup>4</sup> の有無  ①すべ ②一部	学歴要件	<b>小午餐</b>		ii 年齢、最			件	i	就業	・居住等の要件	(2)-	i 居住期間	安計	(2)-1 別来・店任寺の安件   iii 就業期間	件 i 就業先の業種要件 有無 ①すべ ②一部 ③:	<b>‡の</b>	ii 🕁		训公	務員
都道府県	市区町村	①特に になし す	存立 ③その	ての返 の返 選支援 支援 におい おい	# 一部 ③全く ①福 達置 設定し (保) Windows 士、 いて い 護士	育 (医介 師、看な 護師、	* ③その   他		ての返 の返還 速支援に	設定し	制限を	下限 上限	②在学 ③卒業 ④ 中 予定	①卒業 ( 済み	<b>⑤その</b> 他	詳細	①域内 ②域内 の企業 に居住 に就業	住、域	<b>④その</b> 他 詳細	有	期間の詳細	無	期間の詳細	ての返 の返還 数5 遠支援 支援に てい におい おいて し	字し、(保育	F   (庚	(3)その	①対象 ( として いる (	)対象 として いなし
岩手県	北上市 【2】	0			0					0							0					0	保育所等に1日6時間 以上かつ月2日以上 動務 なお、保育所等との 間で期間の定めの契約 期間が1年以上であ る雇用契約を締結す ることも要件	0	0				0
岩手県	北上市 【3】		厚生労働大臣 が 日本 日本 日		0	)				0							0					0	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0	0				0
岩手県	北上市 【4】	0	加工授权范权		0					0							0					0	○ 雇用期間の定めがない、または1年以上	0	0				0
岩手県	久慈市	0		0		0				0							0		本地方公共団体の 住民であること、また は認定者の保護者 が本地方公共団体 の住民であること			0	看護師免許取得後、 市内医療施設に看護 師として、借入期間と 同期間在職した場合	0		0		0	
岩手県	遠野市	0			0				0		0	- 4						0		0	5年以上市内に居住 する意思がある		平成31年4月1日以		)		保育士、幼稚園		0
岩手県	一関市 【1】	0			0				0		0	18 39						0	++1077++708	0	補助金の交付を申請 する日の属する年度 の末日まで継続して 居住すること		降に雇用等をされ、 補助金の交付を申請 する日の属する年度 の末日まで継続して 勤務する又は継続し て事業を行うこと	0			教諭、看護師、准 看護師、助産師、保健師、歯科衛 生士、農林業従 事者、起業者、事 業承継者		0
岩手県	一関市 【2】	0		0	0	0 0			0		0	— 39							市内に所在する介護 サービス事業所等に 週3時間以上球場務する職員として採用さ れ、対象となる資格 に基づく業務又は介 護業務に従事する 者。居住地は問わな			0	事業所に勤務を開始 した日から起算して5 年以上継続して勤務 する予定の者。	0	0				0
岩手県	一関市 【3】	0		0	0	0	0	栄養士、救急救命士、保育士、精神保健福祉士、 公認心理師	0		0	— 39							市内に所在する障業 い福祉サービス事業 所等に週3時間以上 数務する職員をと終 では介護業務に基づまま では介護業務には 事する者。居住地は 間かない。			0	事業所に勤務を開始 した日から起算して5 年以上継続して勤務 する予定の者。	0	0				0
岩手県	陸前高田市	0			0					0						学校教育法(昭和22		0				0	0		)			0	_
岩手県	釜石市 【1】	0			0				0		0	- 34		0	0	年法律第26号)に基づく大学、短期大学 又は専修学校(以下 「学校等」という。)の 専門課程又は通信教 育課程に進学し、卒 業した者。		0				0	O		)				0
岩手県	釜石市 【2】	0		0	0	0				0							0					0	5年以上継続して就 業する予定又は既に 5年以上継続して就 業していること。	0	0	0			0
岩手県	二戸市	0			0					0							0		市内又は市内に本社がある企業に就定し、正規雇用又は同 し、正規雇用又は同 等の雇用形態の者。 ただし、短時間労働 者及び公務員を除			0	0						0
岩手県	奥州市	0			0				0						0	資格取得のために修 学した学校等を卒業 してから6年以内の者			No.			0	補助金の交付申請日 において勤務する施 設等に、同日の属す る年度の3月末日ま で継続して勤務する 者	0	0	0			0
岩手県	雫石町		〇 岩手県立雫石高 等学校	5	0					0				0					町内に居住かつ町内 外を問わず就業して いると認められる者			0	0		)			0	
岩手県	葛巻町	0		0	0	0 0				0							0					0	当該免許を取得した 日から2年以内に指 定施設で看護職員等 の業務に従事し、そ の従事した期間が、 修学資金の貸付けを 受けた期間に相当す る期間	0		0		0	
岩手県	矢巾町		児童福祉法(昭 22年法律第166 号)第18条の63 1号に規定する 定保育土養成 学校教育法(昭 22年法律第26号 第1条に規定す 大学若しくは同 第124条に規定	10日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	0	0				0							0					0	補助金の交付申請日 において動務する保 育施設等に、同日の 裏する年度の3月末 まで継続して動務す る者で、同年度の翌 年度以降も継続にて動 務する意思を有する 者	0	0	0			0
岩手県	西和賀町	0			0				0		0	- 39		0					域内に居住、かつ一部の支援制度において域内の事業所に就	١		0	0	0	0				0
岩手県	住田町	0			0					0		-	1				0		<del></del>	0	5年		O 5年	0	_	0		0	

						(1)-2 出身字	ame e	(1)	)出身学校、	. 年齢、学歴	の要件										(2)	就業·居住等	1/2) 0	<b>WW</b> #//			
地方公	<b>共団体名</b>		(1)-1 出』	身学校(	の要件	H i 出身学校の	0分野要件	11/2	山男子ない!	1.以女仆	i 左射	受行 : 最終学展事件				学歴の要件 <sup>・</sup> 歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件	(2)	-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間	(2)-	-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	1 1 20.	果太い子を		(2)─2 就業先の業種要件 ii 就業先の業種要件	20-ii 就業先6 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	l tri.	②域内 に存立 する学	③その 他		ての返 の返	還 設定し	①福祉 ②医療 (保育 (医 士、介)師、福	<b>③その</b>			の有集 ②一部 ③全く ①年齢 の返還 設定し 制限を 支援に ていな 設けて		在学 ③卒集中 予定	を 連 済み	乗 ⑤その 他	①域内 に居住	②域内 ②域内 に居 ④その に就業 つ、域 詳細	有	無	有		てのま	の返還	設定し	①福祉 ②医療 (保育 (医 ③その 土、介 師、者 他	①対象 ②対4 として として いる いない
岩手県	大槌町	0	校の在設置者		祥楠		0	<b>瀬土な 護师</b> 、		并義	0	O -			0			「	0	期間の詳細 転入にかて、次ので、次ので、次ので、次ので、次ので、次ので、当なので、次ので、当なので、次ので、当なので、当なので、当なので、当なので、当なので、当なので、当なので、当な		期間の詳細		. 66.70	0	職事 詳細	0
岩手県	山田町	0					0				0	0 -	35 (	0	0		0			o		c	0			・概ね2~5年1 の定期人事異別 が常態となって る事業所等に意 業している者は り、派遣社員は対 ・公務員は対象 だが市町村職員	助 い
岩手県	岩泉町	0					0					0						岩泉町に住所を有に居住していること、カウ、町内で就業している。もしくは町外で就業していていること、	ر د د	0		就業している期間(要件に該当する期間) のみ返還免除対象期間。		0	0	10-10/2 / 0	0
岩手県	田野畑村	0					0					0						0		o		o	0			保健師、保育主 看護師、社会礼 祉士、介護福 土及びそのる れらに準ずる国 資格として村長 認める資格	国 上 二 家 が
岩手県	普代村	0				0		0 0			0					看護・介護・保育職養 の成施設に入学することを認められた者		域内に居住、かつ、 域内又は域外の看護・介護・保育職として就業		域内就業5年、域外 就業1年	0	域内就業5年、域外 就業1年	0			0 0	0
岩手県 岩手県	野田村 九戸村	0	0				0					0			0		0			0		0	0		0	0 0	0
岩手県	金ヶ崎町	0					0					0						0		o	0	補助金の交付申請日 において勤務する保 育施設等に、同日の末 まで継続。同日の末 まで継続。同年の勤務す る者で、日本・ を を を は、同年も当続保 前 を が が が が が が が が が が が の が の が の が の が	0			0	0
岩手県	一戸町	0					0					0						・市内本社企業の場	易	0			0			0 0	0
宮城県	仙台市			0	大学、短期大学 大学院、高等軍 門学校、専修等 校	専	0				0			0		O 大学等卒業後3年以 内		会、将来的に市内男業所に勤務する予定があれば居住、就まいがあれば居住、就まい地域の制限なし、市外本社企業の場合、域内(市内)居住かつ域内の事業所に勤勤務	定義 易主	0	0	毎年度6箇月以上勤 務		0	0		0
宮城県	石巻市	0					0					0						平成28年4月1日以降に市内に事業所党有する事業主に資料に基づいた職種に基づいた職種によいて正規雇用され、年度の規目まで市内に居住し、かつ市内事業所に勤務してしること。	を 各 う 、 内 可	o		C	0			看護師、保健等 助産師、保健等 法士、作業療 士、言語聴覚士 社会福祉士、 護福祉士、 保健福和士文 保育士の資者	表 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
宮城県	気仙沼市			0	指定保育士養 施設, 指定教員 養成機関	0		0			0				0	・奨学金を利用して保育士又は幼稚園教諭の資格を取得していること	Ì	・奨学金の返済を 行った日の属する者 で、市内の保育が 設等に常勤の保育 土又は幼稚園教諭 して採用されること	手 も と	o		補助対象者となった ときに就職している保 育施設等に、補助対 象者となった日から 継続して3年以上勤 務すること	0			0	0
宮城県	名取市			0	学校教育法(昭 22年法する5年 に規定院、毎年 大学、高の 学、高の 学、高の で 校の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で り で り で り で り で り で り で り で り で り に り に	号) た 大 学 校 年	0				0	0 -	3					0	0	初回申請日において 1年以上市内に定住 し、かつ、初回申請 日から起第して5年以 上定住すること。		c			0		0
宮城県	栗原市	0					0				0					大学等を卒業してか ら3年を経過していな い者であること。		0	0	申請をした日において、5年以上市内に 住所を有し、かつ、市内企業等に就業する 意思がある者である こと。	0	補助金の交付を受け ようとする年度の4月 1日から翌年3月31 日までの間、継続し た正規雇用が見込ま れる者			0		0
宮城県	東松島市	0		1			0					0		-	0	<del>                                     </del>	1	0	1	0			0	1		0 0	0

地方公	共団体名		(4)			(1)-2 出身字夜0	の分野長		出身学校、年齢、学 は身学校の分野要件	歴の要	件 年節、意義3 事件	子屋の	(1)-3	在齡.	最終的	学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の要件	(2)	就業・居住等 -1 就業・居住等の要	44 (2)-	- 11 100.3	<b>先の果福</b>	ラ (2)-2 鼓:	業先の業種要件	②一前 就象先の
	T	-	(1)−1 出身: ②域内			i 出身学校の分 の有無 ①すべ ②一部	(3)全く(	ii 出。	身学校の分野要件	(D) <b>1</b> ~	齢、最終学歴 の有無 ミ ②一部  (3	3)全く (1)年齢	ii	年齡、	最終学	歴の要件		i 就業・居住等の要件		居住期間	—	iii 就業期間					生の業務 亜州	業種要件 ※ 公務員 ①対象 ②対象
都道府県	市区町村	①特に なし	に存立 する学 校の在 設置者	③その 他	詳細	ての返 の返還 - 選支援 支援に におい おいて	設定し ていな	(保育 (医 士、介 師、看	③その 他	ての道	の返還を	<b>設定し 制限を</b> ていな 設けて い いる 下限		E学 ③卒 予定	業 ④卒!	乗 ⑤その 他 詳細	①域内 に居住	②域内 ③域内 の企業 住、か に就業 ウ、域	有	無期間の詳細	有	期間の詳細	無違う	の返 のうちを 支援 支援	<b>医遺 設定</b> 受に てい いて い	**	他詳細	少対象 ②対象 として として いる いない
宮城県	加美町	0					0			0		0 -						基準日から補助金交付申請日までの間引続き町内に住民登覧のがあり、現に居住している者で交付申請日から5年以上本町に居住する意思がある者		o			0		0			0
宮城県	南三陸町	0				0		0		0				)							0	学校を卒業後、速やかに貸付期間の2倍に相当する期間、南三陸病院での業務に従事すること。	(	0		0		0
秋田県	秋田市【1】	0					0					0						域内に居住、かつ、 本地方公共団体が C 定める企業(事業所) 等(自営業金む)に 就業		0	0	1年以上	(	o (	0		保育士、保育教 〇 諭、看護師、准看 護師	
秋田県	秋田市【2】	0					0					0						域内に居住、かつ、 本地方公共団体が ○ 定める企業(事業所) 等(自営業含む)に 就業		0	0	1年以上	(	o (	)		〇 歯科衛生士	
秋田県	能代市	0					0								0	O 高校・大学等を卒う 又は中途退学した:		0		o			0 (	0			次のするでは、 次のするでは、 でのするでは、 でのするでは、 でのするでは、 でのするでは、 でのするでは、 でいる法のでは、 でいる法のでは、 でいる法のでは、 でいる法のでは、 でいる法のでは、 でいるを更がに要しているを更がに定め、 でいた。 でい	
秋田県	横手市	0					0					0					0		0	補助金の交付申請時 において横手市内に 5年以上定住の意思			0		0			
秋田県	大館市	0					0		分野要件なし			0					0	域内外問わず就業 〇 (就職でも自営業で も可)していること	0	を有すること。 助成対象としての認 定期間中は、市内に 居住していることが助 成要件となる	0	助成対象としての認 定期間中は、就業し ていることが助成要 件となる			0			
秋田県	男鹿市	0					0					0						O 男鹿市内に居住し、 秋田県内に就業。	0	5年以上定住する意 思を持って居住。			0		0			
秋田県	湯沢市	0					0					0						市内に定住する意思をもって住所を有し、 就労している者 〇 (市内に住所を有していれば、近隣市町村で就労している場合する場合を有している場合を対象としている)		0			0		0			
秋田県	鹿角市	0				0			秋田県奨学金) 遠助成に集じて るため、集「未え 創生分」該当当 は理系学科、9 国語学科、工ま 学科のいずれ、工 の修業要件あり	い 来 に ト 美 か	0					秋田県奨学金返還成に準じているため 県「未来創生分」に いては、理系学科・ 国際学科・工業のいずれかの大学 のなずれかの大学	、 つ 外 斗 等	域内に居住している 者、かつ、市内に就 労している者又は市 〇 内からの通動が可能 と判断される動がの能 にて就労している 者。	0	3年以上定住する意 思を有している者			0	(	0		秋田県要学金返 遠助成に、県「未いで るため、川で大いでは、 も生分けにでは、特空機・福祉工・ は、特空機・福祉工・ は、特空機・器、特定を存 、ルギーのでする。 あたする。	
秋田県	由利本荘市 【1】	0					0					0						0	0	5年以上居住する意 思をもつこと			0		0		<u> </u>	
秋田県	由利本荘市 【2】	0					0					0						大仙市外に住所を有	0	5年以上居住する意 思をもつこと			0		0			
秋田県	大仙市	0					0			0					0		0	する方のうも、秋を 県内に本社・機能雇用通 が成立とが勝いた。 動するないとみないに 動するものとみないに あるものとみなにによるよう。 一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、 と判断がされ、 をは、 のでは、 の	0	当該に高ない。 当該に高ない。 大学等を存在、大学等を で、大学等では、退学した方で、大学等で、は、大学等ので、は大化で、 で、転入人に通外にでいる。 は、大学等と、で、を 就学期間をは、県内が、 職前に秋望等と、で、を 有する前に秋里のA ターン・希望のの名 ターン・角望のも 大し、上界のは、 大し、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			0 (	0			国家公務員、地 方公務員として雇用されている方及 び独立行政法人、 国立大学注政 国立大学注政 、地方知雇用されている方と いる方は、制度の 対象外です。	
秋田県	北秋田市	0					0					0						域内に居住、かつ、 〇 企業(事業所)等(自 営業含む)に就業	0	5年			0		0			
秋田県	にかほ市	0					0					0						O 市内に居住し、通勤 圏内の企業に就業	0	1年間 4/1から3/31(1	0	1年間 4/1から3/31(1			0			0
秋田県	仙北市	0					0					0						域内に居住、かつ、		年に満たない場合は 1ヶ月単位)		年に満たない場合は 1ヶ月単位)			0			0
秋田県	小坂町 上小阿仁村	0			_		0					0					0	上小阿仁村に住所 〇 登録をし、現に住居		0			0		0			
秋田県	藤里町三種町	0					0					0						し就労している者 町内に定住の意思を もって居住し、県内で 就業		0 12か月	0		(	0	0		○ 公務員を除く	

				(1)  (1)-2 出身学校の分野長: (4) 0	) 出身学校、年齢、学 出身学校の公野悪性	歴の要件									1			(2) 就業·居住等	122-11	<b>駅果先の果種長</b> ;				
地方公共	<b>共団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	行 (1/-2 i出身学校の分野事件 ii ii	山名子ないカシ女子	安件 : 年齢、最終学歴要件	ļ.		年齢、最終 年齢、最終9				i 就業	業・居住等の要件 ・居住等の要件	(2)—1	就業・居住等の  i  居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	·	件 先の業種要件の	ii	2 就業先の業種要件 就業先の業種要件	2−ii * 	就業先の 種要件 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学	E 10	の有名 ①すべ ②一部 ③全く ①福祉 ②医 ての返 の返還 設定し (保育 (医 還支援)支援に ていな 士、介 師、	有   1位	の有無 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 設定! 遠支援 支援に ていた	<b>√ 制限を</b> ■ 設けて	4	学 ③卒業 ④卒	業 ⑤そ		①域内 ②域P に居住 の企動	内 ③域内 に居 住、か	<b>④その</b> 他 <b>***</b> ***	有	40 00 a 24 da	無		・「ての返り	有無 ②一部 ③全く の返還 散定し 支援に ていな おいて い	(保育 (	医 ③その	①対が	象 ②対象 て として いない
秋田県	八峰町 【1】	検の者	E 校置者	におい おいて い 養土な 腹痛		(a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	US F	· 上限			詳細	0	- つ、増	### 域別 域別 域別 域別 域別 域別 域別 (	3	期間の詳細	0	期間の詳細		SUT II	<b>酸士</b> な <b>酸</b>	<b>等、 詳細</b>		
秋田県	八峰町【2】	0		0		0						0		域内に保し、場合、域内に保し、場合、域内に関している場合、域の内にの1助が、場合にの1助が、場合にいるでは、30万円にいるでは、30万円に対しているでは、30万円では、			0	O	0 0	0				
秋田県	八峰町 【3】	0		0		0						0		域内にして場所、 原住し、場所、 は、3居ないのにしている。 は、3居ないのにしている。 のの1か競員とも、立立屋といる。 のの1か競員とも、立立屋といる。 のが表しる。 のが表しる、立方にしたいた、 のが表しる。 のがまたした。 のがまたした。 のがまたした。 のがまたした。 のがまたした。 のがまたした。 のがまたい。 のがな、 のがな。 のがまたい。 のがな。 の			0	C	0 0	0				
秋田県	美郷町	0		0		0								除() 美郷町内に住所を有 する方で、秋田県内 に就職(自営業を含 む。)する方。		手度ごとに住民票の 提出で居住している ことを確認。		年度ごとに在職証明 書等の提出で就労し ていることを確認。		0				
秋田県	東成瀬村	0		0		0						0				交付の前年度から1 早以上村に居住して いること		C	)	0				0
山形県	山形市		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生			0	0 -	- 35 C	) 0	,			0		0	5年以上		〇 5年以上		0		医師、看護館 育士、介護 士、病院薬剤 除く業種	福祉 別師を	0
山形県	米沢市		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生			0	0 -	- 35 C	) 0	,			0		0	5年以上		〇 5年以上		0		医師、看護的 育士、介護 士、病院薬系 除〈業種	币、保 福祉 刊師を	0
山形県	鶴岡市 【1】		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生			0	0 -	- 35 C	) 0	,			0		0	5年以上		〇 5年以上		0		医師、看護的 育士、介護 士、病院薬剤 除〈業科	币、保 福祉 刊師を	0
山形県	鶴岡市【2】	o		0		0	0 -	- 35 C		0	・本内は一次でで表します。 一本内にいて学になった。 一本内にいて学になった。 一本内にの生ないでは、 一本内にの生ないでは、 一本内に、 一、		0		0 :	※(1)-3と重複箇所 あり 3年以上継続して本 方に居住する見込み の者		※(1)-3と重複箇所 あり 3年以上継続して本 市で正規雇用として 就業する見込みの者		0		O 公務員以外種種	の職	0
山形県	酒田市 【1】		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生			0	0 -	- 35 C	) 0	,			0		0	5年以上		〇 5年以上		0		医師、看護的 育士、介護 士、病院薬系 除〈業種	福祉 削師を	0
山形県	酒田市 【2】		東北公益文科 東北公益文科 学(酒田市)を卒 業、又は東北公 益文科大学大学 院(鶴岡市)を修 了した者	0		0		C		0	在学中に認定通知を 受け、大学卒業後又 は大学院修了後5年 以内の者			O 本市に住民票を置き 就業			0	o	)	0		P3 \ \A\13		0

地方公	共団体名	(1)-1 出	身学校の要件	(1)-2 出身学 件 i 出身学校の		(1)-2 出	出身学校、年齢、学歴  身学校の分野要件  身学校の分野要件	(1)-3 2	十 中部、最終字 要件 於、最終学歴		(			最終学歴の要 最終学歴の要件				*・居住等の要件 居住等の要件	(2)-			就業・居住等 -1 就業・居住等の要件 iii 就業期間		駅東先の 件		(2)-2 就業先の		②—ii 就象先の 象種要件
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学 校の在 設置者	③その 他	<u>の有信</u> ①すべ ②一 ての返 の返	解 ③全く 選 設定し に ていな	①福祉 ②医療 (保育 (医 士、介師、看	<b>③</b> ₹の	①すべ ての返 滑支援	の有無 ②一部 ③ の返還 割 支援に て	3全く ①年齢 設定し 制限を いな 設けて い いる 下	·m Lm	②在气	学 ③卒業	は ④卒業 ⑤その 済み 他	詳細	①域内に居住	②域内 ③域内 ②域内 に居 の企業 住、か に就業 つ、域	Deo	有	期間の詳細	有	期間の詳細	①すべ ての返 還支援	有無 べ ②一部 医 の返還 要 支援に	■ ③全く ■ 設定し こ ていな	( ①福祉 ②医療 し (保育 (医 ③ その は 土、介 師、看 他 職士な 護師、	詳細	III 公務員 ①対象 ②対象 として として いる いない
山形県	新庄市 【1】	校の仕 政連省	県内高 身者若 大学等	病校等の出 にくは県内 手の在校生	0	設工な 設師、	ST-440	ICASIV	0	0	- 35			0	<u>67-740</u>		0	<b>日子 邦以</b>	0	5年以上	0	5年以上	1280	O		医育	E師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を	¥ : 0
山形県	新庄市		大学 系、保 〇 系を志	『卒業生 等の理工 育系、看護 望する者ま 学している	0				0			0			大学等の理工系、( 育系、看護系に在当 またはその意思を持 つ者	学		域内に居住かつ域 の製造業、保育士 看護師として就業	. 0	2年間を超える居住	0	奨学金返還期間中	0			0 0 0	除〈業種 製造業	0
山形県	寒河江市		〇 身者若 大学等	者 原校等の出 にしくは県内 手の在校生 が卒業生	0				0	0	- 35	0		0	<u> </u>		0		0	5年以上	0	5年以上		0			医師、看護師、保育士、介護福祉: ・病院薬剤師を除く業種	ē 0
山形県	寒河江市【2】		大学院 等專F O 攻科( 期大年	《、大学、高 門学校(第 全年及)、短 學、專修学 學、專修學 專門課程	0					0				0		0			0	転入の日前1年間に おいて江田地域内 (実河江市ほか近隣 4町)に住所を有して いなからたこと、認定 申請時に親が1年忠之 域内に親が1年以上 住んでいること、転入 後8年以上継続して 寒河江市に居住する 意思があること		0			0			0
山形県	上山市		〇 身者若 大学等 及び	病校等の出 にしくは県内 いて校生 な一年を生まれた。	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	医師、看護師、保育士、介護福祉 ・、病院薬剤師を 除く業種	
山形県	村山市		〇 身者若 大学等 及び	高校等の出 Fしくは県内 Fの在校生 ダ卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	
山形県	長井市		O 身者若 大学等 及び	高校等の出 しくは県内 手の在校生 ド卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	0
山形県	天童市		O 身者若 大学等 及び	弱校等の出 しくは県内 手の在校生 ド卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	:
山形県	東根市 【1】		O 身者若 大学等 及び	高校等の出 Fしくは県内 Fの在校生 K卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0			医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	0
山形県	東根市 【2】		で、県F 〇 出身者 内大学 生及	5民の子弟 内高校等の 苦しくは県 学等の在校 び卒業生	0			0				0						〇 市内居住、県内就	<b>業</b> O	5年以上	0	5年以上	0			〇年	医師・看護師等・ R育士・介護福祉 ニ・病院薬剤師は 除く	± 0
山形県	尾花沢市 【1】		O 身者若 大学等	弱校等の出 ○しくは県内 ○野の在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0			E師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	
山形県	尾花沢市【2】	0			0											0		就業していること(1 業、事業所の所在 は要件にない)		5年以上居住し、そ の後も継続して居住 する意向を有してい ること		0			0			0
山形県	南陽市		〇 身者若 大学等	高校等の出 にくは県内 手の在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0			E師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	
山形県	山辺町		り 身者若 大学等 及び	高校等の出 にくは県内 手の在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	E師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	
山形県	中山町		O 身者若 大学等 及び	高校等の出 にくは県内 手の在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	E師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	*
山形県	河北町		り 身者若 大学等 及び	高校等の出 Fしくは県内 Fの在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ±	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	0
山形県	西川町		り 身者若 大学等 及び	高校等の出 にくは県内 手の在校生 ド卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ‡	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	0
山形県	朝日町		O 身者若 大学等 及び	弱校等の出 にしくは県内 手の在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		0 ‡	E師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	0
山形県	大江町		O 身者若 大学等 及び	高校等の出 Fしくは県内 Fの在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		0 ±	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	0
山形県	大石田町		〇 身者若 大学等 及び	高校等の出 にしくは県内 手の在校生 ド卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0		O ±	医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	:
山形県	金山町 【1】		〇 身者若 大学等	病校等の出 Fしくは県内 静の在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0			医師、看護師、保 育士、介護福祉 こ、病院薬剤師を 除く業種	
山形県	金山町 【2】	0			0					0						0			0	5年間	0	5年間	0			0	公務員以外	0
山形県	最上町		O 身者若 大学等	高校等の出 Fしくは県内 Fの在校生 ド卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0			医師、看護師、保育士、介護福祉 : 、病院薬剤師を除く業種	
山形県	舟形町		県内高 身者若 大学等	高校等の出 Fしくは県内 Fの在校生 『卒業生	0				0	0	- 35	0		0			0		0	5年以上	0	5年以上		0			医師、看護師、保育士、介護福祉 : 、病院薬剤師を除く業種	

				(1)-2 出身字校の分野長: /_		学校、年齢、学歴	をの要件 (1)=3 年前、第1	1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T														t集·居住等	(2)-   駅東先の東福長	•			_
地方公封	<b>E団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	件 (1 i出身学校の分野要件	ii 出身学校	校の分野要件 校の分野要件	要件 : 年齢、最終	学歷要件			I)-3 年 <b>ii 年齢</b>			<b>医件</b>	i	i 就業	業・居住等の要件 ・・居住等の要件	(2)—	1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)—1	就業・居住等の要件  ii  就業期間	件 i 就業先の業種要件の	i ii	就業先の業種要件 就業先の業種要件	②一ii ! 業者 iii ·	就業先の 重要件 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学	・ ③その	の有集 ①すべ ②一部 ③全く ①福祉 ての返 の返還 設定し (保育 還支援 支援に ていな 士、介	f (医  ③その ト 師、看  他		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に	設定していなり	制限を 股けて		②在学 ③	卒業 ④卒集 定 済み	5 他	0	①域内 ②域内 の企業 に居住 に就業	③域内 に居 住、か	<b>④その</b> 他 <b>***</b> ***	有	## ## ## **	無	有	<b>#</b>	有無 ①すべ ②一部 ③全く ての返 の返還 設定し 遠支援 支援に ていな	(保育 (  士、介 師、	E ③その 看 他	①対象として	k ②対象 として いない
山形県	真室川町 【1】	校の在	設置者 詳細 県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生	におい おいて い 酸土な	3 護師、	詳細	C   C   C   C   C   C   C   C   C   C	· ·		<b>F限 上限</b> - 35		0		詳細	1-34.7	· つ、域	詳細	0	<b>期間の詳細</b> 5年以上		0	<b>期間の詳細</b> 5年以上	におい おいて い	護士な護師	医師、看護師、保育士、介護福祉士、病院薬剤師を	呆 L	0
山形県	真室川町 【2】	0		0			0		0	- 35							本が大学では、 本が大学のでは、 本が大学のでは、 本が大学のでは、 本が大学のでは、 本が大学のでは、 でのは、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 で				0	1年以上	0		除く業種 法人、団体、個人さは 事業に雇者実をのよいで農業をのよいで農業をで入入で 者専従各等をである者。営している者で、所常の働 時間と同じ者。	<b>もりごまをい動</b> き	0
山形県	大蔵村		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		医師、看護師、保 育士、介護福祉 士、病院薬剤師を 除く業種	Ŀ を	0
山形県	鮭川村		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業生	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		医師、看護師、保育士、介護福祉士、病院薬剤師を除く業種	Ŀ を	0
山形県	戸沢村		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在校生 及び卒業の出	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		医師、看護師、保育士、介護福祉士、病院薬剤師を除く業種	t を	0
山形県	高畠町		県内高校等の出 身者若しくは県内 大学等の在株生 及び卒業生 県内高校等の出	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		医師、看護師、保育士、介護福祉士、病院薬剤師を除く業種医師、看護師、保	E を	0
山形県	川西町		県内高校寺の田 身者等しくは県内 大学等の主生 現内高校等の出	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		○ 育士、介護福祉 士、病院薬剤師を 除く業種	E を	0
山形県	小国町		タイプ (京内向牧寺の山内) タイプ (京内の本株生 ) 東大学の本株生   県内高校等の出	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		医師、看護師、保育士、介護福祉士、病院薬剤師を除く業種医師、看護師、保	t を	0
山形県	白鷹町		原内画校等の出 身者等しくは保生 及び卒業生 県内高校等の出	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		古典、名诗题。本 一	Ŀ を	0
山形県	飯豊町		タオース タイト	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		一	Ŀ を	0
山形県	三川町		日本 日	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		一	t を	0
山形県	庄内町		日本語に入りませた。 身者を記しては県内 大学等の在校生 及び卒業生 県内高校等の出	0			0		0	- 35	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0		育士、介護福祉士、病院薬剤師を 大病院薬剤師を 除く業種 医師、看護師、保	t を	0
山形県福島県	遊佐町	0	ターストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルストルス	0			0		Ŭ	- 35 - 3	0	0				0		0	5年以上		0	5年以上	0	!	育士、介護福祉 士、病院薬剤師を 除く業種	Ł	0
福島県	いわき市	0		0				0								0		0	認定要件に居住期間 はないが、補助金を 交付する要件として は、一の年度におい て市内に居住するこ ととなっている。		0 1	限定要件に就業期間はないが、補助金を交付する要件としては、一の年度において市内事業所等に就業していることとなっている。	0				0
福島県	白河市	0		0				0									奨学金の返還が完了するまでの間に5 年以上継続して日している、白河市内に住所を有している、白河市内に住所を有している期間、5年以上就業している。		5年以上		0	5年以上	0			0	
福島県	須賀川市	0		0			0						0	申請時点において大 学等の卒業者であ り、卒業後3年以内の 者		0				0		0	0 0				0
福島県	喜多方市	0		0			0		0	- 3	0 (	0				0		0 1	交付申請時点で1年 以上の市内居住が必 要。ただし、認定申請 時には要件なし。		〇 男	交付申請するには1 F以上の市内事業所 での就業期間が必 要。ただし、認定申請 時には要件なし。	0				0
福島県	二本松市	0		0			0					0	0	大学等を卒業後、1 年以内に申請。		0		0	奨励金支給決定後、 1年経過ごとに1/3を 支給。		4	受励金支給決定後、   年経過ごとに1/3を 支給。	0				0

				171-3 W B	(1)	出身学	学校、年齢、学歴	の要件														(2) 就業・居住等	1/9)_ +				
地方公	<b>共団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	(1)-2 出身字板の分野要件 件 i 出身学校の分野要件 の有無	ii #4	良学场/	その分野要件 の分野要件	(1)-3 年齢、最 要件 i 年齢、最終 の有無	学屋要件		· <u> </u>		F齢、最終 齢、最終				i 就導	業・居住等の要件 !・居住等の要件	(2)	-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	i 就業先の業種要件	o (	ii 🛊	就業先の業種要件 【業先の業種要件	②一ii 就集 業種要付 iii 公務
都道府県	市区町村	①特に (ご様に なし する学	③その 他	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ① ての返 の返還 設定し (を 選支援 支援に ていな 土	味育   (医 :、介   師、看	③その		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 還支援 支援に	設定していな	制限を 設けて		- 中	③卒業 ④2 予定 済	产業 (5)そ み 他	1	①域内 ②域 に居住 に動	内 (3域内 に居 は東 住、か	<b>④その</b> 他 <b>***</b> ***	有	#0 BB @ 8# ém	無	有	運文法  文法に  てい	し (保育な 士、介	(医)	他	①対象 ② として と いる い
福島県	南相馬市	校の在	<ul> <li>股費者</li> <li>学校教育法(昭和 22年法律第26 号)に規定する大 学、大学院、短期 学大大学院等専門 学校及び事修学年限2年 以上の専門課程 に限る。)</li> </ul>	におい おいて い :護:	<u>士な</u> 護師、		詳細	© 300 €	, tv	いる	下限		(	)	詳細	T- gr	*** つ、域	- 詳細	0	期間の詳細 市内に転入した日から1年以内に申請しなければならない		期間の詳細	におい おいて い		: 護師、	<b>基料</b>	
福島県	国見町		学校教育法に規 定する大学院、大 学、短期大学、専門学校、 等専門学校、引 等等校(就業年限 2年以上の専門 課程に取り表 等等校、高	0				0		0	- 29		0 (	)		0					0	o	C				
福島県	鏡石町	0	3.12	0					0				(	)			0			村内に定住し、継続	0	正規雇用で所定労働	С				
福島県	天栄村	0		0					0							0			0	して5年以上村内に 定住する予定である こと。		O 時間の定めがあり、 雇用期間の定めがな い労働者。	С				
福島県 福島県	<u>只見町</u> 西会津町	0 0		0				0	0	0	19 34					0	0				0	O 1年以上 C					0
福島県	【1】 西会津町 【2】		監督庁の認可を 〇 受けた学校、養成 施設又は養成所		0 0	0	管理栄養士	0				0						町に住所を有し、 内の事業所などで 健師等の業務に 事すること	保	修学資金返済期間中		〇 修学資金返済期間中	0	0	0	0	0
福島県	金山町	0		0 (	0 0				0							C	)	7,000			0	町内の特定の企業 に、特定の資格を生 かして5年間勤務す	0	0	0		0
福島県	昭和村	0		0					0									O 村内に在住を希望 る者	!す		0	ること。 C	C				
福島県	会津美里町	0		0					0							0		域内に住所を有し 居住しており、就 (域外の事業所等	労 も		0	C	С				0
福島県	西郷村	0	学校教育法第83	0					0	0	18 29					0		含む)をしているこ	. 2		0	0	С				0
福島県	矢吹町		条に規定する大 学、同法18条に規 定する短期大学、 同法115条に規定 する高等同志124修 校及規定する高等同志124修 学校、修業年限2 年以上の専門課 程に限る)	0				0		0	- 34			C	(1)-1③を卒業し、補助申請を行う年度の末日時点において35歳未満の者			正規雇用にて就し、継続して勤務しいる者(して動等) いる者(は、2度目の助申請以降、前年は、2度目の前する年度の前年収入が13万円以あること。)	ての補申の上	町内に住所を有し、 補助交付申請する年 度の末日まで継続し て居住すること(一時 的に町内に在住する 者は対象とならな い。)		<ul><li>補助申請する年度中</li></ul>	C				,
福島県	塙町	0	公立	0				0						D C	町内に住所を有し、 町内または町外企業 で就労しており、卒業 後半年経過後から3 年間、返還額、町税 等に滞納がないこと。	0 0	0 0	塩工業事等学校 業後、所内企は3 間内企は3 間のとびり、通常等別の のででする。 のです。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです	就年対間ける就返な還	高校在学中から通算 して6年で全額または 一部免除の対象。 大卒卒業の場合、高 校在学中の3年間で 部免除の対象。		〇 3年	c				0
福島県	鮫川村	0		0					0							0			0	5年以上定住の意思		〇 1年間	0	0	0	0	
福島県	石川町	0		0				0		0	- 29	0	0 (	)		0 0	)	THERE LINE	0	を持って町内に住所 を有し現に居住して いるもの		0	С				
福島県	三春町	0		0				0					(	)				正規雇用による就 (場所は問わない) あり、三春町に定していること	で		0	C	C				
福島県	広野町		高等学校又は農業関係の専修学 校、短期大学若し (は大学・リントラント)に び 進学という。)に び 進学とでする。 該進学をする。 に、引続き1年以 上福島県所を1位 でいたもの			0	農業	0				0						就農から引き続き 年間農業に基幹的 従事したとき又は 業経営の補助者 て従事したとき	aに 農 :し		0	〇 5年間	0			0	
福島県	川内村 新地町	0		0					0									〇 前年度に域内に住 を有する	: PJT		0	0	0 0 0				
福島県	新地町 飯舘村	0		0					0							0	0 0			基準日(1月1日)の	0						
茨城県	日立市 【1】	0		0				0		0	- 4		(	) c	奨学金の貸与開始時 に4歳未満	0		O 本市に居住(住民 録)する	登 O	歴年日(1月1日)の 前年の1月1日から 12月31日までの間 で、基準日まで継続 して1か月以上		C	С				0
茨城県	日立市 【2】	0		0				0		0	- 4		(	) C	奨学金の貸与開始時 に4歳未満	0		O 本市に居住(住民 録)する	登 O	基準日(1月1日)ま で継続して市内に居 住した期間		基準日(1月1日)の 前年の1月1日から 0 12月31日までの間 で、1ヵ月以上就業し た期間	0	0	0		0
茨城県	石岡市	0		0 0	0 0			0				0				C			$\pm$		0	7:期间 〇 3年以上	0	0	0		

	共団体名				(1)-2 出身学校の分野長 /1	(1) l \_2 #\ ı	出身学校	交、年齢、学歴の要件 ○分野要件	節、象表字屋の		(1)-3 年	<b>松 果</b> 紋	学展の	) 南丛	(2)	_1 <del>                                     </del>	業・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の要	要 丛	(2) 就業·居住等 (2)-1 就業·居住等の要件	②一川 駅東先の東	· /	つ\_っ a	式業先の業種要件	②一ii 就業先 業種要件
45/J A7	<u>кшина</u>		(2域内	1)−1 出身学校の要件 		11 山色	学坊の4	分野要件 年齢	要件 、最終学歴要件 の有無 ②一部 (③全く	( <b>小年齡</b> )		mp、MX #マ 令、最終当						ii 居住期間	*IT	iii 就業期間	# i 就業先の業程要 有無 ①すべ ②一部 ③	件の	ii 🔃	業先の業種要件	iii 公務員
都道府県	市区町	村 <sup>①</sup>	特に に存立 なし する学 校の在	(tt	ての返 の返還 設定し (保育 選支援 支援に ていな 士、介 におい おいて い 競士な	節、看	Dその 他	ての返還を揮	の返還 設定し	制限を		予定 済み	業 ⑤そ * 他	詳細	①域内 ②域ド に居住 に就ま	に居か城	<b>④その</b> 他 <b>詳細</b>	有期間の詳細	無	有期間の詳細	ての返 の返還 散 遺支援 支援に てにおい おいて	定し(保育 いな、士、介	師、看	他	①対象 ②対i として として いる いな!
茨城県	結城市		0		0			0				0		<b>結ば古将党ルズも Z</b>		0		最終学校を卒業した 月の翌月から6か月 〇 以内に市内に居住を 開始し、5年間継続し て居住	0	最終学校を卒業した 月の翌月から6か月 以内に市内に居住を 開始し、5年間継続し て居住し、かつ、市内 の企業、事業所など に正規就職		0			0
茨城県	高萩市		0		0			0						高校等程度以上の学 校を卒業した新規学 卒者	U		・市内外を問わず、 常時雇用にれる者 (雇用保険被保険者)または事業での他事業従事を 者、その事業従事を 者、利助金の年変にを 者、有助金年度住民を で継続にている。		0	O 当該年度中、就業し ていること		0			0
茨城県	ひたちなか	か市		学校教育法(昭和 22年法律第26年 学校、高専修学校、高専修学校、高専修学校、門課程職・専門程職・専門専門、大学院、時間、大学院、専門、大学及び学院、現期、大学及び集大学と、対策をは、10年ので	0			0				0				0			0	市内において起業した方は、1年以上継続して事業を行っていること。市内において第一次産業を個人で営む方又はその事業に専ら従事している方は、1年以上継続していること。	0 0 0	0		中小企業, 対象 職種(医療・福 社),第一次産業 (農業),起業 ※対象職種の医 療から、医師・薬 剤師は除く。	0
茨城県	稲敷市	ī	0	9.07	0				0						0			大学等卒業後、5年 〇 以上市内に住民登録 のある方		0	(	)			0
茨城県	かすみがう	56市	0		0				0								市内において保育事業者に常動は、 ・ は、 ・ は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は		0	文の内の助全消では、	0	0		(4) 芝雄田内の	0
茨城県 茨城県 茨城県	神栖市		0		0			0	0		0						(1) 茨 学校、	修学終了後、茨城町 (に居住し、引き続き5	0	貸与を受けた奨学資金の額に、継続してその職にあった利間(休職期間を除ぐ)の2分の16年を受けた期間で除して得た数を乗じて得た額とする。		0		(1) 立学技術 (1) 立学 (1) 立学 (1) 立学 (1) 交城 (1) 交城 (1) 学 (1) 交域 (1) 学 (1	
<b>小</b> 姚示	- 大- 7八 四	<i>'</i>															年間居住を継続した 場合 毎年1月1日時点で	年間居住を継続した場合							
茨城県	大洗町	Ţ	0		0			0				0					域内に居住、かつ域 〇 内又は、近隣市町村 において就業または 起業している者。		0	0	(	0			0
茨城県	阿見町	1	0		0 0	0		0					0	最初の交付申請を 行った日の属する年 度の末日時点におい て満3歳未満の者		0		O 申請時において1年 以上		0	0	0	0	O 中小企業、自営 業等	0
茨城県	境町		0		0			0			0						り 境町民の被扶養者であること。	5	0	0		Э			0

				(1)-2 出身学校の分野			·校、年齢、学歴	の要件	- ・ 新、 最 表 字 屋 の											就業·居住等		②一   駅東先の東福長: //		
地方公共	<b>も団体名</b>		学校の要件	件 i出身学校の分野要件	(1)−2 # ii /	出身学校の	の分野要件 の分野要件	i 年齢	要件 5、最終学歷要件	(		∓齢、最終学歴の∃ 齢、最終学歴の要			i 就業	k・居住等の要件 居住等の要件	(2)	1 就業・居住等の要 ii 居住期間	件 (2)	-1 就業·居住等 <i>0</i> iii 就業期間	)要件	件 (2 i 就業先の業種要件の	)−2 就業先の業 ii 就業先の業種	
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学	③その 他	の有無 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 設定 遠支援 支援に てい	し(保育(語なり)の	量 ③その		ての返	の有無 ②一部 ③全く ①年齢 の返還 設定し 制限を 支援に ていな 設けて		- ф	③卒業 ④卒業 ⑤その 予定 済み 他		①域内 ②域 に居住 の企業	③域内 に居 住、か	Dその 他	有		無有		無	有集 ①すべ ②一部 ③全く ①福祉 ての返 の返還 設定し (保育 運支援 支援に ていな 土、介	(医 ③その 師、看 他	①対象 ②対象 として として いる いない
茨城県	利根町	被の在 股間者	### 大学, 短期大学, 大学, 短期大学, 中学校, 高等峰学校 校(高等峰, 高等4, 中球, 1, 中等級 有少学校,後接展 程), 中等級 程), 特等部(本科, 別科, 專攻科人, 別等, 專攻科人, 別科, 專攻科人, 別科, 專攻科人, 別科, 專攻科人, 別科, 專攻科人, 別科, 專攻科人, 別科,	ESU BUT U		•	<b>詳細</b>	(ca)	SUT U US TI	限		0	詳細 新規学卒者。前年度 技で付決定を受け継続 して申請・石学中に受 学金の返済を開を受 学を引を付決で制 が表するでは で者、で付決で等により は は は していた者 を していた者	0	で つ、堪	JT-591	0	期間の詳細 返還を開始した日から基準日(補助金を 交付する年度の1月 1日)まで		期間の詳細	0	E おい おいて い i iiii iii iii iii ii ii ii ii ii ii	機師、	詳細 いる いない
栃木県	宇都宮市	0		0					0							域内に居住, が 域内で本市に事 の 録をした企業(引 所)等(自営業名 に就業	前登 事業 〇	1年以上	0	1年以上		0		0
栃木県	栃木市	0		0				0				0 0	高校生への貸付は対 象としていない。	0			0	大学等を卒業後1年 以内に市内に居住 し、引き続き5年間居 住すること。			0	0		0
栃木県	佐野市	0		0					0					0			0	申請日から5年間市 内に居住			0	0 0		0
栃木県	鹿沼市	0		0					0						0		0	し、返遠開始後市内 に5年間継続して定 住している。			0	0		0
栃木県	日光市	0		0					0							域内に居住、か 〇 通動可能な範囲 就業		要学金の貸付を2年 以上受けて、学校等 を卒業した翌月から、 要学金の償還が完了 する日までの間に 日光市に住所を定 め、引き続き5年間定 住して就労していると 認められること。	0	要学金の貸くでを26 以上学したで、 を卒業したで、 を学生したで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	<b>等</b> ・ 了 ・ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	0		0
栃木県	小山市	0		0					0							〇 域内に一定期 住		卒業した日の属立ます。 月の窓起ます。 で6月を指した。 のおきる市内 の期往に対して、同ち市内 にかられて、同ち市内 にから2時間にいて上は一般 間のはまでは、 一般できまな。 一般では、 一般できまな。 一般では、 一般できまな。 一般では、 一般できまな。 一般では、 一般できまな 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を			0	0		0
栃木県	真岡市	0		0				0				0 0	平成27年度以降に奨 学金の返還を開始し た方			・域内に居住し、 員として勤務しれば、就業地に を設けていな	てい 要件	・市内に1年以上居住 し、3年以上住民登 録のある方	0	•1年以上		0		0
栃木県栃木県	大田原市	0	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学等大大学校若しくは事修学校又はこれらと同等の学校	0				0	0				下野市奨学金の貸付 を2年以上受けており、申請時点におい、 で、在学する学校(する で、在学等、高等学校等)を 正規の修業期間と、 (ただし、保病等やむ を得ない事情により 体学等とした場合を 除な、)	0			0	最終学校を卒業した日の属する月の翌月	0	市内に居住している 期間就業している。 (ただし、妊娠その 正当な理由により 業が困難な場合は の限りでない。)	也 尤	0		0
栃木県	益子町	0		0				0				0	P3 10 /	0			0	基準日(毎年4月1日)から1箇月以上継続して本町に住所を有している者			0	0		
栃木県	芳賀町	0		0					0					0			0	認定は年度毎で、当 該年1月1日に当町に			0	0		0
栃木県	那珂川町	0		0				0				0		0		域内に居住、か		住所があること 継続して5年間以上			0	0		0
群馬県	太田市 【1】	0		0	0				0							□ 域内の保育所 保育士として勤	等に 〇		0	年度内は勤務		0 0		0
群馬県	太田市 【2】	0		0					0							本市に居住し、 〇 を問わず就労し ること。		免除を申請しようとする年度の前年度の期間、住民基本台帳に 継続して記録されていること。	0	免除を申請する日 おいて就業している と。	-	0		0
群馬県	富岡市	0		0				0	0 -	- 35		0 0	最初に補助金を申請 する年度の初日にお いて年齢が35歳未満	3		毎年1月1日を基 〇 として市内に住 有する方	所を〇	5年以上定住する予 定の方			0	0		0
群馬県	上野村	0		0					0							本村住民で本村 年以上居住する び5年以上居住 者で出身学校長 在学学校長が指 た者	者及 した 又は	本村住民で本村に5 年以上居住する者及 び5年以上居住した 者で出身学長が長又は 在学学校長又は た者			0	0 0		0
群馬県群馬県	神流町 下仁田町	0		0				0				0 0 0	専用の奨学ローンの借入開始時年齢が21歳以下			特になし 域内に居住、か	つ、 就業 O	1年4 1年以上 1年間で返済する制度設計となっており、域内に居住、かつ就業している期間を補	0	1年間で返済する制度設計となっており域内に居住、かつ前労している期間を	· 沈	0 0		0

#+A	<b></b>					(1)-2 出身学校	の分野要		出身学校、年齢、学歴	の要件	: : 節、 意表字屋の	/4\	0.45	** =	<b>44</b>		(0) 4 拉鲁 日於第四兩件	(0)	· ** ** **	(2)	就業・居住等 -1 就業・居住等の要件	@- I	<b>駅栗先の</b>	·莱福曼	(0) 0	②一前 就象先の
地方公	共団体名 -		(1)-1 出。	身学校		件 i 出身学校の分 の有無 ①すべ ②一部	000	ii 出	出身学校の分野要件 身学校の分野要件	1 年前	要件 は、最終学歴要件 の有無 ②一部 ③全く   ①年齢	(1)· ii			終学歴の要件 8学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件	(2)—	·1 就業·居住等の要件 ii 居住期間	(2)-					(2)-2 就業先の業種要件 ii 就業先の業種要件	業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に	②域内 に存立 する学 校の在 設置者	③そ 他	野棚	(1)9へ(2)一部 ての返 の返還 運支援 支援に におい おいて	設定していなった。	以情化 (2)医療 (保育 (医 士、介師、看	: ③その 他 詳細	ての返	②一部 ③宝( ①年齢 の返還 設定し 制限を 支援に ていな 設けて おいて い いる 下		ф (	)卒業 予定	D卒業 ⑤その 済み 他 詳細	①域内 に居住	②域内 (3域内 (0表) (0.5 (0.5 (0.5 (0.5 (0.5 (0.5 (0.5 (0.5	有	期間の詳細	有	期間の詳細	での記述され	夏 支援に	砂宝( ①報 設定し (保		①対象 ②対象 として として いる いない
群馬県	南牧村 【1】		WAY DOWN		学校教育法に基づく大学及び専修学校		0		57.00	0	St. ( ) 119			0	0	0	J. 78.	0	本業後、本社住民と 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華		70.IN.V.57-R4			0		0
群馬県	南牧村【2】	0				0		0		0					看護師又は准看護は (以下)不置護所という。の学校等に、事業 (以下)の学校等に、事業 (以下きる南牧育院に、事業 (以下きる南水)の連ば (大下を有)、市場で、市場で、市場で、市場で、市場で、市場で、市場で、市場で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 南牧村福祉医療施 設の職員として勤務		(免除) 〇	0	施設の職員として動務していた。 務していた学生が、学校等と、 がつからをを取得したいかつから発生をいった。 がつからからないでは、 がつからが学生がつ、 なに動学生がつ、 なを修業したとから、 なを修業したとから、 ないつ、 ないの、 、 ないの、 ないの、 、 ないの、 ないの、 、 ないの、 、 ないの、 、 ないの、 、 ないの、 、 、 、 、 ないの、 、 、 ないの、 、 、 、 ないの、 、 、 、 、 、 、	0			0	0
群馬県	甘楽町	0					0				0						域内に居住、また は、域内の企業(事 業所)等(中小企業 含む)に就業		0		0			0		0
群馬県	嬬恋村			0	医療技術者等の 大学、養成施設	0		0		0			0				0		0	0	3年から6年	0			0	0
群馬県 埼玉県	板倉町	0		0	大学、短期大学、 専修学校(専門課		0			0	0 -	39			○ 大学等を正規の修業 ○ 期間内に優秀な成績			O	5年以上の居住		0			0		0
埼玉県	熊谷市	0			程)		0			0		4			で卒業している事	0			0		0			0		0
埼玉県	川口市	0					0			0	0 -	3					0	0	補助対象期間及び補助金の申請年度の1月1日において川口市に住民登録があること	0	補助対象期間及び補助金の申請年度の1月1日において川口市内の中小企業の正社員であること			0		0
埼玉県	加須市			0	保健師法学大学に対している。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は			0		0					0		0		0	O	養成施設の正規の就 学期間を超える期間	0			0	0
埼玉県	越谷市	0				0		0			0						養成施設を卒業した 後、直ちに市内医療 機関において看護業 務に従事する。			0	市内医療機関において看護業務に従事した期間が修学金の貸与期間に相当する期間に建した場合には全額免除する。	0			0	0
埼玉県	ふじみ野市	0					0				0					0		0	当市の住民基本台帳 に引き続き1年以上 記録されている方		0			0		0
埼玉県	毛呂山町	0					0			0	0 -	3			日時点において、3歳			0	補助金の交付を受け た日から継続して5年	0	補助金の申請時典で 1年以上継続して働			0		0
埼玉県 埼玉県	嵐山町 川島町	0					0				0				以下であること。	0		0			いていること O			0		0
埼玉県	長瀞町	0					0			0	0 -	- 39			0	0		0	引き続き定住する意 志を有していること		0			0		0
埼玉県	春日部市			0	・保護・保護・保護・保護・保護・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・	0		0			0						・医療技術者奨学金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		0		・医療技術を対している。 ・医療技術を対している。 ・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・	0			0	0
埼玉県	神川町	0					0		千葉職業能力開		0						・返済月額に滞納が なく、資金の返済が 完納している者 ・町民税等に滞納が ない世帯及び者	0			0			0		0
千葉県	千葉市 【1】		〇国立	0	葉)の学生である こと	0			・	~	0						0		0		サポート対象者が1 年間就労したことを 確認後に交付決定			0		
千葉県	千葉市 【2】			0	指定保育士養成 施設が対象	0		0		0					O 養成施設に在学する 者又は修学予定の者	<b>首</b>	0		0	0	週3時間以上、5年以 上引き続き勤務	0		C		0

				(1)-2 出身学校の5		(1) 出』	<b>身学校、年齢、学歴</b>	をの要件 (1)=3 年間、意												(2) 就業・居住等	(2)一   駅東先の東極多			
地方公却	<b>美団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	件 i出身学校の分野	(1) 野要件 ii	出身学	≐校の分野要件 校の分野要件	要件 年齢、最終	学屋要件			1)-3 年齢、最終 <sup>5</sup> ⅱ 年齢、最終学		9件		i就增	業・居住等の要件 セ・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	件 i 就業先の業種要件の	(2	2)−2 就業先の業種3 ii 就業先の業種要	
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学	③その 他	の有無 ①すべ ②一部 © ての返 の返還 割 透支援 支援に て	股定し(保育 ていな:士、介	(医 ③そ) 節、看 他		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に	と設定し ていな	制限を 設けて		②在学 ③卒業 ④卒ま 中 予定 済み	東 ⑤そ6 他	200	①域内 ②域に に居住 に就!	内 ③域内 に居 食 住、か	<b>④その</b> 他	有物理企業研	無		有集 ①すべ ②一部 ③全く ての返 の返還 設定し 還支援 支援に ていな	(保育	(医 ③その 師、看 他	①対象 ②対象 ②対 として とし いる いな
千葉県	千葉市 【3】	校の在	設置者   詳報	におい おいて	い酸土な	護師、	詳細	におい おいて	0	いる	下限 上限			詳細	10363	** つ、域	詳細	期間の詳細	0	# <b>間の詳細</b> 修学資金貸与期間と 同期間、千葉市立病 院で就業した場合	○ EBU BUT U	護士な		
千葉県	銚子市	0		0		0		0					0	看護師等養成施設に 在学し、又は看護師 等養成施設に入学す る手続を終了してい ること。			の 市内の医療機関に 就業		0	O 貸し付けを受けた期間	0		0	C
千葉県	船橋市 [1]		保健師助産和23年 護師第23号)第21 条第1号3の大の第23号の第21 条第1号3の大の第第2号の東京第2号の東京第2号の表示。 有差の東京第3号所名号、 に規定する大養の に規定する大養の所又は1号の学校若しはま第22 条第1号の学第2 号の准看護師 成所	0		0		0					0	保健師助産師看護師 法(昭和23年法律第 23号)第21条第1号 の大学、同条第2号 の学校、同条第3号 の看護師養成所若し	0				0	○ 看護学校等の正規の 修学期間以上	0		0	0
千葉県	船橋市 【2】		指定保育士養成 O 施設の卒業者で あること	0	0			0					0	指定保育士養成施設 を卒業し、保育士資 格を取得すること	0				0	○ 正規の修学期間以上	0	0		0
千葉県	館山市	0			0				0								①借受人が以下に 該当する場合 に で (2) 重度障害 (3) 災害,病気等 ②館山市に住所を有する ③身体障害者		0	o	0			
千葉県	松戸市	0		0	0				0								市内民間保育施設で ○ 正規保育士として勤 務		0	0	0	0		C
千葉県	君津市	0			0			0		0	29			認定申請者が認定申		0	122		0	0	0			$\overline{+}$
千葉県	白井市		学校教育法(昭和 22年法律第26号) C 大学院、短期大学 文学・短期大学又は専修学校 の専門課程		0			0		0	18 3		0	請時点において在学 中及び28歳以下で大 学を卒業する見込み がある必要があり、 支援金の交替をする日 には、申請をする日 の属する年度の年度 末において、年齢が3 歳以下である必要が ある。			白井市内に住所を有 し、現に居住してい る。	〇 井市内に住所を有し、現に居住していること。	5	0	0			
千葉県	南房総市 【1】		〇 福祉(介護士など)	0	0				0							0		修学資金の貸付けを 受けようとする年度4 〇 月1日まで引き続き1 年以上居住している	1	本市内の介護施設等 で継続して介護福祉 ン士の業務に従事して いた期間が、貸付期 間に達した場合。	0	0		C
千葉県	南房総市 【2】	0	<b>- 保健師美護師師</b>		0			0		0	25 49						将来、域内に住所を 有し、かつ就職し、又 は域内において起業 する方	貝 負担 立の主領	2	本市内に住所を有し、かつで、本市内に住所を有し、かつ、本市内においてを集し、継続して事業を行った過し、益が、規則に定める事業の基準(現在1万円以上)を満たしている場合(現在1万円以外の場合)を、本市内、就業していた。場間が、3年にいた、規制間が、3年にいた、規制間が、3年に関係が、3年に関係し、当期間に1年に満たときは、こので、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に関係して、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に対した。1年に、1年に、1年に、1年に、1年に、1年に、1年に、1年に、1年に、1年に、	0			
千葉県	南房総市 【3】		保健師看護師助 庭師法の科学大 医が特定と表演を ・ ロッキが指定と表演を ・ 学、学・事が指電し た看護の ・ で看護の ・ である。 ・ でもである。 ・ でもでもである。 ・ でもでもである。 ・ でもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	0		0		0					0	申請時点において看 護師等の養成施設に 在学中であること。			O 本市が定める域内の 医療機関に就業		0	〇 貸付期間	0		0	0
千葉県	匝瑳市	0		0	0	0			0								O 国保匝瑳市民病院 に指定期間勤務		0	医師:貸付期間の1. 5倍の期間 医師以外:貸付期間 相当期間	0	0	0	0
千葉県	多古町	0			0				0						0		就業要件について 〇 は、就業区域を問わ ない。		0	0	0			
千葉県	長生村	0			0			0				0			0			貸付が終了した月の 6か月後から貸付を 受けた月数の2倍に 相当する期間		0	0			
千葉県 千葉県	東金市 長柄町	0		0	0	0		0		0	- 4	0			0				0	O 5年 O	0 0		0	C
東京都	千代田区 【1】	0			0				0						0			<u> </u>	0	0	0	0		

地方公却	<b>共団体名</b>	<del>                                     </del>	[1]-1 出身学校の要件	(1)-2 出身学校の 件 i 出身学校の分割	(1	)-2 出	身学校	学校、年齢、学歴 その分野要件	の要件 (1)-3 年前、最初 要件 i 年齢、最終				(1)-3 年							主等の要件	(2)-1	就業・居住等の	要件	(2) 就業・居住等 (2)-1 就業・居住等の要件	②一 II 駅東先の東極多 件 i 就業先の業種要件の	(	2)-2 東	就業先の業種要件	②一ii 就象统
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還	③全く ①福祉 設定し (保育	②医療 (医	<b>3</b> その	の分野要件	平m、取料	3 (3)全く	①年齢 制限を		②在学 ③	文景 《 本章 《 本章	<b>₹ ⑤</b> その	·# <del>F</del>	①域内 ②域 に居住 に就	駅準 内 ③域内	E・居住: ④その	等の要件	有	ii 居住期間	無	iii 就業期間	1 就果だの景極要件の 有無 ①すべ ②一部 ③全へ ての返 の返還 設定し 還支援 支援に ている	小種和	②医療	は業先の業種要件 ③その	①対象 ②対
仰坦所乐	印控制机	なし する学 校の在	設置者 推翻	遠支援 支援に におい おいて	ていな。士、介	師、看	他		<b>遠支援</b> 支援に におい おいて	ナーンナ	10-14-T	下限 上限	#   ·	予定 済み	他	詳細	に居住に就	を住いか では	他	詳細	79	期間の詳細	ж	期間の詳細	遠支援 支援に ていな におい おいて い	士、介 博士な	師、看	他   詳細	として とし
東京都	千代田区 【2】		指定保育士養成施設、児童福祉法第18条の6第1号に規定する都にに規定する都にに規定知事が必保育性養成する保育性養成するの施設	0	0					0						1.38	0						0	0		0			C
東京都	港区	0			0					0									0				0	区規程で定める国家内の事務が5年以上である。 区域格を所等で当る東方の、区域国家資格を更多でも業務に従事した期間では、日本のの事務が5年以上では、日本の国内に対して、1年の国内に対しに対して、1年の国内に対しに対しに対しのは対しに対しに対しに対しのは、1年の国内に対しに対しのは対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対	0	0	0		0
東京都	台東区		准看護師または 正看護師の資格 取得をするための 学校等	0		0			0						0	貸付申請時に入学予 定又は在学していた 学校等の卒業者であ ること	_		0	区内の医療・福祉施 設等の職員として看 護業務に従事			0	O 3年以上(全額免除 は5年)	0		0		0
東京都東京都	品川区 大田区	0			0				0	0				0			0	0			O 怠	尤業してから3年間	0	O 3年間	0	0	0		0
東京都	荒川区	0			0					0										区内の私立幼稚園・ 保育施設等に就業		, , 20	0	O 5年以内	0	0	Ĭ	O 教育(幼稚園教	
東京都	足立区 【1】	0			0				0				0							味 目	O 引	語時までに当区に 引き続き6カ月以上 居住している		0	0				0
東京都	足立区 【2】	0		0			0	幼稚園教諭	0					0			0						0	0	0			O 幼稚園教諭	С
東京都	足立区 【3】		保育士養成校並 びに保育士養成 に関係する学校	0	0					0							0						0	0	0	0			C
東京都	葛飾区	0	等		0					0							0						0			0			
東京都	八王子市	0			0				0			- 3				大学等を卒業後の経 過年数が4年未満			0	本市の住民基本台 帳に単身世帯として 記録されており、一 人養らし又は寮など 2. 域内外の企業(事業所等(中小企業 舎む)に就業 3. 正規雇用(規制間の 定めのない労働契約 に起う意飲業)又は 自営業	0	5年		O 5年	0				C
東京都	青梅市	0			0				0		0	- 4	1	0			0				田	]内に転入してから	0	□ □ □ ○ □ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0				С
東京都	大島町	0			0				0		0	- 29		0				0			<b>業</b>	ヶ月以内もしくは就 を開始してから6ヶ 月以内の者		〇 (1年以上の雇用見込 及び期間の定めがな い場合を含む)	0				C
東京都東京都東京都	利島村神津島村小笠原村	0			0				0	0					0	①東京都立神津高等学校において、3学年3学期までの評定平均が4.3以上45未満の者は返還終額を半額に免除する。②東京都立神津高等学校において、3学年3学期までの評定平均が4.5以上の者は奨学金の返還を免除する	0					活住期間に応じて償還金が免除される 電運期間である1年 高調期間である1年 前のうちに本村に住 民票を有し、居住の 実態がある期間中 よ、償還をの返還を 免除する		0	0				0
果只都	小笠原村	U	看護師養成学校		U	1				0			+	-	1			0	$\vdash$				0	貸付期間に相当する	0	1			0
神奈川県	小田原市		を卒業後に小田 〇 原市立病院への 就職を希望してい る学生	0		0			0		0	4 -	0				0						0	期間、看護業務に従  事した場合は返還を 免除することができ る。	0		0		0
神奈川県	厚木市	0			0				0		0	- 3		0	0	・年齢は交付申請初 年度の3月31日時点 ・初回申請時におい て大学等卒業後5年 以内		0		奨学金返済時におい て、常勤の従業員等 として採用後7年以 内	〇現に	4該年度の1月1日 現在において厚木市 住民登録がある方		0	0				С
神奈川県	山北町	0			0					0							0			域内に問わず、申請 時において就業して いること	○ 度	諸時(4月)に前年 の1月1日以前から 北町に住所を有す ること		0	0				0
神奈川県	箱根町	0			0					0									0	【必須要件】箱根町 内に居住、【任意要 件】箱根町内の企業 等に就業	返 O ら	区還を開始した月か 1年以内に通算5年 間		返還を開始した月か 〇 61年以内に通算5年 間	0				
神奈川県	川崎市		〇 川崎市立看護大 学	0		0			0								0						0	〇 3年間	0	İ	0		0

地方公:	共団体名	-	(4)	(1)-2 出身字夜の分野要 佐 (1		出身学校。 身学校の2	、年齢、学歴の 分野要件	<b>)要件</b> 1)=3 年前、最長 要件	字屋の		(	1)-3 年齢.	、最終学	腰の	要件	(2)	)—1 就	は業・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等	の要件	(2) 就業·居住等 (2)-1 就業·居住等の要件	(2)- II 駅東先の東極要	(2	)−2 就業先の業種要件	②一川 就! 業種要
	·-·· -	②域	内 (1)-1 出身学校の要件	i 出身学校の分野要件 の有無 (小すべ)②一部 (3)全く:(小福和	ii 出身	身学校の分	分野要件 (1	i 年齢、最終学 の有無 Dすべ ②一部	③全く (	①年齢		ii 年齢、	最終学	歴の事	<b>要件</b>		i 就美	美・居住等の要件	ii 居住期間		iii 就業期間	i 就業先の業種要件の 有無 ①すべ ②一部 ③全く	(1)福祉	ii 就業先の業種要件	東祖要 ※ 公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
都道府県	市区町村	①特に に存 なし する 校の	立 ③その	ての返 の返還 設定し (保育 - 選支援 支援に ていな 士、介 におい おいて い 護士な	す (医 ・ 簡. 景	③その	3	ての返 の返還	ていな	投けて	限上限	②在学 ③卒 中 予算	業 ④卒業 を 済み	⑤その 他	詳細	①域内 ②域 に居住 の企 に就	で 業 住、か ま つ、域	他詳細	有 期間の詳細	無	期間の詳細	ての返 の返還 設定し 遠支援 支援に ていな におい おいて い	, (保育 士、介 護士な	(医 ③その 師、看 他 護師、 詳細	200 E
神奈川県	愛川町	0		0					0								0		採用日から起算 〇 て、1年以上町内に 住する予定の者	移	・平成31年4月1日以降、奨学金の返済を行った設等に介面の所内の介護施設等に介護職等と比ば町内医療機関されること。ら起過して、採満31年を者にいて、用助からといて、用助かして、介護制として、介護制として、企業表に表機関等に就労する予定の者	0	0	0	0
新潟県	新潟市	0		0				0						0	雇用開始日が3歳未 満であること。			新潟市院在住、 新潟市務先が存居が 大田・		0	0	0			
新潟県	三条市 【1】	0		0					0									域内に居住かつ企業 〇 等に就業(域内外問 わない)		れい	O 前年度の期間に漏れなく就業していること	0			0
新潟県	三条市 【2】	0		0	0			0					0			0			<u> </u>	0	O 5年	0	0	0	0
新潟県	柏崎市 【1】	0		0				0		0	- 34			0	認定申請が平成27年 3月以降に大学等を 卒業した者			・当該年度において 柏崎市民税の所得 割または均等割りが 課税されている者 ・前年度から申請を 行う日まで引き続き 柏崎市に住所を有す る者 ・転勤等による一時 的な転入でない者	前年度から申請日 で継続して柏崎市 〇 住民登録があり、 崎市内に住んでし る。	に 柏	o	0			
新潟県	柏崎市 【2】	0		0				0						0	申請時点において大学、短大、専修学校を卒業していること 令和2年3月末までに大学等を卒業した 奨学生であること			柏崎市に住所を有 し、柏崎市民税の所 得割又は均等割が 課税されている者。	補助金の交付を受 〇 ようとする年度の4 1日時点		o	0		O 国家公務員 地方公務	
新潟県	十日町市	0		0				0		0	- 3		0			0			申請年度において 内に6ヶ月以上か 当該年度末日に居 していること	つ	0	0			
新潟県	見附市	0		0					0									○ 見附市内に住所を有 すること		0	0	0		W. W	0
新潟県	村上市	0		0					0									〇 村上市内に住所を有 する人		0	0	0		常勤の国家 員及び地方 員は、対象タ る。	公務
新潟県	燕市		都道府県知事が お道府県知事が 指定する保育士 養成施設等						0									居住地は問わない、		0	〇 5年間	0	0		0
新潟県	糸魚川市		学校教育法に規門 定する大学、専門 職大門職大学院、 専門期大学等院 短期大学等。 職短規方、高等 修学校、高等 門学校	0				0					0	0	初回に申請する年度 の4月1日以降にお いて、大学等を卒業 してから8年以内	0 0	0			0	0	0			
新潟県	妙高市	0		0					0							0		・市の住民基本台帳 に登録していること ・転入の場合にと卒 業の日以降、卒年の 日の属すを度か ち年以内に妙高市の 住民基本台帳に登 録し、引き続き居住 していること		0	0	0			0
新潟県	五泉市 【1】	0		0	0				0				0					つ 市内の医療機関等 に就業		0	3年以上従事で半額 〇 減免、5年以上従事 で全額減免	0		0	0
新潟県	五泉市	0		0	0				0				0					市内の保育園、幼稚 〇 園、こども園等に就業		0	3年以上従事で半額	0	0		0
新潟県	五泉市	0		0					0				0			0		*	市内に住民登録が り、償還開始後1年 上継続して居住し	以	C主被减光	0			0
新潟県	上越市	0		0				0		0 -	_ 3	0						O 域内に居住かつ就業 (就業地は不問)	<ul><li>返還期間によって</li></ul>	は	返還開始月から返還 終了月まで(期間は 返還期間によって異	0			0
新潟県	佐渡市	0		0				0						0	Uターン者の場合は 45歳未満、Iターン者 の場合は4歳未満			o 域内に居住、かつ、 就労していること	なる) 域内に居住後、3: 間転出しないこと		なる) O	0			0

地方公	共団体名		(1)-1 出身	学校の		分野要件	(1)-2 出 ii 出」	出身学校、年齢、学歴 は身学校の分野要件 身学校の分野要件	(1)-3 章	非節、放発学歴の 要件 *、最終学歴要件				冬学歴の要件 学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間	(2)	就業・居住等 -1 就業・居住等の要( iii 就業期間					②一ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に か!	②域内 に存立 する学	③その 他	の有名 (1)すべ(2)一点 での返還 遠支援 支援に 詳細 におい おいて	<b>8 ③全く(</b> 数定し	<b>小垣井   の医虫</b>		ての返	の有集       ②一部 ③全く ①年齢       の返還 設定し 制限を 支援に ていな 設けて	2	在学 ③卒			①域内 に居住	②域内 の企業としたが に一数集 としたが	有	無	有	4025574174	(T)	有名 すべ ②一 の返 の返 支援 支援	耶 ③全く 重 設定し - ていな		①対象 ②対象としてとしているいない
新潟県	魚沼市 【1】		する学 校の在 設置者		辞稿 におい おいて	0	世生な 関係、	10 詳細	0	SHITE IN U.S. THE				詳細		域内に居住、かつ、域内の企業(事業所)等に就業	0	期間の詳細 申請日から5年以上 市内に定住する意思 があること				Si si		学報 学報 学 中州 (東京 本学 本学 本学 本学 本学 本学 本学 (東京 5154号) 第154号 第154号 第 中 中	本津 ここ 事) に 舌 こ F 2 す
新潟県	魚沼市	0				0				0						0		0	0	3年間補助するため、奨学金返還期間が3年間残っていること	1	0		就業先は介護事業所と定めているが、業種は指定な	5 0
新潟県	胎内市	0				0			0			0 0	) (	補助対象候補者の認定を申請する日以後の最初の4月1日時点で、3歳未満であること。	į	0	0	市内に住民票をおき、3年間指定事業所に勤務、4年目以降も同様の場合に支援		市内に住民票をおき、3年間指定事業所に勤務、4年目以降も同様の場合に支援			0		0
新潟県	弥彦村			0	小藤学 「第基下下。」 「以いう。)こ本、護性・相対の 「と、は、いう。)と、本、護性・相対の 「は、いう。)と、本、護性・相対の 、と、で、、のこ本、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		0			0		0	,			0		0		5年間		0		0	0
新潟県 新潟県	出雲崎町湯沢町	0				0				0					0	0	0	住民登録した日から 3年を超える期間居			0		0		0
新潟県	関川村	0				0			0				(	0	0		0	3年を超える朔川市 住する意思のある者 村内に住所を有し、 現に居住しているこ と。返週期間に相当 する1年間又は返還 期間の満了する年度 までこの状態が続くこ と。			0		0		0
富山県	富山市 【1】			0	学校教育法(昭和 22年法律第26号) による大学であっ て県内に所在す るもの	0			0				(	0		0	0	卒業後5年間	0	卒業後5年間			0		0
富山県	富山市 【2】		0		9000	0			0					入学する年度の前年 度の3月31日におい て児童扶養手当の支 給の制限を受けてい ないもの(18歳以下)		0	0	5年間	0	5年間			0		0
富山県	富山市 【3】	0				0				0						市内に居住、かつ、 市内に事業所等を置 〈企業等に就業 例患者が対象のため、 自営業者等経営者 は対象とならない。		0			0		0		0
富山県	高岡市 【1】		〇国立、私立		大学及び大学院	0			0				C	0	0	就業(自営業含む)し ている必要がある O が、居住域内から通 える範囲内の勤務地 であれば問題ない。	0	申請時点において1 年以上居住している こと			0		0		0

					(1) 出身	学校、年齢、学歴	の要件											(2) 就業・居住等				
地方公共	団体名		(1)-1 出身学校の要件	i出身学校の分野車件	: 山色岩板	校の分野要件 kの分野要件	(1)-3 年齢、最終 要件 i 年齢、最終学	屋要件		(1)-3 年齢 ii 年齢、				(:		業・居住等の要件 €・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	i 就業先の業種要件の	ì	-2 就業先の業種要件 就業先の業種要件	②-ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学 校の在	③その 他 詳報	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ①福 ての返 の返還 設定し (保) 遠支援 支援に ていな 土、 におい おいて い 競士	祉 ②医療 育 (医 ③その 介 師、看 他 な 護師、		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 還支援 支援に におい おいて	設定し制	順を	②在学 ③4 中 予	李章 ④卒業 定 済み	⑤その 他	詳細	①域内 ②均 ①域内 の1 に居住 にま	域内 (3域内 企業 住、か 就業 つ、域		有期間の詳細	語 有 無 無 無 無 無 無 無 無 また	有集 ①すべ ②一部 ③全く ての返 の返還 数定し 遠支援 支援に ていな におい おいて い	(保育 士、介 f	(医 ③その j、看 他	①対象 ②対象 として として いる いない
富山県	高岡市 【2】	0		0			0				0			0		就業(自営業含む)している必要があるのが、居住域内から通える範囲内の勤務地であれば問題ない。	[ ○ 年以上居住している	0	0			0
富山県	氷見市		富山県及び石川 県以外に所在す 〇 る大学等の在学 生又は卒業生で あること	0			0			0	0	0	申請するためには事 前に登録が必要(大 学等に進学前または 大学等に在学中)	0			大学等を平業後1年 以内に市内に居住し た者に対して、居住し ている額額の1/1で つ助成金を交付して いる。市外に転出し た場合は原則助成金 が打ち切りとることで 清額の助成金 が打ち切りとることで 清額の助成金を受け 取ることができる。	0	0			0
富山県	黒部市	0		0 0	0			0						0 0	0 0		大学等を卒業後1年 以内に市内に住所を 定め居住し、次年度 以降4引き続き居住 していること、(在学 中から市内に住所を 有している方を含 む。)	大学等を卒業後、1 年以内に市内に所在する医療機関又は介介護事業所に看しましている。 以上の大学護職員のは介護事業所に看しましている。 、次年度以降も引き続き在籍していること。 ること。	0	0	0	0
富山県	砺波市	0		0				0								就業の要件は特にない。返還時、基準日のにおいて域内に居住している等の条件を満たしていること。	返還開始の1年前よ し り域内に居住が確認	0	0			0
富山県	小矢部市	0		0			0		0 - 4			0	認定申請者が貸与奨 学金の返還期間中で			市内に居住(就業企 の 業については問わな		0	0			0
富山県	南砺市	0	くUターン型>	0			0		O - 3	4			あること	0		(1)	O 5年以上	0	0			0
富山県	射水市 【1】		市の実学金を利用して、 開して、実施 学等を生で、市内に生学、 を対した。で、市内にとう を対した。で、市内にとう を対した。で、市内にとう を対した。で、市内に学り、一大学、の大学、の大学、の大学、の大学、の大学、の大学、の大学、の大学、の大学、の	0			0					0	①既に射水市内に居住しており、平成27年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方。 ②既に奨学金の返還を始めており、平成27年4月1日以降に選学金の返っ平成27年4月1日以降に景登金の返った。			〇 現に就業し、市内に 居住している方	助成を受けようとする 年度の1月1日を基準 〇 として、1年以上射水 市内に居住している こと。	0	0			0
富山県	射水市 【2】	0		0 0				0							0		返還の猶予:大学等を卒業した日から1年を経過するまでに市内に居住すること。返還の免除:市内に居住した日から起算し、連続祖社国等は、(倉格した場合は3年以上)居住すること。	返還の猶予:大学等を卒業とから1年から1年から1日かまで制力では一日がで第一日がで第一のが護福社士とと。 返還の発達を発達を発達している。 では、連続して5年家は1年に、連続して5年家は1年に場合格した場合なると、	0	0		0
富山県	射水市 【3】		学校教育法による大学 短期大学 O を含む。)、専修 学校(専門課程に限る。)等に在学している方				0			0					0		返還の猶予:大学等を卒業した日から1年を経過するまでに市内に居住すること。返還の免除:市内に居住した日から起算し、連続して3年以上居住すること。	返の雑予:大学等を卒業した日本にからに 年を経過す園本でに 市内の保育国等において『従発院・市内の保育の保育士と。 返還の事において『従発院・市内の保育園等において『従来院・市内の保育」の保育において、「進続して日から起り」し、連続して3年以上、従事すること。	0	0		0
富山県	上市町	0		0				0							0		O 1年以上定住する意 思を有する。	交付対象認定をされ 〇 てから交付対象の期 間が満了するまで。	0			0

14.4-0.4				(1)-2 出身字夜の分野長: /		学校、年齢、学歴の	の要件 (I)-3 年前、最終	字屋の		141	\ _ <del></del>	- Ab Mt -		e til	(2)	. 46	*	Lo			(2) 就業·居住等	②-  京東	元の集種要:	/a\ -		
地方公共	· 世体名		(1)-1 出身学校の要件	件 ( i 出身学校の分野事件	11 山色学坛	校の分野要件 交の分野要件	要件 i 年齢、最終学 の有集 ①すべ ②一部	屋要件			)-3 年齢、』 ii 年齢、最			件		i 就業	業・居住等の要件 ほ・居住等の要件 ■	(2)—	1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	・ 件 i 就業先の	軟種要件の 郵 ③全く ①#	ii i	就業先の業種要件 就業先の業種要件	②一ii 就業分 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学 校の在	10	①すべ ②一部 ③全く ①福 ての返 の返還 設定し (保育 運支援 支援に ている 土、1 におい おいて い 護士:	介 肺、者  他	1 4	リすべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に におい おいて	設定していなり	制限を		②在学 ③卒業 中 予定	④卒業 済み	5その 他	詳細	①域内 ②域P に居住 の企動	は一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	④その 他 詳細	有	期間の詳細	無	有期間の詳細	<b>, ての返 の返</b>	部 ③全く ① T 遺 設定し(例 に ていな 士、 て い 護:	育 (医	③その	①対象 ②対 として とし いる いな
富山県	立山町	- COL	学校を注明を記述。 学校を注明	0	少 <b>股</b> 研、	7740		0	Ung) The					QT-794			認定申請を受けたもののみ交付申請の受けでき、認定申地ででき、認力を申請の要件請の要件請の要件請の要件請のないが、交流は出かく、では出かくに石以上の及こと(1年以入こいを、本に、立て、場所は問いでは、立て、事件としているでき、立て、事件としている。となる。本に、立て、事件としている場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している場合は、増額している。	0	1年以上		701111111111111111111111111111111111111		0		DT 994	0
富山県	入善町	0	, j.)	0				0								0		0	1年以上		〇 1年以上		0			0
石川県	金沢市	0		0			0		O -	29		0		雇用日時点の年齢が 3歳未満であること			域内に主たる事務所を有している企業に の 就業(ただし市外支 店で現地採用された 市外在住の従業員 は対象外)			0	C		0			
石川県	七尾市		児童福祉法第18 条の6第1号に規 定する指定保育 〇 士養成施設及び 大学、短期大学 等の幼稚園教諭 養成課程	0 0			0				0				0					0	〇 5年間	0	C	)		C
石川県	小松市	0		0				0								0		0	奨学金の返還開始 後、毎年基準日現在 (5月1日)に市内に 住民登録があり、か つ居住していること		奨学金の返還開始 後、毎年基準日現在 (5月1日)に市内事 業所等で労働時間が正規職員に準じる職員 として就労しているこ		0			0
石川県	加賀市	0		0				0							0			0	5年間		申請時に就業してい	)	0			0
石川県	羽咋市	0		0			0		O -	35		0			0				5年にわたって羽咋 市内に居住する意思 があること		ること(期間はないが 大学等卒業後3年以 内に就業している必 要がある)		0			0
石川県	かほく市		専門職大門職大学、東 学院、東門教学、東原門職 東門聯大学院、東期次学、 京語等学校、中期、京都学校、中期、中華教育学校(中期、 等教育学校(南野、 等教育学校(南野、 等校(高校(南門)、 春代(南門)、 東修学校(東門)、 春代(東西)、	0			0		0 -	3						0		0	交付基準日から5年 以上継続して定住す る者		(	,	0			C
石川県	川北町	0		0			0		0 -	3					0		・1年以上定住の意 思の有無 ・正規雇用されてい			0		,	0			
石川県	津幡町	0		0			0		0 -	29		0				0	ること	0	5年			)	0			
石川県	内灘町		O 県外の高等教育 機関の卒業者	0			0		O -	29							町内に定住し、県内 で就職した者又は町 内に事業所を置く自 営業者		5年以上継続して定 住(意志)		C		0			
石川県	志賀町	0		0				0							0					0	学校卒業後1年以内 に就業し、貸付期間 と同期間継続して就 業		0			C
石川県 石川県	中能登町 穴水町	0		0			0		O -							0		0		0	〇 3カ年	)	0	Ŀ		
福井県	敦賀市	Ö		Ŏ			Ö				0					Ö	新たに市内または嶺	0			○ 5年以上 新たに市内または嶺		Ö			0
福井県	小浜市	0		0			0		0 -	3		0					南地域の事業所等で 正規社員等として就 業(自営業含む)し、 引き続き就業してお り、今後5年以上継 続して就業する見込 みの方	0	過去に1年以上本市 に住民登録があり居 住していた方で、今 後5年以上継続して 居住する見込みの方		南地域の事業所等で 正規社員等として就 業(自営業舎む)し、 引き続き就業しており、今後5年以上継続 して就業する見込み の方		0			C
福井県	勝山市	0		0				0				0			0		基準日(毎年5月1	0	3年以上		C	)	0	+		
福井県	鯖江市 【1】	0		0				0							0		日)から継続して当帳に当時に登録されていることは、 当市または近隣市町において就要(そのための活動をしている者を変している者をましていること	Г		0	C		0			0

地方公:	共団体名	/4\ a .11.10a	***	(1)-2 出身学校の分割 件	<del>}                                    </del>	(1) )-2 出。	出身学校、年齢、学歴 身学校の分野要件	の要件 (1)-3 年齢、1 要件	意義字屋の 件		(	1)-3 年齢	、最終	学歴の要件		(2)-1 就	業·居	住等の要件	(2)-1 就業・居住等の要件		就業・居住等 -1 就業・居住等の	要件	(2)一 II 東東先の東極要	(2)-2	就業先の業種要件	②一前 就象先
	1	(1)-1 出身: ②域内	<u> </u>	i 出身学校の分野要 の有無 ①すべ ②一部 ③:	件を	ii 出身 ②医療	身学校の分野要件	要作 i 年齢、最i の有 ①すべ ②一	[集 -部 (3)全く (	D年齢		ii 年齢、	最終与	歴の要件		i 就業	· 居住	等の要件	ii 居住期間	#	iii 就業期間		i 就業先の業種要件の 有無 ①すべ ②一部 ③全く	ii ①福祉  ②医	就業先の業種要件	業種要件 ※ 公務員
都道府県	市区町村	①特に に存立 なし する学 校の在 設置者	③その 他	ての返 の返還 設5 選支援 支援に てい におい おいて し	とし(保育	師、君	ASIn .	海士塔 士塔	通 設定し f を ていな f いて い	047	下限 上限	②在学 ③4	文章 (4) 定 済	集 ⑤その 他 詳細	①域内 のに居住に	域内 ③域内 に居 企業 住、か 就業 つ、域	<ul><li>④その</li><li>他</li></ul>	詳細	有 期間の詳細	有	期間の詳細	無	ての返 の返還 散定し 遠支援 支援に ていな におい おいて い	(保育   (日	E  ③+o	として として
福井県	鯖江市 【2】		O 指定保育士養成 施設	0	0				0									域内に居住、かつ、 本地方公共団体が 定める域内の企業 (事業所)等(自営業 含む)に就業	〇 5年間	0	5年間		0	0		0
福井県	越前市	0		C	)				0								O	基準日(毎年5月1 日)から継続して市 内に居住、かつ、市 内又は近隣市町で就 業、起業又は求職活 動中であること。	O 基準日(毎年5月1 日)から			0	0			0
福井県	坂井市	0						0		0	- 29	0 0	0				0	認定会計を受ける。 会計年を表している。 会計年度の図本度に大学生のである度には、 学生等である度にき続場合にいて、 が表して、 学生翌正規種のである度に対して、 がある。 がある。 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるである。 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 である。 であるでは、 である。 であるでは、 である。 であるでは、 である。 であるでは、 である。 であるでは、 である。 であるでは、 である。 である。 である。 であるでは、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	認定申請日において、卒業後に市内に定住す等意思がある大学生等を題に下す。 大学生等を意思いた中央に住所を有し、定住する意思のある者を含む。)又は県外に住所を有し、思がある者で含む。と思がある者である。			0	0		対象職種 職 安定法(昭和2年法律第141・第15条の規定 15条の規定 15条 15条 15条 15条 15条 15条 15条 15条 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	22   号)   に   定る小い   保務
福井県	南越前町	0		C	)			0				0 0	0					域内に定住する意思があること				0	0			0
福井県	越前町	0			)			0		0	- 29		0		0			事業所等に就業して いる(自営業含む。 正規・非正規雇用、 職種は不問)	〇 5年以上	0	最大5年間補助金を 受給できる。毎年度 申請が必要であり、 その際には就労証明 書を添付していただ	月	0			0
福井県	美浜町	0		C	)			0		0	- 35 大卒				0				O 1年		\ <u>`</u>	0	0 0			0
福井県	高浜町	0		C				0		0	— 33 高卒 3		0		0				〇 町内に定住			0	0		G	0
福井県	若狭町		大学等の就学以前に1年以上若狭町に住所を有していた者で、若狭町の住民であること		)			0		0	— з						0	町内に居住、かつ、 通勤可能範囲への 企業等に正社員とし て就業		)		0	0	C	医療職・介護職 して町内に所名 る医療機関又 介護事業所に 務するときは、 助上限あり	ます。 は 勤 補
山梨県	富士吉田市	0		0		0		0				0					0	本地方公共団体が 定める企業(事業所) 等(中小企業含む) に就業	(	0	5年間		0 0	C	)	0
山梨県	甲府市		看護師等の養成 〇 施設に在学してい る者	0			看護師師等は保証の (保護師 ) 新3条に規定がある。	0						看護師等(保健師) 産師看護師) に規定第5時の助現企業 び法第5時の大きなに現 では、第5時で、 をでは、では、では、 では、では、では、では、 では、では、では、では、 では、では、では、では、 では、では、では、では、 では、では、では、 では、では、では、 では、では、では、 では、では、では、 では、では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、	条及す砤看第き定労養		$\circ$	養育施設卒業後、直 ちに市立甲府病院に おいて、看護師等と して就業		0	貸与金額が月額3万円の場象では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に対し、 に対し、 は、 に対し、 に対し、 はの、 に対し、 はの、 に対し、 はの、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが	をける。	0		養育施設卒享後、直ちに市立 分解病院において 看護師等として 看	:甲
山梨県	都留市	0		C				o			18 3		0			0	0	地元金素性には、 用で動発している思が 用で動発している思が 市内定着のたまが 市内定着のたまであるもの疾事業者職 がの機関は介限され、と及び は療職工動勢といまで がは、 は療職工動勢といまで がは、 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 は存職である。 はたいる性のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも				0	0			0
山梨県 山梨県	大月市 韮崎市 【1】	0			)			0	0	0	- 3		0		0	0			○ 居住している期間が 対象となります	)		0	0			0
山梨県	韮崎市 【2】	0		C	)			0		0	- 3				0					0	雇用 契原 は 1 日本 1	召)見旨り)マミミ务を建見	0			0

						(	l) 出身 <sup>会</sup>	学校、年齢、学歴	の要件																(2) 就業・居住等						$\Box$
地方公共	団体名		(1)-1 出身学校の要件	<b></b>	(1)-2 出身学校の分野要件 i 出身学校の分野要件	ii b	H 身学校	交の分野要件 の分野要件	(1)-3 年前、最i 要件 i 年齢、最終	学歷要件					最終学 最終学歴			(2)			主等の要件 等の要件	(2)-1	就業·居住等 ii 居住期間		(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	i 就業先の業種要件	o '	ii 🛊	就業先の業種要件 1業先の業種要件	②—ii 就須 業種要· iii 公務	i先の 件 編員
都道府県	市区町村	②域で ①特に に存立 なし する句 校の名	な ③その #他	詳細	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ① ての返 の返還 設定し (付 選支援 支援に ていな 士 におい おいて い 護	福祉 ②医 保育 (日:、介 師、	療 【 ③その 者 他		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に におい おいて	設定していな	制限を		<b>2</b> ŧ	生学 ③卒集	東 ④卒業 済み	<b>⑤その</b>		①域内 ②域  ①域内 の企! に居住 に就!				有	期間の詳細		有期間の詳細	有無 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 数定 遠支援 支援に てい におい おいて い	し(保育な一士、介	f   (医 f )師、看	他	①対象 ② として と いる い	(金枚(
山梨県	南アルプス市		公立(市立)	WT-700	0			gr van	1280	0	0.0	1 100					UT 794	0	7.4		PT 714	O 7	文字時に在住しいること。②卒業をはいること。②卒業をはいること。②卒業をはいること。②卒業をはいること。②をはいること。②をはいること。②をはいること。②をはいることをはいる。例如のでは、「一般のできる。」をはいる。例如のでは、「一般のできる。	<b>参5</b> 注し 参5 そ けて	0			50.00°.	37.50	0	
山梨県	北杜市	0			0				0		0	- 3	34					0 0		0	市外の起業等に就 業、求職中	_ F	申請日において、 内に定住後1年以	市	0	0	,				0
山梨県	上野原市		35.9)、保留有的对称定都指理等和多以保留有的对称定都指理等和多以保留有的对称定于作为。	「別年第、 明年第党機・ 開生第一次 明本第一次 第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本第一次 明本》 明本》 明本》 明本》 明本》 明本》 明本》 明本》	0	o c			0				C					0							O 修学資金貸与期間以 上	0	0	0		0	
山梨県	中央市		め、 院、 夏専「杉店」 るの、参解形別 特別	交教の専大学のでは、大学のいかのでは、大学のいかいが、大学のいかのでは、大学のいかいがは、大学のいかのでは、大学のいかのでは、大学のいかのでは、大学のいかのでは、大学のいかのでは、大学のいかのでは、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいが、大学のいかいかいかいが、大学のいかいかいかいが、大学のいかいかいかいが、大学のいかいかいかいがいかいかいかいかいかいがいかいかいがいかいかいかいかいかいかい	0				0		0		29		0			0				_ F	n成金の対象者i 申請の日から5年 上継続して定住す こと	:以 -る	O					0	
山梨県 山梨県	身延町 丹波山村	0 0			0				0		0	- 2	29		0			0				0 3	年以上域内に居	住	0					0	
長野県	長野市		長里等(は付しく)(とはできない) はない (と)(と) (と)(と) (と) (と) (と) (と) (と) (と) (	野※1)というでは、 野※1)とで大きな、 の本た等に民基・大学、 で大学、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	0				0		0	- 2	29 (				就職を予定する年度 の前々年度に認定申 請をしていること		0				した場合	0							0
長野県	松本市	0		校	0				0		0	- 3	35							0 1	域内に居住、かつ、 市内に本社・本店を 有する中小企業に正 規雇用されているこ	0 3	5年以上定住する 思があること		○ 令和4年4月1日以 降に就業したこと	0					0

						(1) 出身与	学校、年齢、学歴	の要件														(2) 就業・居住等							
地方公:	共団体名			(1)-1 出身学校の要件	i出身学校の分野専件 ii	:山色学坛	交の分野要件 の分野要件	(1)-3 年前、最i 要件 i 年齢、最終	学服要件			(1)−3 ii	年齢、』 年齢、最	を を を と と	屋の要 の要	<b>要件</b> 件	(2		t集・居住等の要件 集・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	②一川 駅東先の 件 i 就業先の業種	要件の	ii i	就業先の	の業種要件 )業種要件	②—ii 1 業種 iii 4	北東先の 要件 公務員
都道府県	市区町村	. ①*	②域内 特に に存立 1 する学	③その #m	の有名 ①すべ ②一部 ③全く ①福祉 ( ての返 の返還 数定し (保育 - 選支援 支援に ていな 士、介	②医療 (医 ③その 節 景 他		の有価 ①すべ ②一部 ての返 の返還 還支援 支援に	設定していた	制限を		d	E学 ③卒業 予定	④卒業 (	うその		①域内 ②均 に居住 にま	域内 ③域内 企業 住 か	<b>⊕</b>	有	無	有無無	有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に	③全く ① 設定し (を	福祉 ②医	療 ③その 動		①対象 として いる	②対1
長野県	上田市		<b>技</b> の在	投徵者			詳細	0	in the second se	0	下限上	4				詳細 補助金の交付を受け ようとする年度の末 日において4歳未満 である者	0	以来で、場	大学和   大学		0	期間の詳細	100 AUG	0	<b>士</b>		詳細		0
長野県	岡谷市		0		0				0			+					0		オータ 性及び第一性 大会福祉主業を行う	ら の 引き続き1年間以上 居住していること		0		0					_
長野県	飯田市		0		0				0			$\mp$				大学生:月額3,円以	0			大学を卒業した日の		0		0					F
長 <b>野県</b>	諏訪市 【1】	C	0		0			0								内 給付型・貸与型がある。貸与型について は諏訪市への居住要 件を満たした場合、 25%または、5%を免除 する。	0			属する月の翌月から 起算して、2年を超え ない期間内に諏訪市 に居住し、居住期間 が、奨学金を支給又 は貸与する期間を超 えたとき	i	0		0					
長野県	諏訪市 【2】	C	0		0			0		0	-	3				申請年度末日において、3歳未満であること。		<b>S</b>						0					0
長野県	須坂市	C	0		0				0									0			0	令和4年4月1日以降、新規で採用した、 又は採用している従業員であること。		0					0
長野県	小諸市	C	0		0				0										就業していること、か つ、貸与を受けた期 〇 間と同一の期間、当 市に継続して居住し ていること。	奨学金の貸与を受け た期間と同期間	-	0		0					
長野県	伊那市	c	0		0			0		0	-	3	0	0					域内に居住、かつ、 域内の企業(事業 所)等(自営業は含ま ない)に就業		0	0	0			The second secon	展設情輸売術府ち究及スで、まな、主な、というでは、大学、というでは、大学、というでは、大学、というでは、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	三星印学支う开をごさ泊スーのこび、 ぶっ、事上業資ペーう世帯里	0

	共団体名					(1)-2 出身字夜の	分野要		出身学校、年齢 ♪学校の分野要		D要件 1)-3 年	節、意義字量0	,	/11	\_2 年	<b>*</b> =	終学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件	(2)	-1 就業・居住等の要件		就業・居住等 -1 就業・居住等の要	₩ Iω	- II 東東	先の栗種	▼ (2)-2 就業先の業種要件	②一前 就果先
AS / J A	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T		(1)−1 出』 ②域内	身学校(		計出身学校の分 の有無 ①すべ ②一部	野要件 (3)会く (	ii 出身的	学校の分野要	(件		受罪 、最終学歴要作 の有無 の一部 (3)会		1			を子座の要件 学歴の要件		i 就業・居住等の要件	\Z,	i 居住期間	(2)			計 就業先の 有値 すべ!の一	東種要件 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	and the state of t	業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に	に存立 する学 校の在 設置者	③その 他	0	ての返 の返還	設定し ていな	(保育 (医 ③ 士、介 師、看	)その 他 詳報	3		の有無 ②一部 ③全 の返還 設定! 支援に ていな	し 制限を は 設けて いる 下版		reto I	3)卒業 (4) 予定	京本集 ⑤その 市み 他 詳細	①域内 に居住	②域内 ③域内 ①の企業 住、か 他 に献業 つ、域 詳細	有	期間の詳細	有	期間の詳細				の I	①対象 ②対象 として として いる いない
長野県	駒ヶ根市	0					0				0		0 -						0	0	5年以上継続して市 内に居住	0	5年以上継続して勤 務する見込み		) C		展・	€、モ、研育 お機術にも飲飲る。 ブ連楽理舎活、業論まち、事业業
長 <b>野県</b>	大町市			0	大学(短期大学、 高等専門学校専門課程を開発でする 学校、大学院及び 通信制の課程を 除く。)	(	0					0							奨学金の償還を開 する月から起算し て、貸与を受けた集 間の倍の期間継続 て市内に居住したも		奨学金の償還を開始 する月から起算して、 貸与を受けた期間の 倍の期間継続して市 内に居住した場合			0		0	<b>从</b> で看键咨核2	0
長野県	飯山市	0					0				0						〇 既学卒者かつ就労	者	・市内に住所を有し かつ、市内外で通 <sup>4</sup> 就業 ・市内において起業		申請日から起算して 5年間市内に居住			0		0		0
長野県	塩尻市 【1】	0					0					0							卒業又は修了後、 年以内に総労する。 と と 卒業又は修了 後、1年以内に塩店 市内に住所を有していること。	1 0	卒業後5年(短期大学の場合は4年)を 経過するときまで継続して市内に住所を 有していること。			0		0		0
長野県	塩尻市 【2】	0					0					0							○ 塩尻市内に生活の 本拠を有すること。	)	0			0 (	<b>O</b>		0	0
長 <b>野県</b>	塩尻市 【3】	0					0				0		0 -	29			大学、大学院、短期 大学、専門職大学、 高等専門学校、専作 学校		域内に居住、かつ、 域内の企業(事業 所)等(自営業含まだい)に就業		5年間			0		0		0
長野県	佐久市	0					0				0						0	0		0	償還期間(貸与期間 の2倍)	0	償還期間(貸与期間 の2倍)			0		0
長野県	佐久市 【2】	0					0	0			0						0		0	0	償還期間(貸与期間 の2倍)	0	償還期間(貸与期間 の2倍) ・常時雇用される者		С	)	0	0
長野県	千曲市	0					0					0					### A 0 * 4 th ==	h 1	O 市内に居住し、就労 していること	ŕ		0	・個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者			0		0
長野県	小海町	0					0				0						補助金の交付申請。 〇 年度において4歳以 下である者	7	0		0			0		0		0
長野県 長野県	南相木村 北相木村	0					0					0						0	○ 卒業後7年以内に原	£ 0	卒業後7年間の居住			0		0		0
長野県	佐久穂町	0					0				0		0 -	4				0	1世の争夫があつに1	白	期間により判断 転入日以降の返済分 から対象	0	返済中に佐久穂町か 佐久管内で就業			0		0
長野県	立科町	0					0				0						0		〇 域内に居住(就業に 関する要件なし)	- 0	最後の交付決定の日 の属する月から起算 して5年を経過する月			0		0		0
長野県	下諏訪町	0					0					0							卒業した日の属する 月の翌月から起算 て2年以内に当町へ		まで 貸与期間と同期間居 住し続けること。			0		0		0
長野県	富士見町	0					0					0							居住すること。		上伊那郡外から当町		民住の宝能を移して	_				
長野県	箕輪町	0					0					0						0		0	に居住の実態を移し てから1年以内に就 労、または起業	0	居住の実態を移して から1年以内の就 労、または起業から1 年以内の申請			0		0
長 <b>野県</b>	飯島町	0					0				0			3			0	0	補助金交付の要件 して2段階あり ①町内居住かつ正 規雇用の形態で就: (就職)②町内居住 かつ正規雇用の形 態で町内の事業所 に就業(就職)	<b>業</b> 等	0			0 (	0	0		0
長野県 長野県	南箕輪村 中川村	0					0				0	0	0 -	4				0	0	0	0	0		0		0		0
長野県	宮田村		0				0							$\perp$	0			0		0	5年以上居住する見 込み			0	С	_		
長野県	松川町	0					0							+		_		0	町内に居住し、町内	4	0			0 (	) C	0	○ 公務員は補助金 対象外としてい	金の
長野県	阿南町	0					0				0		0 -	4					回内に古せ、即内 の医療機関等に診 業(対象費用の1% 町外に居住し町り の医療機関等に診 業(対象費用の5%	t 5) 5	0			0			0 0	0

د مدادر الدو	.m.u. ~			(1)-2 出身学校の分野要: /		学校、年齢、学歴	の要件 (1)-3 年前、最終	子屋の					o=#	1	,	*	[ (a)	ar tel	(2) 就業・居住等	②一   駅東先の東極	E) /=:		
地方公共	も団体名		(1)-1 出身学校の要件	件 i出身学校の分野要件	ii 出身学	校の分野要件 校の分野要件	要件 i 年齢、最終等 の有無 ①すべ ②一部	建要件			)-3 年齢、最終 ii 年齢、最終					業・居住等の要件 t・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	件 i 就業先の象種要件の 有無 ①すべ ②一部 ③全・	(2)-2 ii	就業先の業種要件 就業先の業種要件	②一ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に にさなし する	収内 停立 3・その 5・学 の在 設置者 詳細	の有機 ①すべ ②一部 ③全く ①福 ての返 の返還 設定し (保計 - 選支援 支援に ていな 士、: におい おいて い 酸士	介 胂、有  他	か 詳細	①すべ ②一部 ての返 の返還 選支援 支援に におい おいて	設定し	制限を		②在学 ③卒集 ④ <sup>2</sup> 中 予定 済	产業 み	その 世細	①域内 ②域が に居住 に就事	③城内に住い	④その 他 詳細	有期間の詳細	無	有期間の詳細	<ul><li>①すべ ②一部 ③全・</li><li>ての返 の返還 数定し</li><li>遠支援 支援に ていなにおい おいて い</li></ul>	, (保育 (医	③その	①対象 ②対象 として として いる いない
長野県	阿智村	0	77 <u>E</u> DEETS 97***	0	<b>少 政府、</b>	27-44	ICAN ANC		0 -	- 3			DT-144		0	DT-#4	申請時において6カ		日本語時において6カ 日以上	0	:設工な 設御	, <u> </u>	0
長野県	下條村		飯田下伊那地域 の高等学校以外 が対象	0			0		0	- 35						村内に居住、かつ、 飯田下伊那地域内 の企業(事業所)等 (自営業含む)に就	〇 5年以上		〇 5年以上	0 0 0			0
長野県 長野県	売木村 天龍村	0		0				0						0			O 1年以上	0	0	0			
長野県	泰阜村	0		0				0								入学前の時点で域内 に居住。、卒業後の 居住地については規 定を設けていない。		0	0	0			0
長野県 長野県	喬木村 豊丘村	0		0			0		0 -			)		0				0	0	0			0
長野県 長野県	王滝村 大桑村	0		0			0	0	0 -	- 35				0			○ 申請してから5年以上	0	0	0			0
長 <b>野県</b>	木曽町	0		0			0		-			(	第1回目の交付申請日に満35歳以下の者		0		木曽町に住民登録があり、既に居住しているもので、引き続き交 付申請初年度から5 年間を超える期間、 木曽町に居住する意 思があるもの		木曽郡内の事業所等 に就職し1年以上雇 用されている者、木 曽町において起業し1 年以上継続して事業 を行っている者、第一 次産業に従事し、1年 以上継続して従事し ている者	0			0
長野県	生坂村			0												卒業後1年以内に就職、卒業後5年間の 付内居住の誓約、奨学金償還の滞納がないこと			0	0			
長野県	白馬村	(	0	0		観光事業					(	)		0 0	0			0		0		0	観光 事業
長野県	小谷村	0		0				0						0 0			村内に居住している 期間に限り返済額を 半額とする。転出す る場合は、状況変更 する旨の届を提出し てもらった後、本来の 返済額に戻す。		域内の企業への就業 期間中に限り返済額 を半額とする。離職、 転出した場合、本来 の返済額に戻す。	0			0
長野県	山ノ内町 【1】	0		0				0								〇 町内に居住	O 1年居住		0	0			0
長野県	山/内町 【2】	0		0			0		0	- 3				0				0	0	0 0		社会保険及び雇用保険の被保険 者、起業者、青色 事業専従者	
長野県	信濃町	0		0				0						0			信濃町に居住しなが らの奨学資金返還期 間が通算では全超 えていると認められる 受学資金返還完済後 も引き続き、信濃町 に居住する意思があ ること。		o	0			0
長野県	大鹿村	0	学校教育法第1条	0			0				0		高山市内の事業所に		0			0	0	0			0
岐阜県	高山市		○ に規定する学校 その他市長が特 に認めるもの	0			0		0 -	- 34	(	)	就職した日時点の年齢		0	・H25~H27年度に恵	○ 申請日から5年間の 定住意思があること。		O 1年以上雇用されると 見込まれること。	0			0
岐阜県	恵那市	0		0				0								那市奨学資金を利用 し、卒業後恵那市に 住所を有する者。 就労し、市外に住所	3	0	O # L. W. J. K. B. O	0			0
岐阜県	飛騨市		貸付金の貸付対象となった高等学 ○ 校、大学(専修学校)等を卒業していること	!			0		-		0	0			0	を有し居住している 場合(半額免除)、就 労し、市内に住所を 有し居住要件市税等 の滞納がない場合 (全額免除)	が直期间後、サギ及 毎に免除申請内容を 審査し、償還に係る		・貸付終了後1年間の 据置期間後、毎年度 毎に免除申請内容を 審査し、償還に係る 計画の月から年度末 まで	0			0
岐阜県	郡上市	0	**************************************	0				0						0				0	O	0			0
岐阜県	郡上市 【2】		O 学校教育法に定 められた学校	0				0							0	市内に住所があり、		0	○ 介護サービス事業所 に就業して1年以内	0	0		0
岐阜県	下呂市海津市	0		0			0	0	0 -	- 29				0	0	の 就労しているまたは 市県民税を下呂市へ 納めていること		0	0	0			0
岐阜県 岐阜県	白川町 東白川村	0		0			0		0 -					0	Ĭ		0		0	0 0 0			0
静岡県	静岡市	0		0			0					(	申請時点において大学等(大学・大学院・ 短期大学・専門学院・ 短期大学・専門学等専門学校)の卒業者で あること (高等学校等卒業者 は対象としない)					0	0	0			
静岡県	浜松市 【1】	0		0			0				0 0	(	大学等を卒業した日 から3年を経過してい ない者。			域内に居住、かつ、 本市が認定する中小 企業に就業		0	〇 1年以上	0			0
静岡県	浜松市 【2】	0		0				0						0		1 - 1 - 970 A		0	0	0		介護職員、理学 療法士、作業療 法士、言語聴覚 士	
静岡県	沼津市		大学、短期大学、 大学院、高等専 門学校及び専修 学校(専門課程)	0			0				0 0				0			0	0	0		中小企業、社会 福祉法人、医療 法人、学校法人	0

地方公	共団体名	F	(1)-1 出身	学校	の悪州	1)-2 出身学校の 件 i出身学校の分:	į	(1)-2 出	出身学校、年齢、学児 は身学校の分野要件 身学校の分野要件	(1)-3 :	宇宙、意義字歴の 要件 1、最終学歴要件				と 終学歴の 終学歴の				就業・居住等の要件 就業・居住等の要件	(2)-	1 就業・居住等の要件 ii 居住期間	(2)	就業・居住等 -1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	(2)— II	駅票先の 件 業先の業種	東祖長	(2)-2 就業先の業種要件 ii 就業先の業種要件	②一ii 就象先の 業種要件
都道府県	市区町村	①特に なし	②域内 に存立 する学	③そ0 他	D (1	の有無 Dすべ ②一部 Cの返 の返還 B支援 支援に	③全く( 設定し ていな	①福祉 ②医療 (保育 (医 士、介 師、看	③その 他	①すべ ての返 滑支援	の有無 ②一部 ③全く ①年齢 の返還 設定し 制限を 支援に ていな 散けて		② 在	学③卒書	多子座の 多卒業 54 済み 相	その 他	①域内に居住	②域内 ③ の企業 住	域内 - 居 ④その - か 他	有	無	有	無	Ort o	有無	<b>⊘</b> ◆/ ∩:	福祉 ②医療 保育 (医 ③その 、介 師、看 他	iii 公務員 ①対象 ②対象 として として いる いない
静岡県	三島市	0	校の在一般置者		<b>詳細</b> [7	<b>さが、おいて</b>	0	國主な 國際、	野種	0	0		31		0	详細	0	0	(1) またはこと 社が報告 (2) によれている (2) を			0	期間の詳細  交付申請日において連続する1年以上の期間、就業している者であること	O			## 報	O
静岡県	富士宮市	0					0			0	0	-	4		C	大学、短期大学、大学院、高等専門学 校、専修学校、高等 学校及び特別支援学			0		0		0			0		0
静岡県	伊東市 【1】	0				0		0 0		0	0	-	39			転入、再転入者の場合は、本市に転入時において4歳未満り元々当市に住民登がある者については、申請時において4歳未満	ř		転したりには、	0	1年以上かつ最長1 年間のうち支援を希 望する期間		勤務時間を週2時間 以上とする雇用契約 に基づき、1年以上継続して対象では基づ対象である。 第一次では、	0			0 0	0
静岡県	伊東市 【2】	0					0				0						0				0		当院の修学資金を貸			0		0
静岡県	島田市	0				0		0		0			c	)				0			0	0	与した期間(貸与金額、期間によって、その1.5~2倍の期間)	0			O中小企業基本法	0
静岡県	富士市	0					Ο			0	0	_	29						0		0		0	0			中小企業を中小企業者・小会権では、 「一定があり、一定を中小企業者・社会権社協会を除く」、医療利 一会を除く」、医療利 活動えてよどす 園又は認定するです。 「一位では、ことでは、 「一位では、ことでは、 「一位では、ことでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
静岡県	磐田市 【1】	0					0			0	0	-	3		0 0	いて満3歳以下の方 が対象。(就労開始 年度の翌年度から最 大5年間申請可)	0				0		o			0		0
静岡県	磐田市【2】			0	ことを要件とする。	0		0		0					C	返還猶予申請時点の 属する年度の末に、 東海アクシス看護専門学校を卒業予定で あること。	1		本組合構成市町の公立病院に、3年間継続して就業すること。		0		3年間(公務に起因しない病気休暇等取得の場合は、就業期間に含めない)	0			0	0
静岡県	焼津市 掛川市 【1】	0	0	0	上記②、又は「保	0	0	0		0	0			0				0	0		0	0	4年間	0			0	0
静岡県	掛川市 【2】			0	東海アクシス看護専門学校(中東遠	0		0		0					C	返還猶予申請時点の 属する年度の末に、 東海アクシス看護専門学校を卒業予定で あること。			本組合構成市町の 公立病院に、3年間 継続して就業すること。		0	0	3年間(公務に起因しない病気休暇等取得 の場合は、就業期間 に含めない)	0			0	0

地方公共	共団体名		(1)-1 出身等	学校の	D要件	(1)-2 出身字 件 i 出身学校6		(1)-2	) 出身学校、年 出身学校の分野 1身学校の分野	要件	(1)-3 年1	市、意義字歴の 要件 最終学歴要件		3 年齢、 年齢、				(2)-1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間		就業・居住等 -1 就業・居住等の要件 iii 就業期間		駅東先の 件 集先の業種	(2)	2 就業先の業種要件 就業先の業種要件	②一ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に なし	する学	③その 他	)	の有 ①すべ ②一 ての返 の返 遠支援 支援 におい おい	集 都 ③全く 選 設定し に ていな	不错礼 不居			ての返り	D有集 ②一部 ③全く ①年齢 D返還 設定し 制限を を援に ていな 設けて	2	在学 ③卒集	(4)卒業(	ラその 他	①域内 に居住	②域内 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	有	無	有	無	①すべ ての返 還支援	有無 ②一部 の返還 1 支援に	3全く ①福祉 ② 設定し (保育 ( ていな ナ.介 師	医療 医 ③その	①対象 ②対象 として として いる いない
静岡県	袋井市		校の在設置者	0	詳細 東海アクシス看護 専門学校(中東遠 看護専門学校組 合立)出身である ことを要件とす		τ υ	護士な 護師		細	(cast) a	SUT U Wa 下版	上限			<b>詳細</b> 返還猶予申請時点の 属する年度の末に、 東海アクシス看護専 門学校を卒業予定で あること。		本組合構成市町の公立病院に、3年間継続して就業すること。	fl .	期間の詳細	0	期間の詳細 3年間(公務に起因しない病気休暇等取得の場合は、就業期間に含めない)	(ta)	おいて	V 1828 R	<b>詳細</b>	0
静岡県	湖西市			0	©。 学校教育法(昭和 22年法律第26号) に規定する大学、大学院、短期代 学、高等事修学校及業年修業年限2年以上の専門課程に 限る。)		0				0	0 -	34		0			0		0		0			0		0
静岡県静岡県	御前崎市	0		0	東海アクシス看護 専門学校(中東遠 看護専門学校組 合立)出身である ことを要件とす る。		0	0			0	0				返還猶予申請時点の 属する年度の末に、 東海アクシス看護専門学校を卒業予定で あること。	0	本組合構成市町の 公立病院に、3年間 継続して就業すること。	il e	0	0	3年間(公務に起因しない病気休暇等取得の場合は、就業期間に含めない)	0		0		0
静岡県	菊川市 【1】			0	看護師、助産師 又は保健師を養 成する学校に在 学する者に対して 資金貸与する。				又は保住 の 成する	学校に在 に対して	0			0				卒業後菊川市立総合病院において看記 合病院において看記 の 師等の動務に従事する者に対して貸与する。	<b>隻</b> す	0	0	卒業した日から1年 以内に免許を取得 し、菊川市立総合病 院の看護師等として 賞与を受けた期間と 同じ期間勤務した場 合、免除となる。	0				0
静岡県	菊川市 【2】			0	薬学を履修する 大学に学する者 に対して資金貸与 する。				人 大学に	愛修する 学する者 資金貸与 る。	0			0				卒業後菊川市立総合病院において薬剤の業務に従事する。 る 節の業務に従事する。	削 る	0	0	卒業した日から1年 以内に免許を取得 し、菊川市立総合病 院の薬剤師として貸 与を受けた期間と同 じ期間従事した場 合、免除となる。	0				0
静岡県	菊川市 【3】			0	東海アクシス看護 専門学校(中東遠 看護専門学校組 合立)出身である ことを要件とす るのでのます			0			0					返還猶予申請時点の 属する年度の末に、 東海アクシス看護専門学校を卒業予定で あること。		本組合構成市町の 公立病院に、3年間 継続して就業するこ と。	il i	0	0	3年間(公務に起因しない病気休暇等取得の場合は、就業期間に含めない)	0		(	)	0
静岡県	東伊豆町			0	・保健師助は ・保健師助は 等の ・保証 ・保証 ・保証 ・保証 ・保証 ・保証 ・保証 ・保証	0	,	0				0						○ 東伊豆町の保健師 に就業	5	o	0	修学資金貸与対象期 間+5年		0			0
静岡県	小山町		0		即後风川		0				0	0 -	27			卒業時満27歳以 〇 下、申請時満33歳 以下	0	O 就業していること		0		0			0		0
静岡県	川根本町			0	【貸与時】川根本 町内に住所を有する者では を有する者の子 弟、川根高校生 及び川根留学生 であること。		0					0				認定申請者が貸与奨学金の返還期間中であること	0		0	5年間		0			0		0
静岡県	藤枝市	0				0		0			0					申請時点で病院事業 管理者は、対象とな る薬学生等の学年を 指定		O 藤枝市立総合病院の勤務	T.	0	0	市立病院の医療職と して勤務した月数が、 修学資金の貸付けを 受けた月数に達した とき	0			0	0
静岡県	熱海市	0			東海アクシス看護		0					0				返還猶予申請時点 <i>の</i>		熱海市内に住所を存すること	<sup>有</sup> O	5年を経過すること		0			0		
静岡県	森町			0	専門学校(中東遠 看護専門学校組 合立)出身である ことを要件とす る。			0			0					返返個ア中間時間の 属する年度の末に、 東海アクシス看護専門学校を卒業予定であること。		本組合構成市町の 公立病院に、3年間 継続して就業すること。	1	0	0	3年間(公務に起因しない病気休暇等取得の場合は、就業期間に含めない)	0		C		0
愛知県	名古屋市 【1】	0			*************************************		0					0						0		0		0	0			入浴、排泄、食事、訓練・指導等の利用者への支援や援助を担当する職員	<u> </u>
愛知県	名古屋市 【2】			0	指定保育士養成 施設の卒業生で あること	0		0			0				0			0		0	0	就業してから3年度 間	0		0		0
愛知県	豊橋市	0					0				0	O 18	34		0	05歩士でに 南十十		域内に居住、かつ、		0		0			0		0
愛知県	一宮市	0					0				0				0	35歳までに一宮市内の事業所に正規雇用として就職し勤務していること。		0		0		0			0		0
	春日井市 豊川市	0					0				0	0 0 -	35		0		E	0 0	E	0	E	0			0		0
愛知県	新城市			0	医療従事者の免 許等を取得するた めの学校であるこ と			0				0						新城市民病院に薬剤師、その他病院事業に必要な職として ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事 と 上	0		0					0
愛知県	みよし市 大口町	0					0					0 0 -	34		0		0	0		大口町の住民基本台 帳に引き続き1年以 上記載され、かつ、 現に大口町に居住し ている者		0			0		0

地方公共	団体名		/4\ 4 · 以中类块。不是	(1)-2 出身学校の: 件	分野要 (1			・校、年齢、学歴 の分野要件	(1)-3 年齢、最 要件				(1)-3 :	年齢、最後	<b>咚学歴</b>	の要値	<b>4</b>	(2)	-1 就	業・居住等の要件	(2)-1	就業・居住等の	要件	(2) 就業·居住等 (2)-1 就業·居住等	の要件	(2)— II (30.38 44	先の栗種要	(2	2)-2 京	就業先の業種要件	②   就業生
		②域内	(1)-1 出身学校の要件 	i 出身学校の分類 の有無 ①すべ ②一部 (	③全く ①福祉	L ②医療		の分野要件	i 年齢、最終 の有額 ①すべ ②一部	(3)全く	①年齢			齡、最終			<u> </u>	@ tel	就業	・居住等の要件	<u> </u>	ii 居住期間		iii 就業期間		(1)する (2)-	業種要件の ■ ・部 ③全く	<b>小海</b> 星/	<b>勿医者</b>	業先の業種要件	業種要件 ※ 公務員
都道府県	市区町村	①特に に存立 なし する学 校の在	③その 他	ての返 の返還 <b>1</b> 還支援 支援に におい おいて	設定し (保育 ていな: 十. 介	(医) 66. 君	<b>③その</b>	詳細	ての返 の返還 還支援 支援に におい おいて	設定していた	制限を	下限 上師	- ф	3 卒業 ④ 予定 3	卒業 ⑤ 等み	その 他	詳細	①域内 ②域内 の企動 に居住 に就動	に居 住、か で、域	他 詳細	有	期間の詳細	無	有 期間の詳細	無	ての返 の遊 選支援 支担	<b>遺 設定し</b> に ていな いて い	(保育 士、介 護士な	(医師、看護師、	③その 他 詳細	として とし
愛知県 三重県	設楽町 四日市市	0			0				0	0	0	<u> </u>			0			00					0		0		0				0
三重県	名張市	0		0			_   ₹	ものづくりに関す る高度な技術又 ま知識を習得した	0		0	- 35	5		0				0		0 1	カ成金交付決定をラ ナた日以後1年以上 ラに居住する意思カ	:		0	0				〇 製造業	
三重県	尾鷲市	0			0			者		0									0		0	5年間		〇 5年間		0	0			地場産業及び民間事業所等(公務	§ 6
二主水	75 mg 11		熊野市奨学金										+																	質及びてれに学 ずる団体以外) 特定業種枠につ	
三重県	熊野市		株まイルチェー 枠・その他要学を 枠・市内の小学校 または中学校を 卒業したもの 特定業種枠・要件		0				0		0	- 35	6 0	0	0		大学等(又は高等学 校)卒業前年度のも の			市内に居住し、市内 の法人事業所に正 社員(職員)として雇 用されるもの		1年間		〇 1年間		c	)			いては、建設業を 業種要件としてい ている(当地域の 有効求人倍率が 著しく高い専門的 な業種として市長 が定める業種)	c c
三重県	志摩市	0			0				0		0	- 3			0	0		0			前語の特別	申請日の属する年の 前年の4月1日から申 青日まで引き録があ 市に住居住日登録があ は、※前年の新規年の新規 管。※前年ではに存 を 25月1日日 登録をした者	5		0		0				C
三重県	いなべ市	0		0		0			0				0					0				豆球をひた伯	0	O 貸与期間の1.5倍 務すること	勤	0			0		C
三重県	伊賀市	0			0				0		0	- 35	5		0			0 0		伊賀市内に定住し市 内若しくは定住自立 圏域の企業へ正規 雇用された者		申請日を起点とし5 F以上継続して定住			0		0				C
三 <u>重</u> 県 滋賀県	紀宝町 彦根市	0			0				0		0	- 4 - 3			0			0	0		0 3	5年以上 を付申請の日から起	2	○ 交付申請の日かり 算して2年以上	ら起		0				
																				平成3年4月1日から	>	算して2年以上		支援金の内示を							
滋賀県	長浜市	0			0					0										回間に新たに本市内の 保育施設に就業。 週3時間以上の常勤 勤務形態。			0	た年度の2日21日	3時 :間	0		0	0		
滋賀県	近江八幡市	0			0				0						0	「(6寸条: ( 条材:	取育士又は保育教諭 で昭引2年末 でおり、学校教育第2 日号)第83条に規定 下る大学、同法第18 に規定する第125 に規定する第125 で学又は同古る事修学 では関する程(以下)。 で学の専門ほいで、の事件 で楽したいで、の。 を 大学等」という。 を 大学、という。 としています。			保育所等において週 3時間以上勤務し いる者であり、 過去に県内の保育 がない者であって、 令和4年4月1日以降に市内の保育所 等に勤務した者。			0	令和4年4月1日 降に市内勤務し、 補助金の交付を ようとする年度(と 「交付年度」とい において、1年間 続して勤務する	所等 受け 以下 う。) 引継	0		0	0		C
滋賀県	守山市	0			0				0						0					市内の私立保育所 等に常勤保育士(週 3時間以上勤務)とし て採用された者、ま たは公立保育園等で 保育士として週3時間以上勤務する会計 年度任用職員。居住 地は問いません。	3 H		0	1年間継続して市保育所等に勤務 者を対象としていす。	する	0		0	0		C
滋賀県	栗東市		学校教育法第83 条に規定する大 学、同法第18条に 規定する短期大 学又は同定する事 係に規定する専 をに規定する事	0	0				0						0			0					0	奨学金の返還に る費用の補助を のようとする年度に で1年間継続して 育所等に勤務	受け おい :保	0		0	0		C
滋賀県	甲賀市	0	学校教育法第83		0					0									0		0	5年間		〇 5年間			0				$\blacksquare$
滋賀県	野洲市		条に規定する大 学、同法第18条 第2項に規定する ○ 短期大学又は同 法第15条に規定 する専修学校の 専門課程を卒業し た者	0	0				0						0			0					0	奨学金の返還に る費用の補助を ようとする年度に 〇 で1年間継続して 賀県内の保育所 勤務(補助対象: 間)	受け おい :滋 等に	0 0	0	0	0		C
滋賀県	高島市 【1】	0	1.0		0					0									0				0	〇 3か月以上		0		0	0		C
滋賀県	高島市 【2】	0		0	0					0			1					0		○ 114年4月1日以降			0	〇 補助金対象期間	l中	0		0	0		C
滋賀県	東近江市	0		0	0					0										令和4年4月1日以降 に新たに東近江市内 の保育所等において 雇用され、週3時間 以上かつ補助命 交付を受ける 年度において1年間 継続して勤務するこ	:		0		0		0	0	0		C
滋賀県	米原市	0			0				0				+		0			0				交付申請日から2年	:	○ 1年間継続して董 補助対象期間にあ		0		0	0		
滋賀県	日野町	0			0				0		0	- 3			0				0		O	以上継続して定住す る意思があること	-	○ 補助対象期间に	٤		0				C
京都府	福知山市【1】		国立·公立		0				0				1		0			0			$\sqcup$		0	市内の介護主要	O		0				C
京都府	福知山市 【2】	0		0	0					0			_L					0						O 市内の介護事業所 3年間就業する	۱۱۱۰ ع	C	)	0		.	

地方公共	<b>共団体名</b>		[1)-1 出身学校の	の要件	(1)-2 出身学校の分野 件 i 出身学校の分野要作 の有無	11/2 四男子		1 年齢	井 宇郎、意義字歴の 要件 *、最終学歴要件 の有無  ②一部  ③全く		(*		手齢、最終学歴の 齢、最終学歴の3		i 就業	業・居住等の要件 ・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間		就業・居住等 -1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	i 就業	1票先の票種要件 件 たの業種要件の 有無	ii = + 1	業先の業種要件 業先の業種要件	②—ii \$ 業種 iii 公	就象先の 主要件 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学	②その 他	詳細	の有無 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 設定 還支援 支援に てい	く ①福祉 ②医療 し (保育 (医 ③ その な 士、介 師、看 他 護士な 護師、	詳細	ての返	②一部 ③全く の返還 設定し 支援に ていな おいて い	制限を	下限 上版	reto	③卒業 ④卒業 ⑤その 予定 済み 他	9¥ 4m	③域内 ①域内の企業 住、か に居住に就業 つ、域	④その 他 詳細	有	無期間の詳細	有	無期間の詳細	ての返し	有無 D一部 ③全く ①相 D返還 設定し (保 を提に ていな 士、 Sいて い 護士	育 (医 ઉ	ひその 他 詳細	①対象 として いる	2対象 として いない
京都府	舞鶴市	XVI	0	高等学校につい ては特になし。大 学については医 学部であること。		<b>國工學 國際、</b>	ar qu	0	au.c u	0.0	1 10 2 10	0	0 0	医学部であること。	3,4	貸与相当期間、指定 医療機関に医師の 業務に従事するこ	Ε	0	0	貸与相当期間、指定 医療機関に医師の業 務に従事すること。	0	30,0 0, 1867	0	DT-84	0	
京都府京都府	綾部市 宇治市	0		, 4: 133 = 13	0			0	0	0	- 35		0	・申請の日の属する 年の3月31日時点で 35歳未満であること ・認定申請者が貸与 奨学金の返還期間中	0	域内に居住、かつ、 企業(事業所)等(自 営業含む)に就業	0	申請年度の1月1日 時点で市内に住所を 有し、今度も引き続き 5年以上居住する見 込みがあること	0	3年間	0	0			0	0
京都府	宮津市	0			0	0		0					0 0	であること 薬剤師、臨床検査技師、譲放射線技術、理学療法士、言語聴覚 土、視能訓練上等 技士、機能計算を管 技士、歯科衛生士いずれかの資格を有す		O 指定の医療機関で勤 務	协	0	0	在学時に奨学金の貸 与を受けた年数	0		0		0	
京都府	城陽市 八幡市	0			0	1		0	0			0	0	ること	0 0		0	1年以上	0	正社員になってから6		0			丰	0
京都府	京丹後市	0			0			0		0	- 3		0 0			域内に居住、かつ、 び隣域内を含め就え (自営業含む)	Ř O	継続して1年以上	0	年目まで 正規の労働契約に基 づき就業している者、 継続した労働契約の 締結を前提として期間に定めのある労働 契約に基づき就業 し、1週間が2時間以上 である者又は独立し で自ら事業を営む者		0				0
京都府	南丹市	0			0			0					0	大学等を卒業をした 年度の翌年度から起 算して2年度が経過し ていない者		保育人材については ②、福祉人材については3	t 0	福祉人材については、申請の日までに概ね1年以上本市に住民登録または居住したことがある者	0	引き続き5年以上勤 務することを誓約した 者	0	C			0	
京都府	久御山町	0		大学等(大学、短大、高専、専修学	0				0						0			0		0	H	0			$\mp$	0
京都府	井手町		0	大、高専、専修学 校(専門課程)、 大学院)を卒業す る者	0			0				0	0		0		0	5年以上定住する見 込みである方		0		0				0
京都府	与謝野町 【1】	0			0	0			0						0			0	0	3年 与謝野町看護師等就	0		)		<u> </u>	0
京都府	与謝野町 【2】	0			0	0			0					Bh击全小大丛+2011		与謝野町看護師師町 就学資金・与謝野町 医療技術職長 安全・一京 一京の一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一京 一	T	0	0	学資金:修生会主要 (本)	0		0		0	
大阪府	岸和田市	0			0			0		0	- 39		0	助成金の交付を受け ようとする年度の末 日において39歳以下 の方	0	令和5年4月1日以 降、新規に正規雇用 で、かつ申請日時点 で雇用継続中の方	1	5年以上定住する意 思がある方	0	6か月以上就業又は 就業予定の方	0			○ 公務員及びそれ に準ずる方を除	ı K	0
大阪府	茨木市	0			0			0		0	— 39		0			大学奨学金利子補 給事業については、 域内に居住を要供するが、保育工奨学 金返済支援事業については、居住要件な		0		0		0 0	0			0
大阪府	大東市	0			0				0							域内に居住、かつ、 域内に事業所がある 中小企業に正規雇 用され、域内の事業 所で働いている		0		0		0		保輸職能に 保輸職をも ・ 養に看理禁度・介 ・ 信福祉士門福持の ・ 信福祉士門福持の近に ・ 信福祉士門福持の近に ・ 会福建援援を業主、か ・ 会に事業主、か ・ 会に事業主、か ・ の ・ の ・ の ・ の ・ に ・ の ・ に ・ の ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に	剞園1、原去:1、ア 雙青の内る雇或資	0
大阪府	和泉市	0			0			0		0	- 3		0 0			域内に居住、かつ域 内の企業(自営業及 び公務員等を除く)に 就業	t t	0		0		0				0

- 地方公:	共団体名					(1)-2 出身学校	の分野要	(1)-2	)出身学校、年齢、学見 出身学校の分野要件	医の要( (1)-3	件 平野、最終等	子屋の		(1)-	3 年齢	最終学歴の要件	-	(2)-1 就業・居住等の要件	(2)-	1 就業・居住等の要件	(2)	就業・居住等 -1 就業・居住等の要件	@- II	収集先の記	( <b>14.5</b> )	2)-2 就業先の業種要件	②一前 就象先の
75/J A			(1)-1 出身	学校(		# i 出身学校の: の有額 ①すべ ②一部	分野要件	ii ⊬	(身学坊の公野亜姓	i 年(	的、最終学 <b>!</b>	歴要件 ③全く ①年齢				教学歴の要件		i 就業・居住等の要件	\2/	ii 居住期間	\Z'	iii 就業期間	1 10.3	先の果種! 有無	<b>特の</b>	ii 就業先の業種要件	業種要件     公務員
都道府県	市区町村	①特になし	②域内 に存立 する学	③その 他	ກຼ	ての返 の返還 選支援 支援に	と 設定し ていな	(保育 (医 士、介 師、1	③その m 他	ての返	の返還!	及定し 制限を	Ė		在学 ③卒排 中 予定	は ④卒業 ⑤その 済み 他	①域内 に居住	図域内 3域内 に居 ④その 生に就業 つ 世	有	無 無	有		しての液	の表演す	アト (保育)	(医 ③その 師、看 他	①対象 ②対象 として として いる いない
兵庫県	神戸市	0	校の在 数量者		#4 <b>4</b>	におい おいて	0	<b>酸士な 原師</b>	評価	0	あいて	0		29		詳細		う、東 肝樹		期間の詳細	0	期間の詳細 補助金交付申請を行う年度の4月1日時 点で、当該補助対象 企業に採用されて5 年以内の者(なお、当 該申請年度の途中 に、採用後満5年とな る者については、満5 年となる日の属する 月まで)。	におい		0		0
兵庫県	姫路市 【1】	0					0			0		0	-	35				0	0	3年以上	0	3年以上	0			製造業、建設業 情報サービス業 (日本標産業外 類による) 第一次産業(農水 業、株業又は、 産業)	0
兵庫県	姬路市 【2】	0				0		0				0						0		0		・ 令和2年4月1日業 前に指足されれされた日本 前に保存した。 日本の属は行民を任じる 日本数がるもの ・ 令和2年所す限とする。 日本数が名もの。 日本数が名もの。 一、日本のでは、 日本のでは 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので	0		0		0
兵庫県	尼崎市			0	指定保育士養成 施設	U		0				0						0		0		0			0		0
兵庫県 兵庫県	明石市 西宮市	0					0					0								0			0		0		0
兵庫県	洲本市	0					0					0						域内に居住し、市内 又は市外の事業所 正規従業員として京	で	0		0			0		0
兵庫県	伊丹市			0	4年制大学、短期 大学、各種専門 学校など(高等学 校は除く)		0			0		0	-	3				0		0	0	申請年度の4月1日 までに就労し、申請 日以降も継続して就 労していること。	0			中小企業、社会福祉法人、保定 福祉法人、特定非常 利活動法人、 般社団法人、 一般財団法人、 公益社団法人、 び公益財団法人、 私立学校法人	
兵庫県	相生市	0					0					0 0	-	29				0		0		申請時点で当該事業 者への就職が5年以 内であること			0		0
兵庫県	加古川市	0					0			0		O	-	概ね 3		O 前年度に当該補の交付を受けた。		令和4年度を付けたす。	- 日を主 ら日業、月星 会の長人持がプシこ。公通では一	0		最短で2カ月(平成3 年4月1日から令和4 年12月31日までの間に中小企業等に正 規雇用され、かつ申 請年度の3月1日ま で継続して雇用され る者。)	0			国・公共法人・その他国又は普通 地方公共団又は普通 地方公共団公分の 資本金等の2分の 1以上を入及び大企業は対象外	
兵庫県	西脇市	0					0			0		0	-	3				市内に居住、かつ 市内に事業所を者 し、兵庫県の奨学会 返還支援制度を利 する中小企業に動計 する正社員	ī 金 用	0	0	当該事業所に就業し てから5年以内			0		0
兵庫県	高砂市	0					0			0		0	-	29				0		0	0	当該企業就職後5年 以内	0			・ゴム製造業 業ノフトやエリー 及び情報業・このの領 サービ業についの。 は、資本自動ので ・弁護人・活法・特許保険・生活人・社会、一、 人・社会、し、生活は、人・社会、一、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O

				(1)-2 出身学校の分野要:		身学校、年齢、学	医の要件	表字屋の												(2) 就業・居住等	1(2)— 11	- 駅栗先の栗	<b>34:</b>			
地方公	<b>+団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	件 i 出身学校の分野事件	ii 44 🛳	学校の分野要件 学校の分野要件	(1)-3 年前、東 要件 i 年齢、最終 の有額 (①すべ)②一音	学歷要件			1)-3 年齢、 ii 年齢、			- t-t			業・居住等の要件 ・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の ※ 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要 iii 就業期間	:14F   int	# # # # # #   <del>*</del> # #   *   ②一部   ③	件の	ii 🛊	双黑牙(1)黑鸡果籽	②一ii 就業先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学 校の在	10	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ① ての返 の返還 設定し (付 還支援 支援に ていな 土 におい おいて い 護	、カー脚、有	その他	①すべ ②一者 ての返 の返還 選支援 支援に におい おいて	設定していた	制限を		②在学 ③卒: 中 予定	東 ④卒業 済み	⑤その 他	) <b>詳細</b>	①域内 ②域内 の企業 に居住 に就業	の中にの事を	④その 他 詳細	有期間の詳細	無	有期間の詳細	無 選支援	く ②一部 ③ 医 の返還 散! 受 支援に て! い おいて !!	定し(保証 いな、士、か	育   (医 介   師、看	③その i 他	①対象 ②対象 として として いる いない
兵庫県	加西市		大学、短期大学、 専修学校専門課 程に進学	0		****	0						0	大学、短期大学、専 修学校専門課程に進 学	0			居住した期間が1年 に満たない場合は、 返還金額を居住月髪 で按分した金額を、 補助対象の返還金額 とする	Ż.	August 1	0		0			0
兵庫県	丹波篠山市		看護師、助産師、 リハビリ職 理楽療 法士、言語聴覚 上)の養成学校 学校教育法(昭和	0		看護師、助産師 リハビリ職(理学 の 療法士、作業療 法士、言語聴覚 士)の養成学校		0									域内に居住、かつ、 域内の24時間有床 病院・診療所もしくは 介護・障害サービス 提供事業所に就業	<b>ペトナで 114 4088</b>	:	O 貸与を受けた期間と 同等期間	0				看護師、助産師、 リハビリ職(理学 の療法士、作業療法士、言語聴覚 士)	0
兵庫県	養父市		22年法律第26号 の規定に基づく、 高等専門学校(第 及び専攻科に限 る。)、短期大学、 大学又は車修学 技(専門課程に限	0			0					0					大学等卒業後、1年 以内に市内に居住 し、8年以上居住した 場合	- O 8年间			0	(	0			0
兵庫県	南あわじ市		学校教育法(昭和 22年法律第26号) に規定する大学 (大学院及び短期 〇 大等専門学校(東門学校(東門 攻科を含む。) は専修学校(専門 課程に限る。)	0			0		0 -	29			0	間4(1)一1に規定した学校に進学又は在学する資金として奨学金等の貸与を受け、当該学校を卒業し、又は在籍したこと	0		労働契約に基づ合のに基づ合のに基づ合のにまず合の定义でい、期間契例をいてい、地質を関係を表示したが、対した対理を対したが、対策を表示といるが、対策を表示といるが、対策を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	交付申請日及び実 報告日において市の () 住民基本台帳に記 されており、現に居住 していること	t		0		0			0
兵庫県	朝来市	0		0			0		0 -						0				0	O 採用されてから5年 以内の者	0		0			0
兵庫県	たつの市	0		0			0	0	0 -			0			0			本市に住居を有し、登録決定を受けたEOから継続して本市に 3年以上定住する意思のある方	1	雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が2時間以上で継続して雇用されている方、又は自ら事			0			0
兵庫県	新温泉町	0		0				0					0	看護師、理学療法士 及び薬剤師の養成施 設に在学中であるこ と			公立浜坂病院におい 〇 て医療技術者の業務 に従事しようとする者	7	0	業を営む方 病院において業務に 従事した期間(奨学 金の貸与を受けた期 間)	0				O 看護師、理学療 法士及び薬剤師	0
兵庫県	多可町	0		0			0		0 -	35		0					○ 域内に居住し、就業 している	最初の補助金申請日 から5年を超える期間、域内に居住する 意思がある者			0		0		!	0
奈良県	大和郡山市	0		O			0		0 -	29		0					市に本社を有する中 小企業、またはーし、 の専門資格を日し、その資格に基づく業 程により市内の社会会 福祉事業所等に、保 福祉施設、病院、保 育園等)に正規雇用 されている者	申請時点においてす の 内在住かつ、5年以 上の定住意思		助成金申請時におい 〇 て1年以上継続して 勤務	0				中小企業への就 職については実 種指定なし、社会 福祉事業所への 就職については (①2)に関連でする 資格に基づな職種 に限定(連・務員等 は不可)	0
奈良県	田原本町	0		0	0			0									町内の認可保育所、 小規模保育所に就 職した者		0	雇用の日の属する年度の初日から起算して6年を経過していないこと。申請する日の属する年度の3育1日において、保力として雇用されていること。	0		0	1		0
奈良県	吉野町	0		0				0							0		++n1-R41 71)	〇 1ヶ月居住すれば返 還金1万円を免除。			0	(	0			0
奈良県	十津川村	0		0				0									村内に居住している、または居住する意思がある者で、補助金申請時点から5年以上定住する意思のある者	〇 5年以上定住する意 思のある者	:		0	(	0			0
和歌山県	和歌山市	0		0	0 0		0				0		0	申請時点の属する年度の選すた学等(大学・短期大学・大学院修士課業予定であること		0		和歌山市内に住所を の 有し、3年継続して 務すること。		〇 3年間継続して勤務 すること。	0		0	0		0
和歌山県 和歌山県		0		0			0		0 -	29	0			大学生、短大生、専	0	0			0	〇 3年以上	0		0			0
和歌山県	岩出市	0		0			0				0		0	門学校生、高等専門		0		○ 対象企業に就職後 年間居住		O 対象企業に3年間、 勤務			0			0
和歌山県	紀美野町	0		0			0		0 -	- 29		0			0			町内に居住し住民票 〇 登録があり3歳になる までの期間		〇 就労している期間内		(	0			0
鳥取県	鳥取市	0		0				0							0				0	申請日の属する会計 年度の4月1日におい て、採用の日から起 算して8年を経過して いないこと		0 0	0			0
鳥取県	倉吉市	0		0			0		0 -	35		0				0		〇 8年間			0 0				公務員又は独立 〇 行政法人の職員 を除く	0

							学校、年齢、学歴	の要件 (1)-3 年前、最														(2) 就業・居住等					
地方公却	団体名		(1)-1 出身学校の要件	(1)-2 出身学校の分割 件 i出身学校の分野要	(1)- (44 ii	山电学坛	校の分野要件 その分野要件	要件 事務、最終等	学屋要件				年齢、最 齢、最終				i 就業	業・居住等の要件 は・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	②一川 東東先の東極 件 i 就業先の業種要件	o (2	ii 就	t業先の業種要件 業先の業種要件	②一ii 就象先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域内 ①特に に存立 なし する学 校の在	ft	の有集 ①すべ ②一部 ③ 3 ての返 の返還 設定 - 遠支援 支援に てい におい おいて い	\な:士、介	師、君 他		の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 還支援 支援に におい おいて	設定していた	制限を 静けて			③卒業 ④ 予定	卒業 済み	その 誰細	①域内 ②域 に居住 に就	内 東 は は は は り に は 、 域 り に し 、 域 り 、 は 、 は り 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、	④その 他 詳細	有	期間の詳細	無	有期間の詳細	有集 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 数定 運支援 支援に てい におい おいて い	く ①福祉 し (保育 な 士、介 護士な	②医療 (医 節、看 護師、		①対象 ②対象 として として いる いない
鳥取県	若桜町		大学(短期大学)、决学院等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等的。	C				0		0	- 39	5 0			大学等在学生(大学等卒業予定日の属する年度の末日から20年週の末日から20年週の末日から20年週かた日)既卒者(卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日)	:	0		0	8年		O 8年	0			〇  林業	0
鳥取県	湯梨浜町	0		C				0		0	- 38	5 0		0				町内に居住、かつ、 県内の対象企業等 に就業	0	就職した日の属する 年度から8年間		O 就職した日の属する 年度から8年間	0			製造業、対象の 信域、対象の 信域、対策を 、変数を 、変数を 、変数を 、変数を 、変数を 、変数を 、変数を 、変数	0
鳥取県	琴浦町	0		C					0							0			0	補助期間中		○ 補助期間中	0			理美容師、建築 業、建築コンサル タント、サービス 、情報通信業、 製造業、旅館の子 ル業、民間の保 育士、農林水産	. 0
鳥取県	日吉津村	0		C	)				0									域内に居住。企業 〇 (事業所)等(自営業 含む)に就業	0	5年間 (繰り上げ償還を補助 対象とした場合、対 象返還年度から5年 間)		0	0			*	0
鳥取県	大山町	0		C					0							0				1997	0	0	0			製造業、薬剤師 信載・薬剤師の 開城・対策・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	0
烏取県	伯耆町	0		C				0		0	- 34	1						O 町内に居住し、県内 の対象業種に就業	0	就職又は就業した日 から起算して8年を経 過する日まで	271	就職又は就業した日 から起算して8年を経 過する日まで	0			の職域 製造業、情報師の 職域、上、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
鳥取県	日南町	0		0	0			0				0				0					0	0	0	0		介護福祉士、社	0
鳥取県	日野町	0		C				0						0			0	医療・介護・福祉に 関する専門職の有済 格者であって、資格 に基づく業務に正聯 員として現に勤務し ている。	i		0	3年以上継続して勤務している又は3年以上継続して勤務する予定である	0	0	0	会福健工作, 会福健工作, 有工作, 会理性不同。 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种,	0
鳥取県	江府町	0		C					0					(	令和2年度以降に返済義務が発生する。ナ デ教会を対象とする。ナ だし、令和5年4月日 に転入したものに あっては、転入時に おいて返済中の歩学 金を対象とする。とか						0	0	0			Table 12 All aller	0

				(1)-2 出身学校の分野長: ,。		学校、年齢、学歴の	の要件 (1)-3 年前、最高字面の				1		T		t業·居住等	ピー   駅東先の東極長		
地方公共	<b>美団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	件 (1)	: 4 6 6 4	伎の分野要件 ` の分野要件	要件 i 年齢、最終学歴要件		(1)-3 年齢、最終学歴 ii 年齢、最終学歴		i i	就業・居住等の要件 就業・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の要 ii 居住期間	件 (2)-1	就業・居住等の要件 iii 就業期間	件 i 就業先の業種要件の	(2)-2 駅果先の果種! ii 計畫牛の業活要	
都道府県	市区町村	②域P ①特に に存立 なし する学		の有名 ①すべ ②一部 ③全く ①福祉 ての返 の返還 設定し (保育 還支援 支援に ていな 士、介			<u>の有無</u> ①すべ ②一部 ③全々 ての返 の返還 設定し 運支援 支援に ていた	/ 制限を に 投けて	②在学 ③卒業 ④卒業 ⑤ 中 予定 済み	他	①域内 ②域内 ① に居住 に就業 位	対内 に居 ④その E、か 他		無有	<b>*****</b>	有集 ①すべ ②一部 ③全く ての返 の返還 設定し 還支援 支援に ていな	(保育 (医 ③その 士、介 師、看 他	①対象 ②対á として として いる いない
島根県	松江市	0	E 校置者			<b>詳細</b> (5	0	いる「下限」上版		詳細		上   上   上   上   上   上   上   上   上   上	続た 一 に で に で の が に で の が に で の が に で の が に で の が に の が に の が に の が に の が に の が に の が に の に に に に に に に に に に に に に		期間の詳細			
島根県	益田市	0		0			0					市内に住所を有し かつ、市内又は通 可能な市外におい 就労すること	勘 ○ 『左い』	0	5年以上	0		0
島根県	安来市		(1) 医学マは薬学を大きな。 (1) 医学学すからでは、 (2) に文字学する学学を大学学する学学・ (2) に文指定健師又は、 助産師を在すり、 (3) 原籍なども、 (3) 原籍なども、 (4) 健師のでは、 (4) 健師のでは、 (5) 財政の所に、 (6) 財政の所に、 (6) 本語が、 (6) は、 (6) は、 (7) は、 (7) は、 (7) は、 (8) は、 (8) は、 (8) は、 (9) は、 (9) は、 (1)	0	0		O				0 0			た 日 九 丁 の 算 内 し る 心間に (・ )	□医子院を保証を表する。 □医子院を保証を表する。 □医子院を保証を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院を表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院を表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院の資の年間表する。 □医子院の資の年間表する。 □を子院の一部で表する。 □医子院の一部で表する。 □ESFによる。 □E	0	0	0 0
島根県	江津市	0		0			0				0				福根職業能力開発短 明大学校を卒業後1 年以内に、1年分の 資金貸与者は2年6ヶ 月間、2年分の資金 貸与者にあっては5 耳間継続して市内で 就労する場合	0		0
島根県	川本町	0		0			0	O 18 32	0		0		高等学校又は大学等 を卒業後1年以内に 川本町に居住した場		がカッ も場 ロ	0		0
島根県	<b>邑南町</b> 【1】		大学において、医薬学を活いて、医薬学を関係を発生して、医薬学をするおいては、医学学をする。高度学院・、関連の主要をでは、医学中のでは、医学中のでは、医薬等のでは、医薬等のでは、医薬等のでは、医薬等ので、医薬等ので、医薬等ので、大に、経り、で、大に、と、若を参療を歴史を、事をで、で、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、		0		O		0			0	医師、歯科医師、薬 剤師…正規の修学年 限の3倍以外期間 中に貸与期間以上の 期間 看護師、介護福祉士 …貸与期間以上の期 間。	新 四 中 看	医師、歯科医師、薬 順師・・・正規の修学年 展の3倍以内の期間 ーに貸与期間以上の 期間 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0	0 0	0
島根県	邑南町 【2】	0		0			0				0		卒業後、猶予期間を 合め5年間町内に居 住した場合		0	0		0

#+A+	+=+2	H			(1)-2 出身字	夜の分野要			学校、年齢、学歴	(1)-3 年齢、意	妻字屋の		,-	\ a #=#A	<b>=</b> 4+=	E A	<b>西</b> 从	(2)	4 44 1	・	I (a)	・ 計畫・日件等の	面体		業・居住等	ги. I©-	- II 駅栗先の栗	<b>工</b> 表	/2\ 0	****	②-ii 就需4
地方公封	<b>七四种名</b>	124		身学校の要件	出身学校の の有	  の分野要件   <del>無</del>		山南海林	をの分野要件 の分野要件	要件 i 年齢、最終 の有額  ①すべ ②一音	学歴要件	<b>小午齡</b>		)-3 年齢  i 年齢、			件	i	就業	は業・居住等の要件 ≹・居住等の要件 	(2)-	·1 就業・居住等の ii 居住期間	安計	(2)-1	就業・居住等の要 iii 就業期間	i On	件 就業先の象種要 有無 「ベ ②一部 ③	<b>牛の</b> <del>ヘノ (小畑)</del>	ii ģ	は未元の未佳安計	②一ii 就業分 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に にね	<b>茅立</b>		医人体 人体	編 -部 ③全く ① 建 設定し (作 に ていな 士 いて い 競	<b>、川田</b>	<b>18</b> 18 1	詳細	ての返 の返還 還支援 支援に	■ 設定し こ ていな	制限を <b>設</b> けて		②在学 ③存	業 ④卒業 と 済み	⑤その 他	詳細	D域内 ②域内 こ居住 に就業	に居かり、域	<ul><li>④その</li><li>惟</li><li>詳細</li></ul>	有	期間の詳細	無	有	期間の詳細	無違い	つ返 の返還 設 支援 支援に て Sい おいて	主、 を し (保育 いな 士、 が (機士/	が、一般に	③その 他 詳細	①対象 ②対 として とし いる いな
島根県	邑南町 【3】	0				0								C	)				0		0	5年間		0	5年間	(				自営農業若レくは 自営林業に従事 したとき、又は同島 は長農業部森林 組合又連番 関連事業 関連すご記述	C
島根県	吉賀町			社会福祉士、介 〇 護福祉士、看護 師など	0	(	0 0	,			0							0					0			0		0	0		c
島根県	西ノ島町			○ 西ノ島町出身者		0					0			0					0		0	(1)含12住上含者還と 一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	<b>意又 5三 1</b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0	(2)-1- ii と同じ			0	0	①②以外の職で、 〇 正規職員として従 事	c
島根県	知夫村	C	) 公立	O 知夫村立知夫中 学校		0					0									域内に居住すること。かつ、就業場所が村内又は近隣自 治体にあること	0	を を を を を を を を を を を を を を	:			0		0			0
島根県	浜田市 【1】	0				0				0					0					域内に居住、かつ、 企業(事業所)等(自	0	デザック	1	0 学	校を卒業後、5年間			)			С
島根県	浜田市 【2】		)		0		C	,			0							0		営業含む)に就業			0	0	貸与期間の2倍	(				0	С
島根県	浜田市 【3】			児童福祉法(昭和 22年法律第164 号)第18条の6第 号の都道府県知事の指定する保育士を養成する 学校その他の施 設	0	(	0			0					0			0					0	0	3年	C		0	0		
島根県	浜田市 【4】 隠岐の島町		)		0	0	С	)		0	0				0			0	0		0	5年以上		0	5年以上	0	)	)		0	0
岡山県	岡山市	0			0		0				0									平成31年4月1日から 令和5年3月31日まで の間に市内の私立、 保育所等に保育士、 保育教諭又は幼稚 園教諭として採用された者	5	<u>∨</u> †∞±	0	O 0	- 成31年4月1日から 対5年3月31日まで D間に採用され、継 売して雇用されてい ること。		0 0	0			C
岡山県	倉敷市			市の指定する職 〇 種に就く資格が取得できる大学		(	0 0	,			0									市内に居住し、市の 日 指定する職種に就き 市内で就業	e O	8月1日に市内に居 住。		O 8	月1日に市の指定す 5職種に就き、市内 で就業。	(		0	0		C
岡山県	津山市			「一での女子」 「一でで、事の修士大学院、専門短期信子学院、専門短期信子学院及び、通行科・院を含め育を行科・学院をのなびに大学院の、 並びに大学院院等では、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので		0				0		0 -	- 29			0	大学等在学中に奨学 金返還予定者として 登録が記事時は3歳未 済であること。			本市に居住、かつ、 津山圏域(津山市、 吉田郡域(津山市、 吉田郡銭野町、勝年 町、久米郡久米南町 及び同郡美峡町)の 事業所に就業	) ()	3年以上		0	3年以上	(		)			C
岡山県	玉野市	0				0					0							0					0			0 (				理学療法士、作 〇 業療法士、介護 福祉士	C
岡山県	井原市 【1】	0				0				0					0			0 0				返還開始から完済す るまでの間、域内に 居住		0 8	環開始から完済するまでの間、域内の と業(事業所)等(中 い企業含む)に就業			)		7世14. 土	0

地方公	共団体名		(1)-1 出身	学校(	の要件	(1)-2 出身学校 件 i 出身学校の5		(1)–2	) 出身学校、4	野要件	(1)-3 #	十 中部、放表字! 要件 作、最終学歷!					冬学歴の要件 学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間	(2) (2)-	就業・居住等 -1 就業・居住等の要件 iii 就業期間				(2)-2 就業先の業種要件 ii 就業先の業種要件	②一ii 就象先の 象種要件
都道府県	市区町村	①特(:	②域内 に存立	<b>3</b> ₹0	0	のする の一部	3 34/	小海川 の屋	出身学校の分野 <del>康</del> ③その		のすべ	の有無 (2)一部 (3)	全く ①年齢 定し 制限を いな 設けて			1	チ座の安計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①域内	②域内 (3域内) (6世 年) (4世 年) (7世 年	有	無	有	111 机来利用	①す ての:	有無 ペ ②一部 返 の返還	③全く 設定し		※ 公務員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
印起州东	III E MI TI	なし	する学 技の在 設置者	他	詳細	ての返 の返還 支援に	ていない	士、介師、 護士な 護師	他	詳細	選支援におい	支援に てにおいて し	いな 設けて い いる 下限	上限	中予定	涛		に居住	に就業で、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	75	期間の詳細	79	期間の詳細 補助金の交付を申請	遺支にお	援 支援にい おいて	ていな	士、介師、看他 護士な護師、 詳細	として として
岡山県	井原市 【2】	0					0				0					C	奨学金返還予定者の 登録は日本学生支援 機構に奨学金借入の 申込を行う前にする 必要あり。		市内に居住かつ常用 〇 雇用者として就業し ていること		奨学金返還開始月までに市内に居住しており、補助金の交付を申請する日まで定住していること	0	する日以前の1年間において、その期間の1/2以上の期間、常用雇用者として就業していること			0	小数层下扩入体	0
岡山県	高梁市	0					0				0				0			0		0	8年間	0	8年間	0			公務員及び公序 良俗に反するもの その他社会的非 難を受ける恋れ のあるものを除く 職域(市長が認め る個人事業主を 含む。)	
岡山県	備前市 【1】	0					0				0		0 -	34		C			0		0		C	)		0	B(C)	0
岡山県	備前市 【2】	0					0				0		O -	29		C			域内に居住、かつ、 圏域(岡山市、瀬戸 内市、赤磐市、備前 の市、美作市、和気 町、赤穂市、上郡町) の企業(事業所)等 (自営業含む)に就	0	三年間	0	三年間			0		0
岡山県	瀬戸内市	0					0						0						域内に居住、かつ、   O 就業または起業して   いること	0	前年度の1月1日から 引き続き市内に住所 を有していること		C	)		0		0
岡山県	真庭市 【1】	0					0					(	0						○ 真庭市内の幼稚園・ 保育園・こども園		<u>を有じていること</u> O		C	0			0 0	0
岡山県	真庭市 【2】	0					0				0					C	正規の就学期間において ける卒業者であること	0		0	貸付期間終了後最初 に到来する4月1日を 起算日とし、1年間の 措置期間に、返還期 間の2分の1を加えた 期間	0	居住期間と同様			0		0
岡山県	美作市			0	学大臣、厚生労働大臣又は都道 府県知事が指定 した学校又は養	0		O				(	0						0		0	0	貸付期間と同じ期間、美作市内の医療機関に勤務	0			0	0
岡山県 岡山県	新庄村	0			成所		0				0		0					0			0					0		0
岡山県	吉備中央町	0					0				0	0							吉備中央町育英資金償還期間中に町 税等の滞納がなく、 吉備中央町に住所を 有し、生活の拠点を 有する者。	0	高等学校を卒業して 7年、大学・専門学校 を卒業して9年が町 育英資金の償還期間 となる(猶予期間を除 く)。その償還期間		C			0		0
広島県	呉市	0					0					(	0						0		中。	0	奨学金の貸付期間の 1.5倍以上の期間	0			0	0
広島県	竹原市	0					0					(	0					0		0	半年経過ごとに居住 確認より判定し奨学 金貸付総額6/12を免 除 1年間居住で全 額免除		((	)		0		0
広島県	三原市	0			申請時点で市外		0						0						0		O	0		-		0		0
広島県	福山市			0	に居住し、市外の 大学等に在学中 で、保護者が市内 在住であること。	0		0 0	0	ル人材, グ バル人材	0				0				0		0		奨学金の貸与期間と		0		0 0	0
広島県	府中市	0					0	0					0		0 0				0		返還義務が生じた月	0	[H]	0			0	0
広島県	三次市	0			医師、看護師等		0					<b>-</b>	0					0			から通算して5年以上		C			0		0
広島県	庄原市 【1】			0	の医療従事者の 資格取得のため の大学、養成施 設等	0		0				(	0						O 域内の医療機関等 (こ就業 返還開始から返還終	,	O	0	奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間	0			0	0
広島県	庄原市 【2】	0					0						0						アまでの期間において、継続して3年以上市内に居住し、引き続き市内に居住す	0	返還開始から返還終 了までの期間におい て、継続して3年以上 市内に居住し、引き 続き市内に居住する		C	)		0		0
広島県 広島県	大竹市 安芸高田市	0					0											0		0	こと 2年以上 O		C			0		0
広島県	安芸太田町	0				0		0					0					Ĭ	医療従事者として、 〇 本町の医療機関など		0	0	貸し付けを受けてい た期間に相当する期	0			0	0
広島県	世羅町	0					0					(	0			-			に勤務		0	0	間 入社3年以内	+		0		0
広島県	神石高原町	0					0					(	0						域内に居住し、かつ 域内等の企業等に の 就業している者又は 就業する意志のある 者	0	6ヶ月以上		C	)		0		0
山口県	下関市			0	学友 教之期学 東宗 教之期学 東宗 院 門職短專学校 東宗 等等開 等等開 等等開 等等開 等等開 等等 等 等 等 等 等 、 、 、 、		0				0				0 0				域内に居住、かつ、 () 域内の企業登録企 業)に就業	0	登録企業に就職後、 補助金の交付申請を 行うときまでに市内に 住所を有すること	0	大学等を卒業した年度の翌年度中に登録 企業に就職し、交付 申請期間中に在職で あること	0			中小企業基本法に規定する市内に事業所等を持つ中小企業工、返 支援制度の登録を表	<u> </u>

地方公共	<b>共団体名</b>		/1\_1 山島学歩の亜 <sup>は</sup>		)-2 出身学	学校、年齢、学歴 校の分野要件	(1)-3 年齢、意 要件			I)-3 年齢、 <del>1</del>						集・居住等の要件	(2)-1	就業・居住等の	要件	(2) 就業・居住等 (2)-1 就業・居住等の要件		(2		**************************************	②一川 就象先位
		②域	(1)-1 出身学校の要件	i 出身学校の分野要件 の有無 ①すべ ②一部 ③全く ①福祉	ii 出身学校 EI②医療	の分野要件	i 年齢、最終年の有無 の有無  ①すべ ②一部	(3)全く	(1)年齢	ii 年齢、最	終学問	の要	件		i 就業	・居住等の要件		ii 居住期間		iii 就業期間	i 就業先の業種要付	‡の <u>ヘイ (小畑 地</u>	ii 就事	<b>集先の業種要件</b>	業種要件     公務員 ①対象 ②対象
都道府県	市区町村	①特に に存 なし する 校の	学他	ての返 の返還 設定し (保育 選支援 支援に ていな 士、介 におい おいて い 護士な	・  師、看   他	詳細	ての返 の返還 遠支援 支援に におい おいて	ていな	制限を 設けて いる 下限 上限	②在学 ③卒業 中 予定	分子来	色他	詳細	①域内 ②域 に居住 に割	業住、地震	他詳細	有	期間の詳細	無	有期間の詳細	ての返 の返還 数5 還支援 支援に てい におい おいて し	EU (保育 )な 士、介 ) 護士な	師、看護師、	他詳細	として として いる いない
山口県	萩市	0		0			0			0				0			〇年点	学・高校等を卒業、 (は修了後、3か月 内に萩市内に住所 を有すること 手年度、補助申請時 で引き続き萩市と に住所を有すること	i I	C					
山口県	防府市	0		0				0						0			へ 大	学等卒業後3年継 続して市内に定住	1	C		_			0
山口県	長門市 柳井市	0		0 0	0		0		O - 39	0					0		0	5年以上	0	〇 5年以上	0 0	0			
山口県	美祢市	0		0	0			0						C					0	貸付を受けた期間の 1.5倍に相当する期間 を看護師として勤務し た場合、返還免除と なる。	0			0	0
山口県	周南市	0		0				0								申請者の保護者が ○ 本地方公共団体の 住民であること		3年		С					0
山口県	田布施町	0		0				0								○ 卒業後、町内に居住 していること			0	C		)			0
徳島県	阿南市	0		0			0				0			0			っな	年以上(1年を満た い場合も、該当月 に応じて半額免除 あり)		С					0
徳島県	阿波市	0		0				0						0		本市の住民基本台	O 5	年間を超える期間		C		)			0
德島県	美馬市	0		0			0				0	0	候補者の場合は、定を学中に候補者認定を受けることが必要。材意の計算行為ことが必要。材意的方、定制度便進用者。 就第分、定制度便進用,可能是不可能。 就第分、定制度是重要。 相助金制度に係 事業補助金制度に係 ある。	0		帳に登録される話本 に、市体の保証の に、市体の登録していた 取は、市体の登録していた、 取は、一をは、 取は、 をなく進市外にの生まる。 をなり、となく、 をなり、となり、した、 をなり、となり、した、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 をなり、という、 は、大り、 は、大り、 は、大り、 は、またのか、定くを、 は、大り、 は、大り、 は、大り、 は、またのか、 に、定市が、定・ が、に、またの、 に、で、か、、で、、、が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	18		0		0			美馬市介護看護 人材第一次 進事利所第一定企制 度東州省は 護生制 度東州省は 護生制 度本 村就 学 市介・定全制 を 大 大 の 大 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大	0
徳島県	三好市	0	①高等学校入学	0				0						0		<b>ত</b>	0	1年以上		C		)			0
徳島県	神山町		前まで1年以上引き続いて本町に在 住していた者 ②保護者が本町に在住する者 ③修学意欲のある者済的 負担が困る ・ 記記①~④のすべてに該当し認定 を受け、当町のら 奨学資金を受領した者				0						当該奨学資金の貸付 に保る学校を卒業後 1年間据え置いた者。	0		1年間を償還期間として年賦償還する者で、その者取得の保護者ので、その者の中税その他町の収入に係る滞存の他町の収入に係るがあり、1日現在における日の事でを当町に有望される。			0	c		)			0
徳島県	那賀町	0		0			0			0						①学校を卒業後、この主任、会主、は、は、日本の主に、は、は、日本の主に、は、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、は、日本の主に、日本に、日本の主に、日本に、日本の主に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本		①は、学校を卒業 &、向こう15年以内 つき1年以上、域内 住民登録し居住す ること。 のは、居住要件無し	3	C	0		0		0
	海陽町	0		0				0							0	町内に居住、かつ、	大	学卒業後、助成金	0	C					0
徳島県	藍住町	0		0			0				0					○ 県内に所在する事業 所で就業	O の	交付を受ける年度 まで継続して居住		〇 36月以上		)			0
徳島県	板野町 東みよし町 丸亀市	0		0				0			_			0			0		0	C			_		0
香川県	人 【1】 丸亀市 【2】	0	市内に住所(法人 の場合は、所在 ・地又は主たる事業所)がある中小 企業者	0			0	0			0				0	就職後3年以内の従 業員の奨学金返済を 支援しており、奨学 金返済支援制度について社内規程等に定			0	O 1年以上 C		)			0
香川県	善通寺市 東かがわ市			0			0		O - 4		0	0	学生等が令和3年度 以降に卒業し、かつ、 卒業して3年以内に 就職又は創業する者 (再就職又は勇業 含む。)	0		域内に居住し、就業 するもの(企業(事業 所)の所在地は問わ ない)			0	○ 就業した日から6カ月 の経過が必要		)			0

				-7   -8 ========	• A.:		<b>身学校、年齢、学</b> 歴	の要件	表字屋の												(2) 就業・居住等	[m= + ==	********			
地方公共	<b>共団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	(1)-2 出身学校の分野 件 i 出身学校の分野要件 の有無	(1) <del>-</del>	2 出身学	校の分野要件	(1)-3 年前、想 要件 i 年齢、最終	学屋要件			(1)-3 年齢 ii 年齢、			- t-t			業・居住等の要件 :・居住等の要件	(2)-1 就業·居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要 iii 就業期間	作 併 i 就業先の	先の東福县 象種要件の ■	ii 🛊	就業先の業種要件 業先の業種要件	2-ii 就象先 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に に存3 なし する!	学 他	の有無 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 設定 還支援 支援に てい	\な:士、介   8	節、君   他	が難	の有句 ①すべ ②一 での返 の返記 選支援 支援( におい おいつ	製定し 設定し	制限を	下間 トロ	②在学 ③4	集 ④卒業 定 済み	⑤その 他	詳細	①域内 ②域  ①域内 の企: に居住 に就:	内 第 住、か 1	<b>④その 性細</b>	有期間の詳細	無	有期間の詳細	無 この返 の返 選支援 支援	部 ③全く ①福 道 設定し (保 に ていな 士、	育 (医介) 節、看	③その 他 詳細	①対象 ②対: として として いる いな!
香川県	土庄町	校の社	中	0			纤糖	0	0	U18	1. MX T. M	0			<b>身</b> 千茅四		0	舒栩	<b>州間の軒軸</b> ○ 5年間		〇 5年間	i-sv st		- 体   映即、	<b>計</b> 報	0
香川県	宇多津町 参川町	0	772	0				0		0	- 39		0		認定申請者が貸与奨 学金の返還期間中で あること	0		町内に居住し、県内 に事業所を有する1 業等又は個人事業 者に雇用されている 者、若しくは、個人事 業を営み確定申告を	サキー前していただいているため、申請 いているため、申請 時に居住している必	i	毎年申請していただいているため、申請の時に要件としている事業所に就業している必要がある。	0	0			0
香川県	まんのう町 【1】	0		0	)				0							0		行っている者	0			0	0			0
香川県	まんのう町 【2】	0		0	)			0		0	- 4					0				0		0	0			0
愛媛県	今治市	0		0				0				C	0				0		支援対象者が奨学会 〇 返済支援を受ける 間。		支援対象者が奨学金 〇 返済支援を受ける 間。		0			
愛媛県	宇和島市	0		0				0		0	- 4					0			補助金の算定対象 対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	方 f i E	平成27年3月1日以 降に1年以上継続し て就労している者。		0			0
愛媛県	新居浜市	0		0	)			0		0	- 3						0			0	申請時に、1年以上 〇 継続して事業所等に 就業していること。		0			0
愛媛県	大洲市	0		0	)	0	出身学校の分野 要件は特に設け ていないが、対象 者を薬剤的に限っている产分野出の と薬学分野出の 者に絞られる。	į.	0									O 市立大洲病院に就業	:	0	市立大洲病院職員と	0			〇 薬剤師のみ	0
愛媛県 愛媛県	久万高原町 伊方町	0		0			ETC/IX/9/10/08		0								0		〇 5年間	0	O     5年間       O     5年以上継続して就		0			0 0
愛媛県	愛南町 【1】	1	大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程及び	0				0		0	- 4		0				0		申請年度から引き終 き5年を超える期間 町内に居住する意思	ħ.	〇 1年以上		0			0
愛媛県	愛南町【2】		高等専門学校	0		0		0						0	大学卒業後2年以内 に医師免許を取得 し、直ちに臨床研修 をした場合			修学資金の貸付け: 受けた期間の2倍に相当する期間が経するまでに、指定医療機関において医したとしてその業務に役事した期間が通算中学貸付月数に達す。こと	のある者 を こ 過 Maria 様 た 後	0	修学資金の貸付けを 受けた期間の2倍に 相当する期間が経過 するまでに、指定医 療機関において医師 としてその業務に従 事した期間が通算修 学貸付月数に達する こと	0		0		0
愛媛県	四国中央市		大学において医 学を履修する課 程に在学			0		0						0	大学卒業後2年以内 に医命に に し、直ちに臨床研床研 修修了後に いる は いる は いる は いる は いる は いる は いる は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	0				0	指定医療機関において医師として勤務して	0		0		0
愛媛県	西条市		O 医師を目指す医 学生	0		0		0				0									市内の指定医療機関 において、初期臨床 の研修2年間及び貸付 を受けた年数の就業	0			0	
高知県	室戸市	0		0	)				0						1 年齢について	0				0	が必要	0 0	0			0
高知県高知県	南国市		要学金等の貸与でを学にます。 を学りで、まない場合では、 を学りででは、 を学りででは、 を学りででは、 では、大学、では、 では、大学、では、 では、大学、では、 では、たが学、ないませいで、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、					0	0		- 3			0	1. 年齢度の4月1日 申請在で3歳名について 申請点で3歳名について 申請点で3歳名を一で3歳の 2. 学金・学生の4点の 2. 学金・学生の4点の 2. 学金・学生の4点の 2. 学金・学生の4点の 2. 学金・学生の4点の 2. 学金・学生の4点の 2. 学金・学学の4点の 2. 学金・学学の4点の 2. 学金・学学の4点の 2. 学金・学学の4点の 2. 学金・学学の4点の 2. 学金・学学の4点の 2. 学生の4点の 3. 大学学の4点の 3. 大学学の4点の 4. 表現の4点の 4. 表現の4. 表現の	0		1. 就業要件 現に就労していること(市内外は問わない。)。 2. 居住要件 申請年度の前年度市 の住民基本台帳、時 に南国市に居住していること。	申請の日以後5年以上継続して南国市の 住民基本台帳に登 されることを要件とす。 る。	D 录		0	0			0
高知県	宿毛市		学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専院、短期大学、専門課程の及び高等高等高等。同学校文、専門課程に限る。)、又に高等、一学校					0			- 4							・本市の住民基本信頼に登録があり、翌 に居住している者・市内又は近隣市田村において就業でしいる者、起集している者、組入事業を営む者又はその事業1	でいる。 交付を申請する年度 から引き続き5年を起 える期間本市に居住 する意思のある者	<b>麦</b>		0	0			0

地方公	共団体名		(4)	- W.L M	(1)-2 出身学校の分野長			学校、年齢、学歴 交の分野要件	の要件 (1)-3 年齢、最齢 要件	字画の			[1]-3 年齢、最	終学	歴の要件		(2)-	-1 就	業・居住等の要件	(2)	-1 就業・居住等の	要件	(2) 就業・居住等 (2)-1 就業・居住等の要件	20-11 M.W.	先の栗種曼	(2)	-2 就業先の業種要件	②一ii 就象先 象種要件
-2/14	СШТТ			学校の要件	i 出身学校の分野要件 の有無 ①すべ ②一部 ③全く ①4	ii H	(身学校	の分野要件	i 年齢、最終9 の有無 ①すべ ②一部	温要件	7.E.M		ii 年齢、最				i	就業	・居住等の要件	\	ii 居住期間	~''	iii 就業期間	i 就業先の 有: ①すべ②-	業種要件の ■ (の合く	i	対象先の業績要件	公務員
都道府県	市区町村	②域 ①特に に存 なし する! 校の	<b>立</b> 学	③その 他 詳細	①9へ ②一部 ③至く ①f ての返 の返還 設定し (仮 - 遠支援 支援に ていな 士・ におい おいて い 護:	保育 (医 、介 師、1	: ③その ■ 他	詳細	である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	設定し	制限を	下限 上限	②在学 ③卒業 中 予定	④卒業 済み	⑤その 他	詳細	①域内 ②域内 ①域内 の企業 に居住 に就業	住、地	④その 他 詳細	有	期間の詳細	無	有期間の詳細	ての返 の返	遺 設定し に ていな	(保育 士、介 自	(医 ③その T、看 他	①対象 ②対 として とし いる いな
高知県	土佐清水市	0		高知県立清水高 〇 等学校を卒業した もの					0			- 3		0					申請時点で、土佐清 水市内に居住及び土 佐清水市内で就業 フは幡多地域(四万 十市、電毛市、黒瀬 町、三原村)内の職 場へ通動する者	土、豆朗	申請初年度より引き		o		0			0
高知県	香南市	0			0				0		0	- 4		0					市内居住者で、令和 2年4月1日以後に 市内に事業所を有す る個人、若しくは法人 等に正規雇用され、 就業又は同日以後 に本市において起業 する者	- す 人 、 き		0	0	0			第1次産業は く、本市内にあ 〇 事業所等に就 する者又は、本 内で起業するも	る 職 :市
高知県	香美市	0			0				0		0	- 39					0			0	申請前年度の4月1 日時点で香美市に住 民票のあるもの		〇 現に就労していること		0			С
高知県	本山町	0	公立	〇 高知県立嶺北高 等学校	0				0					0			0		町内で就業、もしくは 本山町から通勤可能 な職場へ通勤する者	能		0	0		0			С
高知県	土佐町 【1】	0	公立		0				0				0				0					0	0		0			С
高知県	土佐町 【2】	0			0					0							0		①または域内に3年 以上在住するものと 生計を一にする扶養 親族	ے اع			0		0			0
高知県	仁淀川町	0			0					0									域内に居住、かつ家 〇 業しているもの(就業 場所は問わない)	就 業 〇	仁淀川町に住所を有 し、補助金の交付を 受ける年度の末日ま で継続して居住する 者		0	C	)	0	0	0
高知県	佐川町	0			0			1/2免除は、分野	0		0	- 39							町内に定住し、就業 している者(就業場 所は域内外の指定な し)	,	中球左连 111 左四		就業して1年以上(1 年以上の雇用の見込 みまたは雇用期間の 定めがない場合を含む)で、かつ所定労働 時間が週3時間以上		0			С
高知県	梼原町	0			0		0	要除産社介薬福業の定式を ・ はいます。 ・ はいま	0					0			0					0	1/2免除は、就業期間の条件無し。全額 免除は、無期にして額 免除は、無力であい。 で看護師等の業務に 継続して従事が引期間が貸与を受けた期間の1.5倍に達した 時。	C			0	0
高知県	四万十町	0			0					0							0			0	令和3年4月1日以降 に本町に住民票を移 した者(令和3年4月1 日以前から住民票が ある者は対象外)		0		0			С
高知県	田野町	0		看護師、准看護 の ・介護福祉士 の養成学校		0 0				0										0	貸付を受けた期間の 1.5倍の期間町内に 居住し、かつ町内の 指定する医療機関等 に就業する	į	貸付を受けた期間の 1.5倍の期間町内に 日底住し、かつ町内の 指定する医療機関等 に就業する	0		0	0	C
福岡県福岡県	福岡市 大牟田市	0			0 0	0			0					0	就職	日時点の年齢が	0	0				0	0	0	0	0		0
福岡県	久留米市	0			0		0	保育士のみ		0								0	久留米市内の保育 所等に保育士として 初めて就職し、総務 して5年間就業しよう とするもの (1日6時間以上かつ 月2日以上の勤務に 限る)	で売うっつ	5年間		〇 5年間	0			保育所等(保育 〇 及び認定こど: 園)	
福岡県	直方市	0			0					0								0				0	22年4月1日以降、新 たに直方市内の認可 保育所等で常勤保育 士として勤務する人	C	)	0		С
福岡県	飯塚市	0			0					0							0			0	最終学歴卒業後、貸付金額合計を6.円、 12.円若しくは18.円で割った月数		0		0			0
福岡県	柳川市	0			0				0		0	- 36						0		0	継続して1年以上本 市に住民登録があ り、引き続き交付申 請初年度から5年以 上本市に居住する意 思がある		〇 継続して1年以上		0			C
福岡県	八女市	0			0				0		0	- 35					0			0	交付申請初年度から 引き続き5年以上居 住する		O 申請時に1年以上継 続	0 0	)		雇用されている 起業し事業を行 ている・第一次 業に従事してい	fo 産 C
福岡県	筑後市	0			0				0		0	- 3					0			0	申請日において継続 して1年以上住民票 登録があること		令和3年4月1日以降 〇 に就業等をし、1年以 上継続雇用		0		7.1 10 10 10.	С
	1			1 1	<u> </u>		1		1 1									1	11		エジタンの人の一つ		<b>工作</b> 机准用		1			

					(1) 出	身学校、年齢、学	医の要件														(2) 就業・居住等					
地方公共	団体名		(1)-1 出身学校の要件	i出身学校の分野要件	(1)-2 出身 ii 出身	学校の分野要件 学校の分野要件	(1)-3 年薪、敷 要件 i 年齢、最終	学歴要件		(	1)-3 年齢 ii 年齢、				(2		業・居住等の要件 と・居住等の要件	(2)-1 就業・ ii 居	居住等の 住期間	件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	②一 II 駅東先の東極! 件 i 就業先の業種要件の	າ (2)	化拉 诮	業先の業種要件 も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	2)—ii 就業先 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域内	<b>3</b> ₹0	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ①福 ての返 の返還 設定し (保) 還支援 支援に ていな 土、	神 ②医療		の有知 ①すべ ②一部 ての返 の返還	設定し	制限を		②在学 ③卒	章 ④卒業	<u></u> ⑤その		①域内 ②域 に居住 に献			有		無	有無無	有集 ①すべ ②一部 ③全 ての返 の返還 設定! 還支援 支援に ていた	くの福祉に	2)医療		①対象 ②対
仰追所来	마스삐에	なし する学 校の在	性 性報 性報	遠支援 支援に ていな 士、: におい おいて い 護士	介師、看	他 詳細	遠支援 支援に におい おいて	ていな	設けて	下限 上限	中   予7	定済み	他	詳細	に居住に献	様の、域	推	期間の	<b>の詳細</b>	m	期間の詳細	遠支援 支援に ていた におい おいて い	は、土、介質機士なり	師、看 護師、	他 詳細	として とし
福岡県	大川市	0		0			0					0			0			卒業した 月の末日 経過する 内に居住 日以降継	続して市内 すし、3年が		o	0				0
福岡県	行橋市	0		0 0		〇 教育	0						0	大学進学予定である 者	0		大学等卒業後、市内で一定期間居住する 見込み。特定を工作 同社の元で市内にての 育士又は教師として 動務が必要。	貸付期間	の1.5倍の 間		特定卒業型:貸付期間の1.5倍の期間市内にて保育士又は教師として勤務が必要。	0	0		〇 教職員	0
福岡県	うきは市	0		0			0		0	- 3						0		〇 1年以	上の居住		○ 1年以上の勤務 対象となる事業書等	0 0 0				0
福岡県	みやま市	0		0			0		0	- 3					0					0	に1年以上継続して 雇用されている事。ま たは、起業もしくは、 第1次産業に1年以 上継続して従事して いる事。	0 0				0
福岡県	糸島市		指定保育士養成 施設または教職 課程のある学校	0 0	)		0						0	資格取得後3年以内	С					0	申請年度の3月1日時 点で、雇用期間が1 年以上の労働契約を 結んでいる者	0	0			0
福岡県	水巻町	0		0 0	)			0							0					0	町内の私立保育施設 等に勤務し、翌年度 以降も継続して勤務 することを条件として いる。	0	0			0
福岡県	岡垣町	0		0				0									域内の保育所、認定 こども園、幼稚園、5 域型保育事業所、6 出保育施設に就業	1		0	申請時点で勤務する 保育所等に補助金を 申請した年度の勤務 し、また翌年度以降 も継続して勤務する 意想のあるる	0	0		〇 教育(幼稚園)	0
福岡県	大刀洗町	0		0				0									O 町内の認可保育園 に就業			0	○ 年度途中に退職した 者は対象外とする	0	0			0
福岡県	みやこ町	0		0				0							0		申請時かつ当該年			0	5年以上在職 〇	0				0
福岡県	吉富町	0		0				0							С		図 度の1月1日に吉富町に住民登録し、明に住民登録し、明に居住	〇 申請後、ii き続き1年			0				看護師、介護福	0
佐賀県	伊万里市	0		0				0								0			- 00	0	0				O 祉士、社会福祉 士、保育士	
長崎県 長 <b>崎県</b>	佐世保市 大村市	0		0				0								0	本市に居住、かつ、 長崎県内企業(事業 所)等(中小企業含 む)に就業		以上		○ 1年間 交付申請年度におい て長崎県内で9月以 上就労	0			0	0
長崎県	平戸市	0		0			0				0 0	)				0	0/1-705	台   始した月     通算して5	の返還を開 の1日から 年を超える き。		奨学資金の返還を開始した月の1日から通算して5年を超えるとき。	0			0	0
長崎県	対馬市 【1】	0		0			0		0	- 29			0	初年度申請日時点で 3歳未満の方(初年度 に3歳未満であれば3 歳を超えても最大5年 間支援可)		0		O 6か月以. いる方(=	業に就労後 上経過して 6か月以上 いる方)		域内の企業に就労後 6か月以上経過して いる方	0			0	0
長崎県	対馬市 【2】	0		0				0			0 0			间入放气		0		〇 5年以	上居住		0	0				0
長 <b>崎県</b>	壱岐市	0		0 0	0			0								0		<ul><li>継続して</li></ul>	の末日まで 内内に居住		申請年度の末日まで	0	0	0	0	0
長崎県	五島市	0		0			0		0	- 35						0		○ 月初めの	る者 日から月末 居住した月	1	業所に勤務する者     月初めの日から月末    の日まで就業した月	0				0
長崎県	西海市	0		0				0									最終学校卒業の翌月から返還完了ます 〇 の間に、5年以上総続して市内に住民登録していること。	<ul><li>の 継続して</li></ul>	5年以上		0	0				0
長 <b>崎県</b>	雲仙市	0		0				0									雲仙市内に居住し、 雲仙市内に関わら。 雲仙市内に関わら。 が業していること。 た、パート・アルバントも可能。	0 し、5年以	で市に居住 上定住する 対する者。		0	0				0
長崎県	南島原市	0		0				0									償還対象期間に市 〇 内に居住し、かつ、			0	0	0				0
長 <b>崎県</b>	波佐見町	0		0			0		0	- 3						0	就労している者		年	$\dashv$	0	0	0	0	0	0
長 <b>崎県</b>	小値賀町	0		0				0								0		定後、初回 交付日か 以上本町	申請資格選回の補助金 ら、1年間に居住するに思		期間の定めはない が、離職後は補助の 対象外	0				0
長崎県	新上五島町	0		0			0		0	- 39						0			以上	7	O 36月以上 承認申請時から交付	0			中小企業基本法	0
熊本県	荒尾市	0		0			0		0	- 3						0		<ul><li>〇 終了まで(</li></ul>	時から交付 D3年間(域 張居は可)		水認申請時から父何 終了までの3年間(転 職または退職した場 合、交付条件を満た せないものとする)	0			第2条第1項に規 定する中小企業 者ならびにこれと 同等の法人及び 組合等	0
熊本県	水俣市	0		0			0		0	_ 3		0				0		〇 申請日か	ら起算して 以上		〇 5年間	0			O 国家公務員又は 地方公務員以外	0

							(1) 出身	学校、年齢、学歴	の要件													(2) 就業·居住等					
地方公共	<b>美団体名</b>		(1)-1 出身学校(		(1)-2 出身学校の分野要件 i 出身学校の分野要件	(1)−2 ii	出身学	校の分野要件 なの分野要件	(1)-3 年前、最 要件 i 年齢、最終	学屋要件				年齢、最終年齢、最終等			(2		業・居住等の要件 き・居住等の要件	(2)-1 就業・居住等の ii 居住期間	要件	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	i 就業先の業種	要件の	ii 🕏	就業先の業種要件 :業先の業種要件	②一ii 就業先 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に に なし す	<b>学立</b> ③その	D	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ての返 の返還 設定し 遠支援 支援に ていな におい おいて い	①福祉 ② (保育 士、介 飼	医療 (医 ③その i、者 他		の有句 (①すべ ②一音 ての返 の返退 選支援 支援に におい おいて	設定していた	制限を		②在5	学 ③卒業 ④卒	<b>‡</b> 5€	0	①域内 ②均 に居住 にま			有期間の詳細	無		有無 ①すべ ②一部 ( ての返 の返還 ! 還支援 支援に におい おいて	役定し (保T ていな 士、:	社 ②医療 育 (医 介 師、看	③その 他	①対象 ②対 として とし いる いな
熊本県	上天草市	0	OE BEET	FT 480	0	######################################		pr vos	0			I'MX	, pac		0	年齢・最終学歴はわないが、助成対	問 象 初 o 1	7.4	市内に住民登録があり、市内の事業所等に就業している方(公務員は除く)。	助成金を申請する年度の前年度から市内 に住民登録している 者で、助成金を申請		7011110/2 (57-504)		0		PT 999	0
能本県	錦町				0					0									域内に居住、かつ、 近隣市町村の企業 (事業所)等(自営業 含む)に就業	○ 9年間		C		0			0
熊本県	球磨村	0			0				0		0	- 3	35				0			5年を超える期間、本		O 1年以上継続して雇 用されているもの		0			0
熊本県	苓北町		0		0					0									町が定める国家資格等を有する者で、町内に居住し、かつ内に居住し、かつ内の施設や町内を拠点としてその国家資格等の業務に従事する者。	S.	0	C	0	0	0	法律系・第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
大分県	別府市	0			0	0				0							0			居住期間と同期間分 の返還支援を行って いる。		C	0	0			0
大分県	中津市	0			0	0				0								0			0	就職後、2年間連続し 〇 て勤務する見込みで あること。	0	0			0
大分県	佐伯市	0			0				0		0	2 :	3	0 0	) 0	卒業予定者は貸与 学金返還予定であ こと	奨る	0		〇 8年間以上		本市に居住し、本市 にある企業に就業し ている期間のみ支援 対象		0			0
大分県	臼杵市	0			0					0							0			〇 継続して5年間 貸与期間の終了した		C		0			0
大分県	津久見市	0			0					0							0			月の翌月から起算し 〇 て15年以内に、市内 に継続して72月以上 居住した場合		C		0			0
<u>大分県</u> 大分県	<u>竹田市</u> 豊後高田市	0			0				0		0	- ;	3	C	,			0		○ 1年以上 交付申請初年度から ○ 引き続き5年間(居住				0			0
大分県	宇佐市	0			0					0		<u> </u>			_			0		の意思がある者)	0			0			
大分県	豊後大野市	0			0				0		0	- ;	3		0	認定申請者が貸与 学金の返還期間中 あること			域内に居住、かつ、 企業(事業所)等(自 営業含む)に就業し ていること。		0	C		0			0
大 <b>分県</b>	由布市		0	高等学校又は大 学及びこれに準 ずる学校	0					0							0			市内に居住している 期間については、年 ごとの返還額の半額 を免除する		C	,	0			0
大 <b>分県</b>	国東市	0			0					0	0	- 2	29					0		市内の住民として1 〇 年以上定住する意志 をもって居住する方		令和4年4月1日以降 に転職・就職した方 に限る。	0			国及び職員ではいます。 国及び職員ではい方にがいたがい、保証のではい方をがい、保証のではいます。 おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は	(i)
大 <b>分県</b>	九重町	0			0					0									定住促進を目的とし 町内在住者と人材確 〇 保を目的として一定 の職種に対し、町内 に就業する者	1年		C	0		0	〇 教員	0
大分県	玖珠町	0	0	大校のが、大学校の所に、一次では、一次でのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	0				0		0	- :	3					0	域内に居住、かつ、 域内の企業(事業 所)等に就職	〇 上継続して居住する 意向のある者	0	C		0			0

# <b>+</b> ^+	· = + 2			(1)-2 出身学校の分野長 /-	(1) 出身	学校、年齢、学歴	の要件 (1)-3 年歌、意義字!	屋の	14	\ o Æ Å .	1. 44 半 医	E O E	м	(2)	4 ===	<b>拳</b> . 尼什笨小巫丛	(の) 4 学者・見ひ答の	面从	(2) 就業·居住等	②一川 駅東先の東和	<b>.</b>	o\ o ⇒i	<b>豊</b> 井の豊穣苗県	(2)—ii <b>#</b> 1
地方公共	(当体省	②域 [	(1)-1 出身学校の要件 N		1厂2 山乡子	牧の刀野女件	要件 i 年齢、最終学歴] の有無  ①すべ ②一部 ③	要件	1	)-3 年齢、』 ii 年齢、最	終学歴	の要件	<b>†</b>	i	i 就業	業・居住等の要件 ・・居住等の要件 	(2)-1 就業・居住等の	女計	(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	件 i 就業先の業種要件 有無 ①すべ ②一部 ③3	⊧の ≧く ①福祉	ii 就	<b>東光の果種要件</b>	②一川 飲事業種要用 公務
都道府県	市区町村	①特に に存立 なし する当 校の名		ての返 の返還 設定し (保育 遠支援 支援に ていな 士、介 におい おいて い 護士な	師、君   他		ての返 の返還 設 遠支援 支援に て( におい おいて	<b>定し 制限を</b> いな 設けて		②在学 ③卒集 中 予定	④卒業 ⑤ 済み	うその 他	詳細	①域内 ②域内 に居住 に就業	に居かして、域	<b>④その 詳細</b>	有 期間の詳細	無	有期間の詳細	ての返 の返還 設定 選支援 支援に ていにおい おいて し	とし(保育	(医 (	)その 他 <b>詳細</b>	①対象 ② として と いる い
宮崎県	延岡市	0		0			0				0					本市に住在を存在を通り、   本市に住在ををする様とでは、   本市ら申日する場合を通り、   は住する様とで見い、   は代する場合を表して、   は代する場合では、   は代すると、   は代すると	本市に住所を有し、てから1年を経過し、映時請をする年度のま日まで継続しまる最佳する見込みである		就労後1年を経過し、 かつ、補助金の交付 の申請時点で現に就 労している者	c				
宮崎県	日南市	0		0	0		0			0			看護師等を養成する 大学に入学が決定し た者であること	0				0	卒業後1年以内に看 護師等免許を取得 し、かつ直ちに日南 市内の医療機関に等に おいて業務に従事に もいて業務に 従事し、引き続き業務に 従事した期間(をむを得 ない理由によりを業務 に従事できなかった 期間を除く。)が貸与 期間に達したとき。	0		0		0
宮崎県	小林市 【1】		小林市外在住の 方のみ小林看護 医療専門学校の 卒業者	0	0		0					F	市内在住の方一養成 所(学校は問わない) を修了、または卒業 た日から起算して2 年以上経過していな い。 市外在住の方一小林 青護医療専門学校を で業した日から起算 、て2年以上経過して いない。			①小林制度を推っています。 ・ 本度にないます。 ・ 本度にないます。 ・ 本度にないます。 ・ 本度にないます。 ・ 本度にないます。 ・ 本度にないます。 ・ 本情に、一葉をしています。 ・ 全様関係では、一葉をいる。 ・ 本情に、一葉をいる。 ・ 本情に、 ・	E E	0	採用された日から起 算して、5年以上継続 して就業する意思を 有している。	0		0		
宮崎県	小林市 【2】		児童福祉法第18 条の6第1号に規 定する指定保育 土養成施設	0 0			(	0							0	初めて採用された。		0	この補助金の交付を申請する年度において市内の私立を保育所等に保育する年度保育所等に保育する。 展用され、かつ、又要用にない。 では、要求しての変にない。 では、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば	0 0	0			
宮崎県	串間市	0		0			(	0								返済を開始する日以 降の毎月1日に串間 市に住所を有する者	住する者若しくはそ の世帯に属する者で		0	C				0
宮崎県	西都市	0		0				0						0		であること。	5年以上民介ナス会	0	5年以上継続して就					0
宮崎県宮崎県	【1】 えびの市 【2】	0	児童福祉法第18 条の6の規定に働大 臣の指定を働大 臣の指定施分保 官主教育職員則 法施行規則に基大 多文部科学名教 表の対定する卒業 の指機関を卒卒としたものであると	0 0				0	- 3		0			0	0		思があること。	0	<ul><li>○ 業する見込みがあること。</li><li>就業開始日を起算として5年以上継続して就業する</li></ul>	0	0			
宮崎県	えびの市 【3】		社会福祉士介護 福祉士養成施設 「相定規則に基づ 「厚生労働省が指 定する養成施設 を卒業したもの 保健師助産師看	0 0				0						0				0	就業開始日を起算として5年以上継続して 就業する予定のもの	0	0			0
宮崎県	えびの市 【4】		護師学校養成所 〇 指定規則第1条に 規定する養成所 を卒業したもの	0	0			0						0				0	医療機関等に就業開始日を起算として5年以上継続して就業する予定のもの	0		0		0
宮崎県	国富町	0		0			0					0	宮崎県「ひなた創生 のための奨学金返還 支援事業」の対象者 であること(高校を除 く)	0				0	0	0			宮崎県「ひなた創生のための奨学金返済支援事業」の対象企業	l J
宮崎県	綾町	0		0			(	0					\/			の 親権者が町に住民 登録があること	1年以上	0	0	C				0

地方公:	共団体名		(1)-1 出身	学校0		野要件	(1)-2 出 ii 出。	出身学校、年齢、学歴  身学校の分野要件  身学校の分野要件	(1)-3 年	F訴、 意義字歴の 要件 1、最終学歴要件			最終学歴の要件 最終学歴の要件		(2)-1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件	(2)-	-1 就業・居住等の要件 ii 居住期間		就業・居住等 1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	·	・ 駅栗先 件 (業先の業	無悪性の	(2)-2 就業先の業種要件 ii 就業先の業種要件	②-ii 就業先6 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	①特に	②域内に存立する学	③その 他	ての返 の返還 選支援 支援に	設定し ていな	①福祉 ②医療 (保育 (医 士、介 師、看	③その 他	ての返	の有集 ②一部 ③全く ①年齢 の返還 数定し 制限を 支援に ていな 数けて	d	至学 ③卒集 中 予定	④卒業 ⑤その 済み 他	①域内 に居住	②域内 ③域内 の企業 住、か に就業 立、域	有	無 #2 <b>22</b> 0 5 4 4 m	有	#988 0 5% 477	①す ての 選支	マロック (2)一部 (2)一部 (2) 支援に	③全く 設定し ていな	別来元の末径安計  ①福祉 ②医療 (保育 (医 ③その 土、介 (	①対象 ②対象 として として いる いない
宮崎県	新富町	0	校の在 設置者		詳細 におい おいて	0	護士な 護師、	詳細	におい	おいて い いる 下限	上版		詳細			0	期間の詳細 申請日から5年以上 居住予定がある者		期間の詳細	1-83	o O	l.	iii 注な ii	0
宮崎県	西米良村	0				0				0					域内に就業又は域 内に居住し、域外に 就業する場合	0	償還期間は1年となっ ており、1年のうち i の要件に該当する期 間分を免除する。	0	償還期間は1年となっており、1年のうちiの要件に該当する期間分を免除する。			0		0
宮崎県	木城町	0				0				0					O 町内に居住、かつ、 県内に就業	0	5年	0	5年		0	0		0
宮崎県	都農町	0				0			0	0 -	39		0	0	宮崎県が運営する 「ふるさき崎人材が、 ンク」に登録又は求 人を掲載している事 業所に3か月以上就	0	転入日から5年以上 引き続き町内に居住 すること。		企業等に5年以上引き続き勤務すること。	0	0	0		0
宮崎県	諸塚村	0				0				0				0	**	0	3年以上(9年居住で 全額免除)		C	)		0		0
宮崎県	椎葉村	0				0				0				0			返還計画に基づく返		C			0		0
宮崎県	美郷町	0				0				0				0		0	選期間(貸与期間の 2倍の期間とし、最大 12年以内) 高千穂町育英資金貸		C			0		0
宮崎県	高千穂町	0				0				0				0		0	同一体の同様の大変を 与について、貸与を 受けた者が返還期間 内に町内に住所を有 し、かつ、生活実態 がある場合の町内に 定住し始めた時。		C			0		0
宮崎県	日之影町	0				0				0				0		0	定住を目的に1年を 超え町内に居住して いると認められたとき		C			0		0
宮崎県	五ヶ瀬町	0				0				0					本町に住所を有し、 の かつ生活実態がある 場合	0	本町に住所を有する期間		C	)		0		0
鹿児島県 鹿児島県	出水市 西之表市	0				0			0				0	0		0	1年 引き続き5年間	0				0		0
鹿児島県	垂水市			0	特にないが、奨学 資金奨学生申請 時の条件として、 「本市に3年以上 在住する者の子 弟」とある。	0				0				0		0	奨学資金返済期間内 において、本市に居 住している期間のみ 返還を免除している。		C	)		0		0
鹿児島県	薩摩川内市			0	大学(短期大学を 除ぐ)、車修学校 (高度専門士の称 号が付与される専 門課程に限る。) または市の学校 (川内職業能力開 発短期大学校、 川内看護専門学 校)を卒業した方	0			0				大学(短期大学を除く)、専修学校(高度)専門士の称号が付けされる専門課日の表)。または市内開発 短期大学校、/ 川内職業 世界で対象を事業した方で、未満で正規 雇用された方	14 - 184 - 1	域内に居住し、かつ、域内の中小事業者または中小事業者に進する事業者に正の規雇用された者(ただし、域内の対象学校を卒業とた者については域内の大企業も対象)		0		C			0		0
鹿児島県	日置市	0				0			0			)			市内居住・就業にあ	0	5年	0	5年			0		0
鹿児島県	霧島市	0				0				0			0		わせて次の要件も定めている。 (1)市税等または奨学舎を適場を港場物をしていないこと (2)本人の属する世帯が自治会に加入していること		返還免除対象期間内 (大学等卒業の翌月 から1年経過した時 点から最長1年)は市 内居住が条件とな る。	0	返還免除対象期間内 (大学等卒業の翌月 から1年経過した時 点から最長1年)は市 内就業が条件とな る。			0		0
鹿児島県	いちき串木野市	0				0			0	0 -	3		0	0	0	0	前年度の返還額を翌 年度申請(補助期間 は最大」年間)するこ ととしており、申請時 に居住及び就業の要 件を満たす必要があ る。	0	前年度の返還額を翌年度申請(補助期間は最大1年間)することとしており、申請時に居住及び必要がある。	0			国又は地方公共 団体の職員でな いこと	
鹿児島県	志布志市	0				0			0	0 -	35		認定申請年度4月1日 〇 〇 現在で34歳以下であること		域内に居住かつ正社 員として就業している こと(通勤できる範囲 内に限る)		0		C			0		0
鹿児島県	南九州市	0				0			0	0 -	29		0		0	0	住民登録してから1 年以上経過している こと。また、交付申請 を行う初年度から5 年間を超える期間、 本市に居住する意思 があるもの	0	令和4年3月1日以降に就職し、1年以上継続していること	0		0		0
鹿児島県	伊佐市	0			高等学校、大学	0				0					0	0	5年	0		+		0		0
鹿児島県	三島村			0	校、看護師学校、 看護師養成所、 〇 准看護師学校、 准看護師養成所		0		0		C	)			0	0	高校又は大学卒業 後、直ちに引き続き1 年以上	0	高校又は大学卒業 後、直ちに引き続き1 年以上	0			農業、林業、漁 農業、畜産業、観光 業等	
鹿児島県	さつま町	0			A VI 1894	0				0					交付申請日において、1年以上継続して の 門内に住所を有し、かつ居住していること。就業については 問わない。	0	1年以上継続		C			0		0
鹿児島県	長島町			0	①ぶり奨学ローン 元金償還相当分 補助 子どもが平 業後1年原を有して いる型でニューン 支払利息相当分 補助 子供には住 所要件なし	0			0				補助金交付対象者は 〇 要学生ではなく保護 者等を対象。	t.	金利相当分補助は 利息を支払った翌年 度から、元金返済分 は卒業した子供が住 民登録をした翌年度 から対象		O		C		0	0		0

				(1)-2 出身学校の分野書;	(1) 出	身学校、年齢、学	歴の要件 (1)-3 年齢、最													(2) 就業·居住等	②-   駅東先の					
地方公却	<b>美団体名</b>		(1)-1 出身学校の要件	件   出身学校の分野要件	ii 出身學	学校の分野要件  校の分野要件	要件 i 年齢、最終	学歷要件		1)-3 年齢、夏 ii 年齢、最				(2			E等の要件 等の要件	(2)-1 就業·居住等 ii 居住期間		(2)-1 就業・居住等の要件 iii 就業期間	件 i 就業先の業績	要件の	ii	就業先の	の業種要件 )業種要件	20-ii 就象先の 業種要件 iii 公務員
都道府県	市区町村	②域が ①特に に存立 なし する等 校の名	他	の有無 ①すべ ②一部 ③全く ①福花 ての返 の返還 設定し (保育 還支援 支援に ていな 士、介 におい おいて い 護士が	(医 ③ そ) 節、看 他	のは	の有無 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に におい おいて	設定していた	制限を	②在学 ③卒集 中 予定			詳細	①域内 ②均 に居住 に動	は 内 は は は は に に し は に に に に に に に に に に に に に		詳細	有期間の詳細	無	有期間の詳細	不 ①すべ ②一部 ての返 の返還 遠支援 支援に におい おいて	設定し (を ていな 士	<b>計 (医</b>	③その       他       ■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	詳細	①対象 ②対象 として として いる いない
鹿児島県	大崎町		本制度は奨学金では表質である。 ではな影機関別なが、機関別なが、機関別なが、機関別なが、である特別なである特別ができます。 でローンを指する保護を運動では、学ウーンでは、学ウーンでは、できます。 では、学ウーンでは、できます。 では、できますが、できます。 では、できますが、できます。 では、できますが、できますが、できます。 では、できますが、できまますが、できままが、できますが、できままができますが、できまができまができますが、できまができまができますが、できまができますが、できまができまができますが、できまができまができまができまができまができまができまができまができまができまが	0				0								O 月	元金相当額について は、子どもが卒業後1 年以内に大崎町に 戻って居住している 期間分を、利子相当 額については、全期 間分を保護者に対し て助成。	1年以上居住する で、ローン元金及 利子額のすべても 成受けることが可	.び E助	0		0				0
鹿児島県	東串良町	0		0				0									受学生又は奨学生で あったものが前年度 に本町在住	前年度に本町在 〇 (1月1日を含む8 月以上)		0		0				0
鹿児島県	錦江町	0		0				0						0 0	)			O 返済開始1年以内 居住		0	0		0			0
鹿児島県	南大隅町	0		0				0						0				○ 住民登録をした翌 度から	年	0		0				0
鹿児島県	中種子町	0		0			0						忍定申請者が貸与奨 学金の返還期間中ま たは猶予期間中			0 5	卒業後,返還の期間 内に中種子町の住 民にになり,かつ,島 内において就業した	中種子町の住民/ り,かつ,島内にお て就業し5年以上 過したとき	ะเง	中種子町の住民になり、かつ、島内において就業し5年以上経過したとき	0		0			0
鹿児島県	南種子町		医療(医師・看護師・保健師・薬剤 師など)及び農業 に関する学校に 通っていること。	0	0 0	)  農業	0				0				0			〇 本来の返還期間		〇 本来の返還期間	0		0	0	農業	0
鹿児島県	大和村	0		0				0				-	規則で定める期日ま	0					0	0		0		##		0
鹿児島県	喜界町		農業分野については、県内の農業 高校及び農業大学校	0 0	0	農業大学校、農 業高等学校	0						でに町内に居住し、規則で定める職種・事業所等に従業・就職・就農する意思があるもの満4歳未満のものある		0		農業分野について は、域内に居住し就 農(自営・親元)も要 件に含まれる	0		貸与金貸与期間の2 倍の期間	0 0	0 0	0		就農(自営・親元)、農地所有適格法人等、営農支援団体等(JA,国・県・市町村等の農業関係職)	0
鹿児島県	天城町	0		0				0						0				〇 3年継続居住		0	0	0		-	本村の就業支援	0
鹿児島県	十島村	0	村内に住所を有する者の子弟、常時勤務する古職時 所する古職時の資格を有するの資格を有するのでの資格を有するのでででである。 の資格を有するのででである。 所を受ける。 一種では、 一種では、 一種では、 一種では、 一種でできない。 一種では、 一種では、 一種では、 一種では、 一種では、 一種では、 一種では、 一種でできない。 一種では、 一種では、 一種でできない。 一種では、 一種でできない。 一種ででいる。 「一種でできない。」 「一種でできない。」 「一種でできない。」 「一種でできない。」 「一種でできない。」 「一種できない。」 「一種できない。」 「一種できない。」 「一種できない。」 「一種できない。」 「一種できない。 「一種できない。」 「一種できない。 「一述。 「一述。 「一述。 「一述。 「一述。 「一述。 「一述。 「一述	0 0	0			0						0 0	0	O ±	本村の役場は島外 に本庁舎を置いてい るが、本村の戦員・ 定期船戦員(航海 定期船戦員として、3 中間動務にた場合 は、返還免除の対象 となる。	O 5年間		本村の就業支援又は 産業支援しずれかの 制度に認定されて3 年間定住した場合。 また、本村の出調理 員、介護補助員、保育専門会議員、高簡易郵便局員として3年間勤務した場合。	0	(	0	0	イアスが イアスが でいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	0
鹿児島県	知名町	0		0				0						0				本町の住民基本名に記載された日か の 起算して5年以上 続して居住してい 者	Nら .継	0		0				0
鹿児島県	徳之島町	0		0				0							0			看護職員等奨学会 貸与された期間、 育士等奨学金は 間	保	看護職員等奨学金は 貸与された期間、保 育士等奨学金は5年 間	0	(	0			0
沖縄県	糸満市		〇 保育士養成施設	0 0		サがウム 7 円点	0				0			C	)				0	0	0		0 0		獣医師 栄養士	
沖縄県	南大東村	0		0 0	0 0	対が定める国家 資格を取得した			O 18 _	0 0	0				0			O 5年以上 基準日(毎年4月1		S年以上 基準日(毎年4月1日)	0	0 (	0		幼·小·中教諭 電気主任技術者	0
沖縄県	多良間村	0		0				0						0 0	0			● 単年4月1 ○ から継続して村内 定住している人	310	■ 単年4月1日) ○ から継続して村内に 定住している人		0				0